

平成25年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成25年3月18日
開会 10時00分 閉会 17時05分
2 場 所 幕別町役場5階議事堂
3 出 席 者

① 委 員 (19名)

- | | | | | |
|---------|---------|----------|---------|---------|
| 1 小川純文 | 2 寺林俊幸 | 3 東口隆弘 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 岡本眞利子 | 7 藤原 孟 | 8 乾 邦廣 | 9 牧野茂敏 | 10 谷口和弥 |
| 11 芳滝 仁 | 12 田口廣之 | 13 前川雅志 | 14 成田年雄 | 15 中橋友子 |
| 16 野原恵子 | 17 増田武夫 | 18 斉藤喜志雄 | 19 千葉幹雄 | |

② 委員長 前川雅志

③ 議 長 古川 稔

④ 説明員

- | | | |
|------------------|--------------------|------------------------|
| 町 長 岡田和夫 | 副 町 長 高橋平明 | 教 育 長 金子隆司 |
| 会 計 管 理 者 川瀬俊彦 | 総 務 部 長 古川耕一 | 経 済 部 長 飯田晴義 |
| 民 生 部 長 菅 好弘 | 企 画 室 長 伊藤博明 | 建 設 部 長 佐藤和良 |
| 忠類総合支所長 姉崎二三男 | 札 内 支 所 長 飛田 栄 | 教 育 部 長 佐藤昌親 |
| 総 務 課 長 菅野勇次 | 企 画 室 参 事 室長事務取扱 | 地 域 振 興 課 長 原田雅則 |
| 糠内出張所長 湯佐茂雄 | 税 務 課 長 中川輝彦 | 会 計 課 長 阿部麗子 |
| 監査委員事務局長 鎌田光洋 | 町 民 課 長 横山義嗣 | 福 祉 課 長 田村修一 |
| こども課長 山岸伸雄 | 保 健 課 長 境谷美智子 | 保 健 福 祉 課 長 稲田和博 |
| 商工観光課長 森 廣幸 | 経 済 建 設 課 長 細澤正典 | 農 林 課 長 森 範康 |
| 経 済 部 参 事 須田明彦 | 土 地 改 良 課 長 坂井康悦 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 野坂正美 |
| 経 済 部 参 事 伊藤雅実 | 土 木 課 長 角田和彦 | 都 市 施 設 課 長 田井啓一 |
| 学校教育課長 羽磨知成 | 生 涯 学 習 課 長 澤部紀博 | 図 書 館 長 長谷 繁 |
| 学校給食センター所長 坂口惣一郎 | 選挙管理委員会事務局長 (古川耕一) | 選挙管理委員会事務局書記長 (菅野勇次) |
- ほか、関係主幹及び係長

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

- 局長 米川伸宣 課長 萬谷 司 係長 金田恭之

- 4 審査事件 平成25年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査
5 審査結果 一般会計質疑
6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 前川 雅志

議事の経過

(平成25年3月18日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○委員長(前川雅志) ただいまより、平成25年度幕別町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。
審査に入ります前に、一言ご挨拶を申し上げます。

さきの本会議におかれ設置された本特別委員会の委員長として、私が大役を仰せつかることとなりました。

何分にも、ふなれではありますが、委員の十分な審査の保障と円滑な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、特段のご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

ここで、審査の進め方について確認させていただきます。

まず、一般会計の歳出1款議会費より13款予備費まで、款ごとに審査をしてみたいと思います。
その後に、歳入の審査を行い、審査が終わりましたら、歳入、歳出の総括的な質疑をお受けいたします。

次に、特別会計及び事業会計の審査につきましては、各会計ごとに審査してまいります。

なお、質疑がある場合には一括し、必ずページ番号と目、節を言ってから発言をお願いいたします。
また、関連する質疑については、第一発言者の発言が終わった後に、関連と言って挙手をお願いいたします。

答弁に立たれます説明員におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案第3号、平成25年度幕別町一般会計予算から議案第11号、平成25年度幕別町水道事業会計予算までの9議案を一括議題といたします。

最初に、議案第3号、平成25年度幕別町一般会計予算の審査を行います。

それでは、予算積算基礎並びに歳出1款議会費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(古川耕一) 初めに、お手元に配付いたしております予算積算基礎に基づきまして、平成25年度の予算概要についてご説明申し上げます。

予算積算基礎の1ページをごらんいただきたいと思います。

平成25年度会計別予算額総括表になりますが、一般会計のほか、国民健康保険特別会計など7特別会計と1事業会計を合わせて9会計から成るものであります。

合計欄にありますように、平成25年度当初予算総額は、221億76万7,000円となりまして、平成24年度の当初予算額合計額と比較いたしますと、2.8%の増となっております。

それでは、各会計別に前年度と比較いたしました増減内訳等につきましてご説明いたします。

初めに、一般会計であります、133億6,579万6,000円で、前年度当初予算と比較いたしまして、1.5%の増であります。

詳細につきましては、後ほど、2ページ、3ページの款別予算額の中で申し上げたいと思います。

次に、国民健康保険特別会計は35億1,665万3,000円で、前年度比7.1%の増となっております。

これは、保険給付費、いわゆる医療費の増によるものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計は3億2,552万2,000円で、前年度比3.2%の増であります。医療費分である広域連合納付金がふえたことによる増であります。

次に、介護保険特別会計は22億7,332万4,000円で、前年度比8.0%の増となっております。

主に地域密着型介護サービス等の増であります。

次に、簡易水道特別会計は4億4,554万2,000円で、前年度比0.2%の減であります。昨年度とほ

ほぼ同額となっております。

次に、公共下水道特別会計は10億6,921万1,000円で、1.8%の減であります。

主な要因は、浄化センター更新事業や下水道建設費の減が主な要因であります。

次に、個別排水処理特別会計は1億7,195万7,000円で、1.6%の増であります。昨年度とほぼ同額となっております。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、忠類地区のみの施設運営に係る会計であります、5,839万1,000円で3.5%の増であります、排水処理施設管理費の増が主な要因であります。

次に、水道事業会計は8億7,437万1,000円で、前年度比較では2.1%の増であります。

主には、配水管整備費の増によるものであります。

下の表の再掲にありますように、このうち3条予算である収益的支出につきましては6.8%の減となっておりますが、4条予算である資本的支出につきましては25.7%の増となっており、配水管整備費の増が主なものであります。

続きまして、2ページ、3ページの平成25年度一般会計歳入歳出款別予算額についてご説明申し上げます。

初めに、2ページの歳入について主なものを申し上げます。

1 款の町税につきましては、前年度比0.2%の増で計上しております。

税目ごとの予算額につきましては、3ページの下表に載っておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

まず、1 項の町民税につきましては、農業所得の増加で、前年度と比較して0.3%の増で計上しております。

2 項の固定資産税につきましては、土地の下落修正などの影響から、1.0%の減で計上しております。

3 項の軽自動車税につきましては、0.4%減であります、昨年とほぼ同額を計上しております。

4 項の町たばこ税は、本年4月からの税源移譲により、7.1%の増で見込んでおります。

5 項の入湯税は、1.7%の増であります、昨年とほぼ同額を計上しております。

以上、合計いたしまして、町税全体で0.2%の増で計上したところであります。

2ページにお戻りいただきたいと思ひますが、2 款地方譲与税から10 款の地方特例交付金までは、国の制度改正の状況や過去の交付実績等を勘案の上、見込んでおります。

次に、11 款の地方交付税であります、前年度比1.1%の増で計上いたしております、そのうち、普通交付税については、地方財政計画や特殊要素である事業費補正などの状況を勘案して推計し、前年度交付決定額との比較では3.1%の減、また特別交付税については、前年度当初と同額の2億円で計上しております。

13 款の分担金及び負担金は、率で26.6%の減であります、主に道営事業分担金の減によるものであります。

15 款の国庫支出金であります、22%の増となっております、主には地域の元氣臨時交付金によるものであります。

16 款の道支出金は、16.6%の増となっております。

これは、経営体育成支援事業や参議院議員選挙委託金の増が主なものであります。

17 款の財産収入は、7.0%の減であります、これは主に苗木売り払いの本数の減によるものであります。

続きまして、19 款の繰入金は、0.6%の減であります、財政調整基金からの繰り入れを昨年同様、2億5,000万円計上しているものであります。

22 款の町債は、12.4%の減であります、このうち普通建設事業に係る町債が4億910万円で、前年度に比べ1億8,100万円、30.7%の減であります。

次に、歳出であります、3ページをごらんいただきたいと思ひます。

歳出の合計欄を見ていただきますと、前年度当初予算との比較で1.5%の増となっております。

主なものにつきましてご説明させていただきますが、まず1款の議会費につきましては、前年度比3.1%の増であります。議会中継システムの更新が主な要因であります。

2款の総務費につきましては、4,090万8,000円の増、率では6.3%の増となっております。

主には、上当寿の家建設や新庁舎建設事業、コミュニティバス等運行費補助金などの増によるものであります。

3款の民生費につきましては、1億6,352万8,000円、率にして6.0%の増であります。

これは、主には障害者支援費や日中一時支援事業の増、古舞へき地保育所増築などの増によるものであります。

4款の衛生費につきましては、0.6%の増であります、ほぼ昨年同額となっております。

5款の労働費につきましては、100.3%の増であります、主に緊急雇用対策などの増によるものであります。

6款の農林業費につきましては、3.0%の増であります、主に経営体育成支援事業や農業体質強化基盤整備促進事業などの増によるものであります。

7款の商工費につきましては、1.8%の増であります、中小企業融資など、貸付金の増が主なものであります。

8款の土木費につきましては、1.8%の増となっております、道営住宅関連整備事業や都市公園整備事業の増などによるものであります。

9款の消防費につきましては、0.2%の増であります、ほぼ昨年同額となっております。

10款の教育費につきましては、2.5%の増であります、忠類中学校体育館の床の改修や糠内小学校大規模改修事業などの増によるものです。

11款の公債費につきましては、5.7%の減であります。

過去に実施した繰上償還などにより、元金、利子が減となったものであります。

12款の職員費につきましては、0.1%の減であります、退職と採用による新陳代謝に伴う一般職給与費の減が主なものであります。

次に、4ページをお願いします。

4ページは、ただいま申し上げました歳出予算を性質別に区分したものであります。

まず、1の件人費につきましては、0.1%の減であります、先ほど申し上げました歳出同様、新陳代謝に伴う一般職給与費等の減であります。

2の扶助費につきましては、5.8%の増となっております、障害者支援費の増が主なものであります。

3の公債費につきましては、5.7%の減であります。

繰上償還の効果による元金、利子の減によるものであります。

4の物件費については、6.7%の増、PCB廃棄物処理や日中一時支援業務、緊急雇用対策に係るものの増が主なものであります。

5の維持補修費につきましては、12.9%の増。

6の補助費等につきましては、0.3%の減。

7の投資及び出資金につきましては、1.7%の減。

8の貸付金につきましては、9.1%の増であります、中小企業融資運用資金貸付金などの増が主なものであります。

10の繰出金につきましては、3.8%の増であります、主に介護保険特別会計や公共下水道特別会計への繰出金の増によるものであります。

12の投資的経費につきましては、2.4%の減であります。

このうち補助事業につきましては、10.1%の増であります、道営住宅関連整備事業の増であり、また単独事業につきましては、5.3%の減であります、これは昨年、圧雪車の購入があったことと道路新設改良費の減が主なものであります。

次に、積算基礎の5ページ以降についてでありますけれども、歳入の説明などのほか、歳出につきまして、10ページからになります、具体的な積算基準等を示しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、18ページから20ページまでは、主な投資的経費について一覧にいたしております。

個々の事業の説明につきましては、省略をさせていただきます。

それ以降は起債の状況、それから35ページは債務負担行為、36ページ以降は各特別会計の状況などを掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上、予算積算基礎の概要説明を終わります。

続きまして、一般会計予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計予算書の1ページになりますが、平成25年度における幕別町の一般会計予算に係る各種の定めが掲載されております。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億6,579万6,000円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出予算の款別の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によることとし、次のページから8ページまで、それぞれ定めるものであります。

第2条は、債務負担行為について定めるものでありますが、詳細については後ほど説明させていただきます。

第3条は、地方債について定めるものでありますが、これも詳細については後ほど説明させていただきます。

次の第4条では、一時借入金の借り入れの最高額を20億円と定めるものであります。

それでは次、9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページ、第2表、債務負担行為であります。

初めに、コミュニティバス運行費補助金であります、コミュニティバスの運行に当たりまして、本年10月からの5年を期間としてバス事業者と運行協定を締結し、運行費の一部を補助しようとするものであります。

なお、限度額につきましては、運行事業者が運行する全ての乗り合い系統の状況により国庫補助金が決定される仕組みであり、運行事業者が決定しない段階では補助金を適正に見込むことが困難でありますことから、第2表に記載のとおりとしたものであります。

次に、財務会計システム、健康管理システム、メールサーバー、図書館システムの購入であります、今年度更新を予定しております各種器機を北海道市町村備荒資金組合を通じて導入をするもので、4年を期間といたしまして、それぞれ元金とその利息の合計額を限度に債務負担を設定させていただくものであります。

第3表、地方債であります。

本年度は、一番上の上償の建設事業債から、11ページ一番下の臨時財政対策債まで合計42事業、10億3,210万円を限度額といたしまして地方債を起こすものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、この表に記載のとおりであります。

続きまして、歳出予算、1款議会費の説明に入らせていただきます。

42ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、1款議会費の説明をさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度予算額1億993万3,000円、本目は1節議員報酬ほか、9節の旅費、11節需用費など、議会運営に係る各種経費となっております。

43ページをお開きいただきたいと思います。

18節備品購入費は、議会中継システムの更新を行うものです。

以上で、1款議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので、予算積算基礎並びに 1 款議会費、あわせて質疑を受けいたします。

よろしいですか。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 予算積算基礎並びに 1 款議会費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、2 款総務費の審査を行います。

2 款総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（古川耕一） 2 款総務費につきまして、ご説明申し上げます。

44 ページをごらんいただきたいと思います。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 7,212 万 3,000 円であります。

4 節の共済費、7 節賃金は事務補助などの臨時職員、嘱託職員に係る経費、11 節需用費は法令等追録代、事務用消耗品のほか、庁舎に係る光熱水費が主なものであります。

次のページになります。

12 節役務費は、郵便料、電話料などであります。

13 節委託料は、顧問弁護士委託料、広報配送委託料及び例規集管理システム委託料などあります。

14 節使用料及び賃借料は、複写機借上料が主なものとなっております。

次のページになりますが、2 目広報広聴費 869 万 3,000 円、本目は 11 節需用費の町の広報誌に係る印刷製本費が主なものであります。

次に、3 目財政管理費 44 万 4,000 円、次のページになりますが、11 節需用費の予算書の印刷製本費が主なものとなっております。

4 目会計管理費 120 万 5,000 円、本目は出納室に係る費用で、11 節需用費の決算書の印刷製本費、12 節役務費の指定金融機関である北洋銀行への派出業務取扱手数料が主なものであります。

5 目一般財産管理費 5,161 万円、本目は役場庁舎及び幕別中央会館、札内中央会館等の管理費用であります。

11 節需用費は、幕別中央会館及び国際パークゴルフ協会などが入居している共同事務所に係る光熱水費など、次のページになりますが、13 節委託料は、細節 1、役場庁舎の清掃などの管理委託料、細節 13、PCB 廃棄物処理委託料は、法律により PCB 廃棄物の適正な処理が義務づけされており、平成 25 年度から室蘭市の日本環境安全事業株式会社において処理が可能となりますことから、処理に係る費用を計上するものであります。

18 節備品購入費は、庁舎の事務用椅子や消化器などの購入に要する経緯であります。

6 目近隣センター管理費 1 億 2,225 万 8,000 円、本目は 40 カ所の近隣センターと 6 カ所のコミセン等の管理運営に係る費用であります。

49 ページになりますが、13 節委託料は、各コミセンの管理業務に係る委託料、次のページの細節 13、14 及び 15 節工事請負費の細節 2 から細節 4 は、高規格道路の延伸により移転する上当寿の家の建設事業であります。細節 1 は、緑町近隣センターの改修工事が主なものであります。

18 節備品購入費では、近隣センターの暖房器具やカーペットなどの購入に係るもの、19 節負担金補助及び交付金については、近隣センター運営委員会に対する運営交付金が主なものであります。

7 目庁用車両管理費 1,106 万 4,000 円、本目は役場本庁の集中管理車両 18 台、忠類総合支所管理車両 8 台の合計 26 台の車両維持管理費用であります。

次のページになります。

8 目町営バス運行費 303 万 4,000 円、本目は幕別一駒島間の町営バス運行に係る費用で、13 節委託料の町営バス運行委託料が主なものであります。なお、今年度は 10 月から運行形態の見直しをするため、4 月から 9 月までの 6 カ月分の委託料であります。

9 目町有林管理費 2,074 万 4,000 円、本目は町有林の管理費用であります。

15 節工事請負費、町有林整備工事は、本年度、下草刈りを約 104 ヘクタール、除間伐等を約 72 ヘクタール、支障木整理 80 本などを実施いたします。

10 目町有林造成費、3,006 万 9,000 円であります。

本目は町有林の造成に係る費用で、次のページの 15 節の町有林皆伐工事は約 15 ヘクタール分を、町有林造成工事は、地ごしらえ約 27 ヘクタール及び植栽を約 23 ヘクタール実施いたします。

11 目企画費 6,668 万 4,000 円、主なものは 19 節負担金補助及び交付金で、細節 5、十勝圏複合事務組合負担金ほか広域行政に係るもの、次のページになりますが、細節 15、地域公共交通確保対策協議会補助金は、協議会開催やコミバスの時刻表印刷などに係る経費及び駒形線見直し運行に係る試行のための経費を補助するものであります。細節 16、定住促進住宅建設費補助金は、本町市街地及び忠類市街地における定住対策として個人住宅の建設促進などに係る補助制度、細節 17 は、コミバス運行に係る運行事業者への補助金、細節 18 は、本年度パークゴルフ発祥 30 周年を迎えることから、記念事業に係る実行委員会の補助金を申請したものであります。

12 目支所出張所費 97 万 3,000 円、本目は札内支所及び糠内、駒畠、各出張所に係る費用で、11 節需用費のほか、次のページになりますが、12 節役務費の電話料など、事務用経費が主なものであります。

13 目職員厚生費 1,207 万 2,000 円、本目は職員の福利厚生及び研修に係るものであります。

9 節旅費は、職員の研修に係る特別旅費であります。厚生労働省や北海道への派遣研修旅費、自主研修、北海道市町村職員研修センターでの研修及び民間企業研修などを実施する予定であります。

12 節役務費は、人間ドック 182 人、及び健康診断手数料は延べ 320 人分を計上しております。

14 目公平委員会費につきましては 5 万 8,000 円でありますが、本目は公平委員会開催に係る経費であります。

次のページになります。

15 目交通防災費 7,406 万 9,000 円、本目は交通安全対策、防犯対策及び災害対策などに係る費用であります。

1 節報酬は、交通安全指導員 31 名分の報酬が主なものであります。

7 節の賃金は、交通安全推進委員 1 名に係る費用であります。

11 節需用費は、細節 4、交通安全啓発用消耗品費のほか、細節 7 の防災対策消耗品費、細節 21 の防犯灯の電気料、細節 42 の防犯灯の修繕料が主なものとなっております。

次のページになりますが、15 節工事請負費では、防犯灯新設 20 灯、更新 80 灯を予定しております。

18 節備品購入費では、町の災害情報や避難情報を住民の携帯電話などに配信するエリアメール配信システムを導入するものであります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 6、生活安全推進協議会への交付金が主なものであります。

16 目諸費 1,345 万 6,000 円であります。

本目は、1 節報酬の各種委員会開催に係る報酬や、次のページになりますが、8 節報償費の町の功労者などへの各種記念品、19 節負担金補助及び交付金では、細節 3 の十勝町村会負担金、細節 8、地方バス路線維持費補助金などが主なものであります。

24 節の投資及び出資金は、地域振興公社への出資金 10 株分を計上しております。

次のページになります。

17 目基金管理費 204 万円、本目は各種基金から生じる利息あるいは寄附金等をそれぞれ基金へ積み立てるものであります。

18 目電算管理費 8,381 万 4,000 円、本目は電算管理及び処理業務に係る費用であります。11 節需用費は、各種納付書などの印刷製本費及び各種パソコンシステムに係る修繕が主なものであります。

13 節委託料の主なものは、総合行政情報システムに係る細節 6、業務用ソフト保守点検、次のページになりますが、細節 10、電算システム運用委託料は、パソコンネットワークの運用を民間会社に委

託しているものであります。

18 節備品購入費は、主には細節 2 の総合行政情報システムに係る経費であります。

また、細節 3 から細節 5 は、OS のサポート終了のため、平成 17 年度導入の既存システムを本年度更新し、備荒資金組合へ支払いしていくものであります。

19 目協働のまちづくり支援費 3,145 万 6,000 円、1 節公区长報酬や 19 節負担金補助及び交付金は、114 公区に係る公区運営費交付金及び協働のまちづくり支援事業交付金が主なものであります。

次のページですが、20 目総合支所費 1,158 万 5,000 円、本目は忠類総合支所に係る運営経費等を計上しております。

1 節報酬につきましては、地域住民会議委員 15 名の報酬、7 節賃金は 4 名の臨時職員に係る賃金であります。

11 節需用費や 12 節役務費などは、事務的経費に係るものが主なものであります。

なお、昨年に引き続き、地域活性化事業としての忠類地域の観光マップの印刷など、8 節報償費や 11 節需用費などに 50 万円ほどの予算を計上しております。

次のページになりますが、21 目新庁舎建設事業費 1,534 万 6,000 円、本目は新庁舎建設の基本設計に係る予算を計上しております。昨年、継続費で計上いたしました基本設計業務の 2 年目であります。

2 項徴税費、1 目税務総務費 163 万 3,000 円、1 節の固定資産評価審査委員会委員報酬のほか、賦課事務等に係る事務用経費及び、次のページになりますが、19 節負担金補助及び交付金、細節 4、十勝圏複合事務組合負担金、これは滞納整理機構への負担金、細節 9、地方税電子化協議会運用関係費負担金は、電子申告の運用、維持経費に係る負担金が主なものであります。

2 目賦課徴収費 1,952 万 6,000 円、本目は賦課徴収に係る費用であります。12 節役務費、次のページになりますが、細節 19、コンビニ収納手数料につきましては、コンビニに対し 1 件 60 円の手数料を支払うものであります。平成 25 年度は延べ 2 万 6,000 件、利用の見込みであります。

細節 20、インターネット購買等利用料につきましては、平成 24 年度の納入実績が 9 件で、21 万 4,841 円であります。

13 節委託料は、細節 7、収納管理システム保守点検委託料、細節 10、標準地不動産鑑定委託料が主なものであります。

23 節償還金利子及び割引料は、修正申告などに伴う還付金であります。次のページですが、3 項戸籍住民登録費、1 目戸籍住民登録費 1,548 万 7,000 円、本目は戸籍及び住民登録事務に係る費用であります。

13 節委託料は、主には細節 8、戸籍電算システム保守点検で、電算化された戸籍システムの委託料であります。

14 節使用料及び賃借料は、細節 20、戸籍総合システムブックレスソフト使用料が主なものであります。これも戸籍の電算化に伴うものであります。

次のページになりますが、18 節備品購入費です。

細節 1、住基ネットワークシステム器機の更新、細節 2、戸籍複本データ管理システムは、戸籍複本を紙媒体からデータベース化し、災害等による戸籍消失の際の迅速な再生を可能とするものであります。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費 47 万 3,000 円、本目は平常時の選挙管理委員会開催に係る費用であります。

2 目参議院議員選挙費 1,323 万 5,000 円、本目は本年 7 月執行予定の参議院議員選挙に係る費用であります。

67 ページになります。

5 項統計調査費、1 目統計調査費 212 万 7,000 円、本目は各種統計調査に係る調査員の報酬ほか、事務的経費に係るものであります。

なお、本年は、住宅土地統計調査などが実施される予定となっております。

6 項監査委員費、1 目監査委員費 241 万 9,000 円、1 節の監査委員報酬のほか、監査業務に係る経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

増田委員。

○17 番（増田武夫） ただいま、いろいろ説明をしていただいたのですが、もう少しゆっくりと説明していただくと非常に理解がしやすいのではないかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

総務費の 45 ページであります。ここで初めて業務委託の関係などが出てくるわけでありますけれども、業務委託に関することについて、若干質問したいというふうに思います。

業務委託、近年非常に件数が多くなってまいりまして、25 年度更新したものだけで 72 件に達するわけであります。やはり業務委託、業務委託についてはその時々さまざまな問題提起をしてきているわけでありますけれども、一つはそこで働く人たちの状況、条件というものが余り劣悪にならないような、そういう処置をいろいろ要望してきたところでありますけれども、もう一つは、業務委託をした結果、その業務が町民にとって悪くならないといえますか、そういうサービスが低下しないようにしていくことが非常に大きな留意点だというふうに思うわけです。

そうした点で見てまいりますと、例えばここで業務委託では、忠類中学校及び忠類体育館の管理業務が来年度から、部分的でありますけれども、忠類中学校の用務員が体育館の業務を兼務するというような状況になる予定であります。これは忠類体育館、住民がそこでいろいろスポーツしたりしているわけでありますけれども、確かに午前中の利用者は少ないというようなこともあるのですけれども、やはり学校の用務員さんとそこを兼務して管理するということになれば、どうしても体育館の管理、中学校の本来の業務というものがやはり手薄になるのではないか。そうした点から言えば、学校教育にも影響がないとは言えないというふうに思うのです。

そうした点で、これから委託業務をやっていく際に、そうした委託した業務の内容が町民にとってサービス低下になっていかないような、そういう委託の仕方を今後留意していくべきではないか、そのように考えるわけで、そうした委託業務をしていく場合の基本的な姿勢をお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、もう一点でありますけれども、62 ページにいつも問題にしております徴税费の中の細節 4 で滞納整理機構に 58 万 3,000 円、それから国保の関係では 68 万 9,000 円、総額では若干昨年より下がるのかもしれないのですが、今年は平成 25 年度においては、どういう委託、何件、総額何円になる委託をしていくのかお聞きしておきたいと思います。

以上、2 点です。

○委員長（前川雅志） 副町長。

○副町長（高橋平明） まず最初に、私のほうから、業務委託に対する考え方についてのご質問に対してお答えさせていただきたいと思います。

業務委託の委託を契約する際には、今、増田委員のご指摘のとおり、サービスの低下が起こらないことを前提として、なおかつ民間の力を生かした新しいサービスにもつながるようなことを期待して、委託発注をさせていただいてるところであります。

業務を積算する際に、その業務を委託することによってサービス低下を招くようなことが決してないような積算をさせていただいておりますので、業者との今後も話し合いを重ねて、サービス低下につながらないように指導もしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） ただいまご指摘のありました、滞納整理機構に関するものでございます。これにつきましては、12 月に引き継ぎ予告書というものを発送しております。それで、反応のあったものの、何らかの連絡のあったものを除いて現在リストアップをして、今、一生懸命検討している最中で

ございます。

それで、現在、おおむね 13 件程度、昨年と同じ 13 件程度予定しております。

それで、預け金額については、大体 1,200 万円から 1,500 万円の間になるものというふうに今現在考えております。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○17 番（増田武夫） まず、1 点目の問題でありますけれども、この忠類体育館と中学校の関係では、午前中の利用者がすごく少ない、すごくといいますか、そう多くないという、そういう状況もあつてのことだというふうには思いますけれども、やはり地域住民にとっては、そうした少しずつの変化というものが住民に対する精神的といいますか、いろいろな面での影響が大きいわけでありまして、そうした点での対応の仕方は慎重にしていってほしいと思いますし、やはりこの業務委託をしたことによってサービスが低下したというようなことが決してないように、今後留意しながら進めていただきたいというふうに思います。

2 番目の徴税の問題ですけれども、これはこれまでもこの場所等でいろいろ議論してきましたので多くは申さないわけでありまして、やはり今日のようなこういう経済状況の中で、町民が非常に経済的にも苦しい状況を経験している中で、やはりそうした住民に寄り添った行政、そういうものを貫いていく必要があるというふうに思います。

そうした点では、やはり機械的な徴収というようなことに委ねているのではなく、あくまでも町民の立場に立った徴税業務をしていただきたいと。そのことでありますけれども、例えばさまざまな差し押さえなどもありまして、一般質問の中でも問題になりましたけれども、インターネットのオークションなどで見ますと、ほんの 100 円とか何百円というような落札のものまで差し押さえられているというようなこの状況を見ますと、やはりこれが本当に寄り添った徴税のあり方なのかと、そういうような思いも抱かせるようなものになっているのではないかと、そのように思います。来年度の徴税業務をどういう姿勢でやっていくのか、再度お答え願いたいと思います。

○委員長（前川雅志） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 増田委員さんのご指摘で、まず我々税務行政をやるに当たり、先ほど増田委員さんが言われたように、常に町民の側に立った立場で業務をなささいというふうに日ごろ言っておるものでございます。それで、差し押さえをする前にまず一度一呼吸してから、これが本当に差し押さえしていいのかどうかということもじっくり考えて、やってもらうようにという形にしております。

また、インターネットオークションのことについてもご指摘がありましたけれども、これも滞納者と相談いたしまして、少しでも税額を減らしたいので何とかならないだろうかというような、お互い協議の中でいたしたものでございます。決して私ども強制的に、インターネットオークションのほうにかけているものではないということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○17 番（増田武夫） オークションで全国に発信されるわけですよね。そういう中で、そういう中に 100 円だとか数百円だとかという落札価格になるようなものが、果たしてオークションに出す、そういうものとしてふさわしいのかどうか。やはりそこに町の姿勢というものがあらわれてくるわけで、だからそうした点での姿勢というものを、やはり町自身がしっかり持つべきだと思うのです。だから、その辺に、この税金というものに対する姿勢というものをしっかりと町として持つべきだというふうに思うのですけれども、もう一度その点についてお答え願いたいと思います。

○委員長（前川雅志） 総務部長。

○総務部長（古川耕一） 今、滞納整理の関係でいろいろお話をさせていただきました。

インターネット公売につきまして、確かに今、増田委員さんがおっしゃいましたように 1,000 円に満たないものもインターネット公売にさせていただいております。これは私ども、この間の一般質問でもお話をさせていただきましたように、本当に接触のない方あるいは納税意識がない方が最後には滞納処分をしなければならないという実態が確かにあります。このまま放置しておいたら入らないも

のでありますから、滞納処分せざるを得ない。その中でインターネット公売もさせていただいておりますけれども、まずは滞納者の方には納税意識を高めていただくということが私ども一番だというふうに思っております。

ですから、実際に本当に 100 円、200 円かもしれませんけれども、納税者にとってその意識を高めていただく、あるいは 100 円、200 円でも貴重な私どもにしてみれば財源であります。これは 100 円だから 200 円だからとか 1 万円、2 万円だからということではなく、100 円からでも私どもにとっては貴重な財源でありますので、それはインターネット公売が安いものがだめという考えは私どもは持っておりません。

そして今、先ほど課長も申し上げましたように、インターネット公売につきましては、本人との了承の中でぜひ少しでも税額を減らしたいという本人の思いもあって、生活に支障のないもの、あるいはふだんタンスの中あるいは押し入れの中に入っているものを、ぜひこれを出して、少しでも税額を減らしていただきたいという本人の思いもありますので、私どもそれを受けましてやらせていただいていると。これは我が幕別町だけではなくて、全国的にそういう傾向でありますので、私どもの町だけが 100 円、200 円をやっているわけではないということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○17 番（増田武夫） 100 円、200 円がおそろかにしていいお金だという意味で言っているのではありませんけれども、やはりインターネット公売についても、しっかりとした方針を持ってしていただきたい、そのことを申し上げて終わります。

○委員長（前川雅志） ほかに質疑ございませんか。

野原委員。

○16 番（野原恵子） 65 ページの 2 目参議院選挙費の中で、投票所のことでお聞きしたいと思います。

今、幕別町全体で投票所が何カ所あるのかお聞きしたいと思います。そしてその基準は、どういう基準で設置をしているのか、その点お聞きいたします。

○委員長（前川雅志） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（菅野勇次） 投票所の関係でございますけれども、今、幕別町では 23 カ所設置してございます。投票所においては、まずは投票される方の利便性を考慮した上で設置をしているところであります。以前には箇所数についてはもう少し、幕別町で言いますと 30 カ所程度あったときもあったのですが、時代の背景で交通の状況ですとか、車の状況がよくなったということで、若干数を減らしたという経過はございますけれども、現在については 23 カ所ということになってございます。

○委員長（前川雅志） 野原委員。

○16 番（野原恵子） 今、時代の背景で、利便性ですとかそれから車の状況がよくなったので投票所の箇所を減らしたという、そういうお答えでしたのですが、今、時代の背景ということであれば、高齢化が進むという、そういう状況もありまして、やはり近くに投票所があれば自分でも行ける、そういう状況も聞いているところでもあります。投票所が遠くなったので、どうしても気候の状況ですとか、そういう状況で行けなくなったということも実態としてありますので、今の町民の生活状況を考えれば、やはりもっと近いところに投票所を設けていく、そういうことも考えていかなければ、投票率も上がるということにもなりませんし、町民の意思を反映するそういう選挙、本当に大事ですので、そういうことも考えますと、やはり設置場所をふやしていく、そういうことが大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 選管書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（菅野勇次） 投票所の関係ですけれども、基準につきましては有権者の方が最低 100 人ということを目安に設置をしているところでございまして、ふやしたらどうだというご意見なのですが、逆に農村部、特に有権者の少ないところに投票所を設置することになりますと、投票立会人になっていただける方がなかなか少なく、そういった面で、かなり過去

においても苦慮しているような状況がございまして、そういったこともございまして、現行の 23 カ所ということにいたしましたところでございます。

○委員長（前川雅志） 野原委員。

○16 番（野原恵子） 100 人をめどにということでしたけれども、やはりその地域に住んでいる方にとって、投票したいという思いは本当に大切なそういう自分の意志を反映するということでは、大事な行為だと私は思います。ですから、人数ですとか立会人とかそういうことではなくて、一人でも多くの町民の意思を反映させていく、そういう考え方が私は大事だと思っております。ですから、立会人とかそういうことであれば、手だてをとることができる問題だと私は思うのですね。

それで、やはりこういうふうにして、自分たちが本当に投票をする、選挙権という歴史を考えますと、一人でも多くの方が投票できる手だてをとっていく、そのことが町政に対しても国政に対しても、町民の意識を高める大切な投票所だと思いますので、そのところはきちっと手だてをとっていかねばならないと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（古川耕一） 今の野原さんのご質問にお答えしたいと思います。確かに選挙しやすい環境をつくるというのは私どもの使命でありますので、そういう姿勢で私どもは臨ませていただいております。

ただ、今先ほど申し上げました投票所の数につきましては、これは管内でもかなり多いのですね。ほかの町では、もっともっと減らしてきているという実態があります。私ども今までの平成 15 年からの 23 カ所から減らしてきているわけでもありますけれども、ほとんどが農村地区を本当に減らして、統合しながらですね。地域の要望もあって、統合してもいいという要望もありながら統合してきたという経緯があります。逆に、町の中ではふえたところもありますので、選挙を少しでもしやすいような環境づくりを目指して、そういう統廃合しながら実態をきちっと捉えながら進めさせていただいているというのが実態です。

以上です。

○委員長（前川雅志） 野原委員。

○16 番（野原恵子） 町は、市街地でも減っている場所もあるという現実もあります。やはり、そういう点では、きちっと住民の意思を反映できる、そういうことも考えていかねばならないと思っております。

それで、なかなかそういう条件で投票所に行けなかった、そういう状況が生まれてきている現状もあるのですけれども、そういうことであれば、投票する、そのことに対する手だてということも講じていかねばならないと思いますが、その点をお伺いしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（古川耕一） おっしゃいますように、投票環境というのは私どもも先ほども言いましたように、努めなければならないと思います。ただ、今、期日前投票も実際には先ほどの衆議院議員におきましても約 22 パーセント、2 割以上の方が期日前投票をされていることもありまして、かなり期日前投票についても浸透してきているのかなと思います。それから、農村地区につきましては、車で移動されるということもあるものですから、その辺の利便性も含めて、地域もぜひ一緒に統合したいという声も聞きながら、進めさせていただいている。そして町場で減らしたのがあるという、町場では減らしたのはいつもありませんので、逆に町場ではふやしていただいておりますので、確かに暁全公区、札内区と豊町をあわせて暁町近隣センターに新設したということもありますけれども、それだけで、あと町の中については今までどおりでございます。

○委員長（前川雅志） 野原委員。

○16 番（野原恵子） 今、農村地帯なども住民とそういうところで相談しながらということでしたけれども、1 点、在宅投票など、高齢の方でなかなか投票所に行かれない、農村でも今、ひとり暮らしの高齢者もふえてきておりますので、そういう方が在宅投票できるような、そういうことも考えて検討

をしていていただきたいと思います。

○委員長（前川雅志） 選管書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（菅野勇次） 現行の公職選挙法上、障害者の方にかかわる郵便投票という制度がございますけれども、高齢者にかかわる在宅投票という制度については、現行としてはないという状況でございますので、今後そういった動き等が国の法律改正などであれば、それに順次対応していきたいというふうには思いますけれども、そういった国の動き等々も絡んでまいりますので、そういった状況を注視してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（前川雅志） ほかに質疑ありませんか。

小島委員。

○5番（小島智恵） 53ページの細節16、定住促進住宅建設費補助金、それと細節17 コミュニティバス等運行費補助金、そして細節18 パークゴルフ発祥30周年記念事業実行委員補助金……

○委員長（前川雅志） 小島委員、もう少しゆっくりお話しください。

○5番（小島智恵） この3点についてお伺いします。

○委員長（前川雅志） いやいや、どの節3点か、もう一度お願いします。

○5番（小島智恵） 細節16、細節17、細節18。

○委員長（前川雅志） 何ページですか。

○5番（小島智恵） 53ページです。細節16の定住促進住宅建設費補助金ですけれども、これまで利用された方いらっしゃると思うのですけれども、何件ぐらい実績があったのか。それと今後何件ぐらい見込んでおられるのか。また効果、費用対効果についてもお伺いします。

それと細節17 コミュニティバスですけれども、昨年、総務文教委員会のほうで試乗をしたり、またいろいろな意見も出されたわけなのですけれども、運行するような流れになっているかと思うのですけれども、実際、本町地区については結構利用者がいなくて、空バス状態で運行していたりということもあって、例えばタクシーチケットだとか、デマンド型の乗り合いだとか、そういったことの利用はどうか。いろいろ話し合われたわけなのですけれども、その委員会での話し合いがどういうふうに取り入れられたのかお伺いしたいのと、あと細節18のパークゴルフ発祥30周年記念事業ですけれども、どういった内容のことをされるのか、実施の内容をお伺いしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 企画室副主幹。

○企画室副主幹（河村伸二） まず、1点目の定住補助金の実績でございますが、対象地域、幕別市街と忠類市街ございまして、幕別市街につきましては18件、忠類市街については4件、申請ベースでございますが、合計22件の申請がございました。

それから、経済効果につきましては、町内業者で新築の住宅を建設された件数が、幕別市街7件、工事費総額でいきまして1億5,733万円になっております。忠類市街地につきましては新築の町内業者の申請は今年度ございませんでした。

以上でございます。

○委員長（前川雅志） 企画室副主幹。

○企画室副主幹（岡田直之） 2点目のコミュニティバスの運行についてであります。本町地区で昨年7月と11月に2か月間それぞれ一月ですけれども、試験運行させていただきました。試験運行の結果といたしましては、7月が1便当たり3.5人、また11月が3.1人という乗車でございました。

ご質問のタクシーチケットですとか、デマンド運行に向けた協議についてであります。タクシーチケットにつきましては対象の方をどうするのか、また、その金額についてもどのように設定をするのかという、また準備作業、そういったものが莫大な量になるということもあります。

また、2点目のデマンド運行につきましては、市街地のようにある程度利用者が予測される地域というよりも、農村部において導入されておりますように、利用される方が比較的少ない地域において有効な手段というふうにされておりますことから、本町地区、幕別本町地区、札内地区につきましてはコミュニティバスでの運行を計画しているところであります。

以上であります。

○委員長（前川雅志） 企画室副主幹。

○企画室副主幹（國安弘昭） 3点目のパークゴルフ30周年の件でございます。内容につきましては大きく分けて三つを考えております。一つは記念大会、それから一つは記念式典、そして、もう一つは記念誌の発行でございます。記念大会につきましては、パークゴルフの普及等も考えまして、親子大会等のようなものを想定しております。また、記念式典、これまでパークゴルフの記念誌等をつくっていなかったものですから、30周年を機に記念誌をと。今後、実行委員会を立ち上げまして、その中でこれらのことについて話し合っていただき、決めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（前川雅志） 小島委員。

○5番（小島智恵） 細節16の定住促進住宅についてですけれども、実際、町内業者が使われていないという状況もご報告今あったと思うのですけれども、幕別の場合、18件中7件は町内業者ですけれども、11件は町外ということでよろしいでしょうか。11件は町外業者を利用されていると。

となると、その費用対効果を考えると、町外の業者を使われているということは、それ効果はどうなのだろうということなのだと思いますけれども、できるだけ町内業者を使っただくような形にもう少し変えていくのはどうかというふうに思うのですけれども、それについて伺いたいのと、あとコミバスですけれども、もともと目的、高齢者の交通弱者ということで目的がなされていると思うのですけれども、利用者層を見ると特に本町地区、幕高生なんかが通学に使ったりということもあったのですけれども、その件についてはどうなのか。この2点について伺います。

○委員長（前川雅志） 企画室長。

○企画室長（伊藤博明） 一つ目の定住対策についてお答えいたします。

定住対策22件が申請ありまして、まだ今年度全て交付になったわけではありません。その中で22件のうち、まず転入された方というのが13件、30人が予定されております、これは幕別と忠類とになりますけれども。

それから、先ほどの新築か中古かというのをもう一度確認させていただきますけれども、新築が14件、それから中古住宅の購入が8件であります。新築の14件のうち幕別市街において7件の方が町内の建設業者と契約をして建設をされた。残り7件が町外の業者ということになりますけれども、前段申し上げましたように、やっぱり転入が13件あります。我々のところにご相談いただいたときには、できれば町内にも立派な建設業者さんがいますから、ご利用していただけないかと。現実には土地を見せて回るときにも、ここは町内の業者さんの建てた建物ですとか、イメージが湧くように、そういうような話もさせていただいております。転入が13件あった中では町内業者の方が7件というのは、これはそれなりに検討している状況ではないのかなというふうには捉えております。

それと、経済的な効果でもう一つ申し上げますと、町の分譲地、旭町近隣センター跡の4区画、これ売り出してからしばらく売れ残っていたのですけれども、昨年、単価の見直しをいたしました。それから、忠類のおおぞら団地も見直しをいたしました。それから、南町の2区画も見直しをいたしました。それから、昨年の11月には旭町の教員住宅12区画も販売いたしまして、これらが町の分譲地が7人の方に8区画、1人で2区画買った方もいますので、8区画で2,531万2,000円の普通財産の売り上げがあったということになります。以上が、定住対策の効果の補足ということになります。

それから、コミバスにつきましては、これは当然交通弱者ということになりますと、高齢者の方はもちろんのこと、子供たちも当然でありますので、今回利用の、特に幕別線も札内線も朝の1便というのは、それぞれ幕別中学校の子供ですとか、小学校の子供ですとか、それから札内東中学校の子供が多かったということがありますので、これらの方々の利用も決して拒むものではないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（前川雅志） ほかに。ほかの方もいらっしゃいますか。

審査の途中であります、11 時 15 分まで休憩させていただきます。

11 : 03 休憩

11 : 15 再開

○委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑ある方。

中橋委員。

○15 番（中橋友子） それでは、3 点お尋ねしたいと思います。

ページ数が 59 ページ、19 目の協働のまちづくり支援金、19 負担金補助金及び交付金の 3 と 4 であります、一つは公区運営費交付金にかかわりまして、前段資料でいただきました昨年から幕別町で実施しておりました敬老行事、これを各公区に依頼をして実施されております。実施の実績につきましては全体で公区数 73 公区が取り組まれたという実績が報告されておりますけれども、できれば全部実施されることが望ましかったわけですが、ここでとどまってしまったということを押さえた上で今年度どういう方向でやられようとしているのか、まず伺います。

それから二つ目ですが、協働のまちづくり支援事業であります。この協働のまちづくり支援事業は少しずつ定着いたしまして、利用もふえてきているということを一一般質問等でも確認させていただいたところです。これ、六つの大きな事業から構成されておりますが、今年度はこの事業の中で見直しといいますか、少しでもいろんな支援が充足されていくといいなと思うのですが、見直しと検討されているものがあるかどうか。特に私がお訪ねしたいのは、これもさきの議会で大いに議論になりました除排雪にかかわりましての協働のまちづくりの中でどれだけ応援していくことができるのかということで、特にお尋ねしたいと思います。

事業としては、一つには 4 番目の公区の助け合い活動による事業の二つ目の雪を捨てていく場所、これは一応排雪場所につきましては全額町で応援しますよということではあるのですが、排雪場所そのものが確保できないということもありまして、町も公園等、随分頑張っている排雪の申請を受けたら許可をするというような手だてもとってこられているようですけれども、こういった問題の解消のために、さらにどんなふうな支援をしていかれるのかということが一つであります。

それから、二つ目は、地域内除雪機械の導入のところで、これは限定されているのですけれども、通学路ですとか近隣センター等を除雪する場合に、除雪機械を購入すればその 2 分 1 を補助しますよという中身が盛り込まれております。これは、そういった昨今問題になっている高齢者の個人住宅の前を町内で応援して除雪をしようというときに活用できない仕組みですよね、これですとね。そういったところに幅を広げていくことができないものかということと、機械そのものも手押しの機械ですと、50 万円から 60 万円していくということもありまして、相当な高額になっております。それで、この交付率も見直していくというようなお考えはお持ちになっていただきたいと思うのだけれども、どうかということであります。

それから、ここでお尋ねしていいかどうか、もし保健衛生のほうがよければ移しますが、札内支所にかかわって伺いたいと思います。53 ページですね。支所出張所費。札内福祉センターに保健婦さんが常駐されるということを町政執行方針の中で伺いました。具体的な業務の活動内容等について示していただきたい、このように思います。

最後です。ページ数は 64 ページの 1 戸籍住民登録費、13 委託料ここで住基ネットにかかわってありますが、住基ネットの活用、カードの発行等、どのぐらいになっているかということと、あわせまして、今、法律の改正が国のほうで手がけられておりまして、いわゆる国民一人一人に番号をつけていくというようなことが提案されたということで、早ければこれも数カ月の間に実施になるのかなというふうに思っています。これ、もともと国民総背番号制でたくさんの守秘義務等がそういうところで守られない危険性があるというようなことで随分意見が分かれている内容でありましたけれど

も、そういった事業が25年度の中で実施になっていくというふうになれば、町としてもそれなりの対応をしていかなければならないと考えるのですけれども、そういった点はどういう方向性をお持ちでしょうか。

以上です。

○委員長（前川雅志） 保健師の業務につきましては民生費での質問にさせていただきたいと思います。

敬老行事も民生費ですので、あわせてこちらでお願いいたします。

それでは、協働のまちづくり支援事業についての質問と住基ネットについてのご質問。

企画室副主幹。

○企画室副主幹（河村伸二） 次年度以降の改正予定でございますが、昨年の12月19日に第17回協働のまちづくり検討委員会が開催されてございます。その中で検討された事項について次年度以降改正する内容について協議されました。

改正内容につきましては、まず1点目が、公区環境美化支援事業についてでございますが、公区のほうからこの事業の内容について乗用型のみ草刈り機の導入に対しての、今、補助項目あるのですが、乗用型ではなく手押し型も認めていただきたいという要望もございましたことから、この乗用型限定の補助項目、乗用型を除きまして、草刈り機全般について交付対象にするといった内容の改正でございます。

もう一点ございまして、防災活動に関することでございます。防災計画に基づく防災訓練等の実施に関する補助なのですが、現在は防災訓練等の実施に係る経費の3分の2、限度額10万円を交付しているところでございますが、消耗品に限りまして限度額を2万円にし、補助交付率を1分の1に改めようとしているところでございます。

以上が、来年度に向けての改正案でございます。

続きまして、除雪に関することでございますが、除雪に関するところは前段申し上げましたように、改正の今予定はございません。

あと、除雪機の導入に関するご質問でございますが、地域内除雪機械導入に関する事業もございまして、これに関しては、導入した機械は雪かき支援事業においても使用することができるということでございますので、街路や交差点以外に各公区の住宅等にも公区としてお使いいただけるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 住基カードの件につきましてお答えいたします。

現在、総発行枚数が639件となっております、人口比率にいたしますと2.3%ということになっております。

それから、国民総背番号制の件につきましては、先般、閣議決定されたという報道がなされておりましたが、まだ詳細を示されておりませんので、詳しいことはお答えできないのが現状となっております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 手づくりのまちづくりの支援事業の改定等につきましては、理解をいたしました。

最後にご説明をいただきましたその機械の活用、これは公区対象としては通学路だとか、近隣センタールに限るというふうにはなっていますけれども、雪かき支援事業にリンクさせて活用が可能だということでもありますね。今年は特に雪が多かったので、それぞれが助け合ってやるという関係はどこの町内でも見かけられましたし、それぞれ皆さん地域で工夫されて取り組まれた事業でありまして、これを機会に機械を買ったと。なかなか町内では買えなかったもので、それぞれ個人の方の努力もお願いして買いそろえたというようなことも聞いております。

それで、これ草刈り機などもそうだったのですけれども、草刈り機程度でしたら、比較的金額が少ないので、町内会でみんなで出し合って購入するというスタイルがあるのですけれども、この除雪機

になりますと定価で 60 万円程度とあって、いろいろあるのでしょうけれども、そうなってくると、なかなか限度額 25 万円の残りをみんなで負担し合って、町内全体に行き届くようにしたいと思っても、実質的には難しいというようなものもあります。

それで、手づくりのまちづくりにつながる応援ですから、なかなか全部ということにはならないと思うのですが、もう少し頑張れないかということと、それから草刈り機などは町でもストックされているものがありますよね。それをお貸しするというようなこともありますので、この事業の中にそういったことも位置づけてもう少し広範囲に活用されるような、そういった方向性を持ち得ないかどうか、伺いたいと思います。

あと、住基ネットのことにつきましては、2.3%の発行ということですから、これリンクがどうなってくるかわかりません。余り国民に知られていない中でどんどんそういう直接個人の情報にかかわることが決められていくということでもありますので、詳細がわからないということでもありますから十分注意を持って一人一人の町民の皆さんの個人の情報がきちっとキープされるという姿勢を持って望んでいただきたいということで、このことにつきましては、そういう姿勢を持っていただきたいということで終わりたいと思います。

○委員長（前川雅志） 企画室長。

○企画室長（伊藤博明） 協働のまちづくり支援事業の中の公区助け合い、地域内除雪機械の導入についてであります。

これは基本的には公区内の通学路ですとか、それから近隣センターですとか、そういう除雪に使うために購入する場合に2分の1を助成しましょうと。でも、そのあいている時間は雪かき支援に使っても構いませんよ。1公区1台という決めでいます。ですから、その公区の中に広くわたるとかというようなニュアンス、考え方ではないというのをまず一つご理解いただきたいと思います。

それで、現実には確かに50万円、60万円して、その半分ということになりますと、25万円が限度ですから、25万円あるいは35万円を負担しなければならない。さらには、大きなものですから、置き場所の問題とかもあって、実は16年度からこの事業、メニューとしてはあるのですが、まだ一度も実績例はありません。

それで、近隣で申し上げますと、帯広市などはリースにも対応しております。しかし、近くの共成レンテムさんにもちょっとお聞きしたのですが、台数に限りがあるのと、1日単位の単価、さらにはそれを運んでくるのにまたかかるものですから、1日使ったら結構な金額になってしまって、なかなか現実的には、これをリースというのは難しく、大体が先ほど中橋委員もおっしゃられたように、地域の中でそういう除雪機を持っている方がこの制度には乗らないで実施している例というのは物すごくあると思います。

ですから、今後の検討課題として当然認識はしているのですが、現状雪かき支援に使えるようにということまで広げるというのは、ちょっと考え方としては持ち得ないのかなと思っております。

以上です。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 有効な活用という点では、休ませておくことはありませんから、ですから今お答えいただいたように使ってもらおうと。確かに通学路と近隣センターを優先させるというのは、それはもちろん大事だとは思っているのですが、住民が今立ち上がってそこそこの自治区のいろんな助け合いをみんなで考えてやっていこうという、そういう姿勢を持ち出して進み出していますよね。そこをやっぱりしっかりと応援するというのが、行政の姿勢として求められるのだらうというふうに思うのです。

ですから、個々の家の除排雪まで考えはないよということなのだと思いますが、例えば私も、今、地元で盛んに町内会の総会やっています、どこもそうなのだと思いますが、除雪対策というのが議論になっているのです。それで、当然高齢世帯、それから身障者も含めまして、町内で把握しまして、そ

れで町内の中で機械を持っている方、それは手押しの除雪機だけではなくて、大型の機械を個人で除雪用に持っている方もいらっしゃいますよね。そういう方の力をかりる。それから、個人で持っているその手押しの除雪機を借りるというようなことを機械の台数を出し合って、それから排雪もしてほしいということになれば、ダンプはないと。では、ダンプはリースで1回1万円で借りてこようというようなことを議論しながら、町内会の1年間の予算をつくるのです。そこにはやはり10万円、20万円という金額がかさんでいくわけですね。それも大事なことだと思いますから、そしてみんながそういうふうにしたいということですから、大いにそこは頑張っていただくのですけれども、そういう少しでも行政も頑張るぞという、頑張っているのですけれども、そういうふうになれば、こういう制度の枠を広げるとか、そういった町内で機械を持っている人のを借りるときには、少しの応援のお金もまちづくりの中で出るぞとか、そういうふうになっていけば、今、個人のお宅の前の固まった雪がなかなかよけられないのだと。町、何やっているのだということをいっぱい言われるのだけれども、そういう協働の作業を進めていくことによって、ちょっとずつ解決していくのではないかと思います。それでこの事業をもう少し拡大といいますか、そういう視点も持っていて、今後改善に向けていただけないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 企画室長。

○企画室室長（伊藤博明） 雪かき支援というメニューも実はございまして、これは公区町内会がその公区の中でひとり暮らしとか高齢者2人暮らしとか障害者の方とかといった場合に、なかなか除雪が大変だということを公区として、この家は公区として除雪しましょうよという判断をしていただく。そうすると、そこに対して協働のまちづくりで年間1戸当たり5,000円になるのですけれども、支援をしているというのがあるのです。

しかし、これはなかなか利用が少なく、23年度まではその決めたときに1公区に1万円で1戸当たり2,000円という制度でした。それで、協働のまちづくり検討委員会の中からも1万円なんていうものは要らないから、むしろ1戸当たり幾らにしたほうが手挙げやすいよというような意見もいただきまして、1戸当たり5,000円というふうにしたのですが、現在のところ24年度は2公区で4戸にとどまっています。24年度からは、23年度までは協働のまちづくりは事前に申請をして町が認めて、実績報告をしてお金を払うというスタイルだったのですけれども、それをやめまして、実績報告だけ上げてくれればこちらのほうとして交付しますよというふうに簡易化したのです。

ですから、多分もう1公区ご相談もありますから、来るとは思うのですけれども、それでも3公区と10戸程度、去年が2公区7戸ですから、雪が多かった割にはこの制度の利用というのがなかなか進んでいないというのは認識はしておりますので、今後ともその協働のまちづくりの検討委員会の中でも、皆さんからのご意見をいただいてまいりたいと思います。これはその中で話す際には必ず言われるのは、こういうお金ではなくても実際はやっているのだよと。だから、お金が入ることが場合によってはその人間関係、地域関係というものもまた難しくしたりするから、公区の中でこの人と決めるのも公区長さんとしては悩みがあるのだよねというようなお話は聞かせてもらっております。

でも、いずれにしても、もう少しますますこれから高齢化していくわけですから、使いやすいような制度にできないものかというのは、公区長さんのご意見もいただきながら検討してまいりたいと思います。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 最初のその手押しの除雪機になりますが、最近是利用している人がない。これを利用して公区で設置されているというのは一体どのぐらい到達しているのかも教えてください。

そのお金の問題については、いろんな議論の経過ではあると思います。むしろ本当にお互いのボランティア拠出で助け合うということが町の原点だというふうに押さえていらっしゃる場所もあると思うのですが、ただ、今お答えいただいたように、どこの町でもどこの町内でもそれぞれが、例えば重機関係のお仕事についているとか、自分が持っていることも含めて、本当に助け合っている

のです。裏返せば、お宅の班はいいねと、そういう人が住んでいていいねということにも、逆になっているのも現実なのです。

ですから、そういうものをもう少し広げようと思えば、やっぱりバックアップするようなものがある、その班でとどまっているけれども、町内としてこれだけ町も応援できるから、もう少し広げていただきたいというようなことなども可能だと思うのです。そういうことも含めて、いろいろご検討といいますか、そのことも含めて今後の課題として検討していただきたい、このように思います。台数の普及、教えてください。

○委員長（前川雅志） 企画室長。

○企画室室長（伊藤博明） 中橋委員がおっしゃられている手押しの除雪機というのは、多分青い除雪機とか赤い除雪機とかいう、手押しではなくて自走しているのですね、実は、あれは。押しはいいのですが、手で支えているといいでしょうか。それについては、先ほど私説明が弱かったかと思えますけれども、制度としてはあるのですけれども、16年以来、この制度を使って除雪機械を購入された実績はないものですから、あとは各公区がご自分でその公区の財産として持っているかどうかという、そういう調査まではしておりませんが、もし持っているとしたら当然申請されてくると思いますから、16年以降については公区としてというふうになると、多分ないのではないかなというふうには考えております。

それと周知につきましては、さきの一般質問で小島委員からもいただきましたけれども、あくまでも協働のまちづくりというのが公区活動が主体ということから、公区の代表者である公区長の方々がお集まりになる公区長会議、春と秋の2回に制度の改正内容も含めて説明をしてきたところですが、やはりそういう制度があるかないかがわからないというご批判もいただきましたことから、今年度についてはその協働のまちづくりを使ってやっている町内会の行事、例えば花壇の花植えですとか、それから除雪、排雪もやっているところもありますから、そういうようなことを広報活動してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（前川雅志） ほかに。

藤谷委員。

○4番（藤谷謹至） まず、46ページ、広報広聴費のこのホームページバナー広告料なのですけれども、昨年の72万円から半減して見ていると、その理由を説明していただきたいと。

次に、48ページの5目の一般財産管理費の中の13節委託料、これが平成24年度から比べて、平成24年度が1,462万1,000円で、これ多分13の細目のPCB廃棄物処理委託料がこれがふえた分がふえたと思うのですけれども、その分が計算してみますと2,875万5,000円、これ国の事業だと思うのですけれども、この概要、今年度から始まって完了の時期というのはいつなのかを説明していただきたい。

それと、最後に、55ページの15目の交通防災費、1節報酬の中で細目2防災会議委員報酬、今年は10人、昨年は6人から倍増しているわけなのですけれども、その理由を説明していただきたい。

以上です。

○委員長（前川雅志） 企画室副主幹。

○企画室副主幹（國安弘昭） 広報広聴費のバナー広告の減につきましてでございますが、理由としましては、まず一つは、昨今の経済状況の中、なかなか企業のほうでバナー広告を出すというのが減少してきたのかなということと、もう一つは、他の自治体でも同じようにバナー広告を多く募集しております、その競争の部分もあるのかなと考えております。

○委員長（前川雅志） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） PCBの関係でございますけれども、この委託料につきましては約2,700万円ということで、ここの増加分がPCBの処理委託料の増ということでございます。

概要についてでございますけれども、PCB、ポリ塩化ビフェニルですけれども、これについては人の

健康や環境に有害な物質ということで、昭和 47 年以降その製造が中止されたものであります。しかしながら、処理施設が今までできていなくて、処理ができなくて長期に保存していたという経過がございます。平成 13 年に国が PCB の処理に関する特別措置法を制定いたしまして、国が 100% 出資いたします JESCO（ジェスコ）という会社、日本環境安全事業株式会社、JESCO という会社を設立いたしまして、処理施設を全国に 5 カ所設置したところでありまして、北九州市、豊田市、東京都、大阪市、室蘭市という 5 カ所でございますけれども。

この事業の開始と完了ということでございますけれども、本町におきましては、その保管していた PCB、これが当時の蛍光灯の照明にかかわる安定器なのですけれども、これにかかわるものと、それから低圧のトランスにかかわるものに、その PCB が使用されておりまして、これが約 900 キログラムほどございまして、それにかかわる処理を行うということでありまして、北海道のその処理計画の中で、北海道内については室蘭の工場で処理をするのですけれども、平成 25 年度に道内分を処理する、室蘭については平成 26 年度以降は道外分を予定しているということで、平成 25 年度中に道内分を処理するというところでございまして、25 年度単年度で処理をいたすものでございます。

以上です。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 防災委員の関係でございますが、昨年 6 名ということで記載させていただいたのですが、それは実質が 6 名ということで昨年度は予算を計上させていただいております。この 10 名というのは、防災会議の委員定数ということになりまして、平成 24 年、昨年新たに防災委員を一般の町民の方、公募委員も含めまして改選をいたしまして、今回は 10 名ということで予算を計上させていただいております。

○委員長（前川雅志） 藤谷委員。

○4 番（藤谷謹至） まず、ホームページのバナー広告料なのですけれども、企業の経営がいろいろ大変で、ほかの自治体と取り合いだという答弁をいただきましたけれども、今年幕別町のホームページ、リニューアルしまして大変見やすくなったとも思っています。いろいろ閲覧を自治体それぞれ多分するのですけれども、やっぱり見るところにはバナーが張りつく、そういう感じだとも思うのですけれども、せっかく新しくリニューアルしたのにバナー広告料が少なくなるのは、ちょっといかなものかと。また、アベノミクスによって経済が、景気がよくなる中で、やはり幕別町のこのホームページのバナー広告に多く張りついていただきたいという思いがございますので、積極的に企業に周知して協賛していただけるように努力していただきたいと思います。

それと、PCB の関係なのですけれども、単年度でこれ終わることなのですけれども、900 キロ保有していると。それで、900 キロのものを室蘭まで運ぶ、この輸送のコスト、輸送賃はどのような形で見ているのか、その 1 点ちょっと。

○委員長（前川雅志） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） こちらの委託料の中に、処理委託料の分と、それから収集運搬委託の分も含めて計上してございますので、収集運搬の部分で言いますと約 60 万円程度ということになってございます。

○委員長（前川雅志） ほかに。

（関連の声あり）

○委員長（前川雅志） 関連、岡本委員。

○6 番（岡本眞利子） 今、藤谷委員の関連なのですけれども、防災会議委員の報酬 10 名ということで、昨年は先ほども言いました 6 人でしたが、4 名ふえました中には女性委員の登用は実施されたのかお伺いしたいということと、それから 55 ページの需用費の細節 7 の防災対策消耗品、その中に入っているのかをちょっとお伺いしたいのが、昨年 9 月の一般質問のときに私が HUG（ハグ）を購入してほしいということをお願いしたのですけれども、10 月ぐらいには購入ができる予定だというお答えをいただきました。この中に入っているのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 女性委員の登用なのですが、昨年の議会するときにもお話しさせていただいたのですが、昨年この防災会議の委員を改選したものですから、今回は女性の委員の方は含まれておりませんので、次の改選期に女性の委員の方についても入っていただくように検討してまいりたいと思っています。

それから、HUGなのですが、昨年10月に2セットを購入しておりまして、今、新年度に向けてそのHUGを使った演習といいますか、避難訓練を実施できるように準備を進めているところでございます。

○委員長（前川雅志） 岡本委員。

○6番（岡本眞利子） 女性委員の登用を、女性の目線からということで次回のときはきちっと、公募がなくてもこちらからお願いをするということも可能ではないかなと思いますので、ぜひ女性の声を反映していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（前川雅志） ほかに。

東口委員。

○3番（東口隆弘） 48ページ、6目近隣センター、それから60ページ、総合支所費、関連、あわせて質問といいますか、お願いをしたいと思います。

地域では下水道も完備をされ、個人家庭におきましても水洗化がかなり進んできております。それで、近隣センター並びにコミセン、それから忠類のコミュニティセンターのトイレの洋式化をぜひとも要望させていただきたいと思いますが。

○委員長（前川雅志） 要望ではなくて、どうなるか質問ということで。

総務課長。

○総務課長（菅野勇次） コミセンと近隣センターのトイレの洋式化ということでございますけれども、事前に東口委員のほうから資料要求がございまして、資料を提出いたしているところなのですが、コミセン、それから近隣センターにつきましては、全てということにはなりませんけれども、洋式化については、まるっきりないというところは豊岡の近隣センターの1カ所のみでございまして、それ以外の部分につきましては、ある程度、洋式化を図っているところであります。

豊岡の近隣センターにつきましては、平成14年に建設をいたしました稲志別近隣センターと統合することについて、地域と合意済みでありますので、使用できる限り使っていただいて、将来的には廃止予定ということでございますので、豊岡の近隣センターについては改修の予定はないということでございます。

あと、あわせまして、その洋式化の率を上げるといいますでしょうか、洋式化をもっと進めていくという意味合いでは、コミセン、近隣センターについては、大規模改修なりのときに合わせて、そういったことを実施していくようにこれからも努めていきたいというふうに思っております。

○委員長（前川雅志） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） ないようですので、2款総務費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、3款民生費の説明をさせていただきます。

68ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額2億7,566万円であります。

1節報酬は、社会福祉委員、これは民生児童委員をお願いしておりますけれども、62名分の委員報酬、次に民生委員推薦委員会開催に伴います6名分の委員報酬が主なものでございます。

本年度は、民生児童委員の改選期となっております。

9 節の旅費は、社会福祉委員の費用弁償が主なものであります。

11 節の需用費、細節 5 及び 18 節備品購入費は、忠類地区の福祉避難所の消耗品、備品の整備に係るものであります。

細節 6 は、救急医療情報キット約 2,000 世帯分の導入に係るものであります。

19 節の負担金補助及び交付金の主なものは、細節 4 社会福祉協議会の運営及び各福祉団体の支援分に係る補助金、細節 5 の民生委員活動費交付金などであります。

69 ページになります。

28 節繰出金は、国保特別会計への繰出金であります。

2 目国民年金事務費、本年度予算額 346 万 3,000 円であります。

国民年金の事務に要する経費で、7 節賃金は嘱託職員の配置、年金の資格異動や免除申請等の事務を行うものであります。

3 目障害者福祉費、本年度予算額 6 億 203 万 2,000 円であります。

1 節報酬は、障害者福祉計画策定委員 12 名に係る報酬であります。

8 節報償費の細節 4 は、障害者の就労支援を行うもので、昨年と同様、役場や民間企業において職場体験を行っていただくものであります。

70 ページになります。

12 節の役務費は、細節 15 の障害程度区分認定審査に伴います主治医意見書作成手数料、細節 16 の障害者支援費の支払い業務を行う国保連への支払い手数料が主なものであります。

13 節委託料の細節 5 は、障害程度区分認定に伴います訪問調査委託料、細節 6 は地域活動支援センターひまわりの家に係る委託料、細節 7 から細節 10 及び細節 13、14 につきましては町が地域生活支援事業を行う各種障害福祉サービスに係る委託料となっております。

次のページになります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 5 は、障害のある方が他市町村の地域活動支援センターを利用する場合の負担金、細節 7 は、本年度、北海道障害者スポーツ大会が十勝管内で開催され、幕別町が車椅子バスケットボールの会場となっておりますが、大会運営に係る負担金となっております。

20 節扶助費になりますが、細節 1 は障害者の施設サービスや居宅サービスに係る支援費、細節 3 は障害者の日常生活用具扶助としてストマ用装具などの購入に係る扶助、細節 6 は腎臓機能に障害を持つ方が人工透析を受けるために係る交通費の助成、細節 9 は障害者の自立支援医療に係る扶助、細節 10 は地域生活支援事業など障害福祉サービスに係る自己負担額が月額負担上限を超えた場合の扶助となります。

次のページになります。

4 目東十勝障害認定審査会費、本年度予算額 276 万 1,000 円であります。

東部 4 町で共同設置をしております障害程度区分認定審査会に係る費用で、月 1 回の開催に係る費用であります。

5 目福祉医療費、本年度予算額 7,846 万 9,000 円であります。

本目は、重度心身障害者及びひとり親家庭等の方々に対する医療費扶助及びその事務に要する経費を計上しております。

25 年 1 月末現在の対象者は、重度心身障害者が 408 名、前年度と比較いたしまして 13 名の減、ひとり親家庭は 953 名で 11 名の増となっております。

73 ページになります。

6 目老人福祉費、本年度予算額 4 億 2,309 万 1,000 円であります。

本目は、障害者の方々の生活支援や介護予防に関する事業及び老人クラブ、健康増進センター等の生きがい事業など、高齢者福祉に関する経費を計上しております。

高齢者の状況で申し上げますと、本年 2 月末の幕別町の人口が 2 万 7,671 人、うち 65 歳以上の人口

は 7,337 人で、高齢化率は 26.52%となっております。

1 節の報酬は、老人ホーム入所及び生活支援ハウス入所に係る判定委員の報酬であります。

8 節報償費は、敬老祝い金が主なものでございます。

次のページになりまして、12 節役務費は細節 15 の緊急通報用電話機の架設に関する手数料、13 節委託料は細節 6 の高齢者食の自立支援サービス、細節 7 から細節 10 の生きがい活動支援通所事業など、介護保険を補完する事業として実施をするものであります。

75 ページになります。

14 節の細節 20 は、忠類地域の 70 歳以上の高齢者がアルコ 236 を利用し、入浴した場合に係る使用料が主なものであります。

19 節の細節 3 は、老人クラブ連合会補助金で、65 歳以上の会員 1 人当たり 1,500 円を補助するものであります。

細節 5 は、公区など地域が主催する敬老行事に対し、奨励金を交付するものであります。

20 節扶助費の細節 2 老人保護措置費は、自宅での生活が困難な方が入所される養護老人ホームの入所に係る措置費となっております。

細節 3 社会福祉法人等介護サービス軽減費扶助、町独自の軽減策といたしまして、社会福祉法人以外の事業所が提供する介護サービスを利用した場合においても、同様に利用者負担額の一部軽減が受けられるようにと、低所得者に対する負担軽減の一層の充実を図っているものでございます。

次のページになります。

28 節繰出金は、介護保険特別会計への繰出金であります。

7 目後期高齢者医療費、本年度予算額 3 億 7,787 万 7,000 円であります。後期高齢者医療制度に係る経費を計上しております。

8 目介護支援費、本年度予算額 1,568 万 6,000 円であります。

次のページになりますけれども、13 節委託料の細節 5 介護予防プラン作成委託料が主なものでございます。

9 目介護サービス事業費、本年度予算額 2,371 万 2,000 円であります。

13 節委託料の細節 5 デイサービス事業委託料が主なもので、忠類地域において実施をいたしております。デイサービス事業に伴う委託料でございます。

次のページになります。

10 目社会福祉施設費、本年度予算額 280 万 9,000 円であります。

本目は、主に千住生活館の管理運営に要する経費であります。

7 節賃金は、千住生活館と考古館の管理をあわせて行う管理人の賃金となっております。

11 目保健福祉センター管理費、本年度予算額 2,122 万 1,000 円であります。

本目は、同福祉センターの管理に要する費用であります。

79 ページになります。

12 目老人福祉センター管理費、本年度予算額 711 万 6,000 円であります。

本目は、老人福祉センターの管理運営に要する費用であります。

次のページになります。

13 目ふれあいセンター福寿管理費、本年度予算額 2,307 万 1,000 円であります。

本目は、同センターの管理運営に要する費用であります。

82 ページになります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、本年度予算額 4 億 6,107 万 2,000 円であります。

本目は、児童福祉に要する費用であります。

1 節報酬の細節 1 は、次世代育成支援行動計画の後期計画の進捗状況等を審議いたします地域協議会開催に係る委員報酬であります。

9 節旅費の細節 1 は、同協議会及び要保護児童地域対策協議会代表者会議の費用弁償などでありま

す。

20 節扶助費、細節 2 は、児童手当の支給に要する費用、延べ 4 万 1,545 人分を計上いたしております。

なお、支給額は、3 歳未満児及び小学校修了前の第 3 子以降は 1 人当たり月額 1 万 5,000 円、小学校修了前の第 1 子及び第 2 子と中学生は 1 人当たり 1 万円及び平成 24 年 10 月支給分から所得制限がかけられましたことから、所得超過世帯分 5,000 円の支給を見込んでおります。

次のページになります。

2 目児童医療費、本年度予算額 1 億 1,185 万 5,000 円であります。

本目は、小学校 6 年生までの子供の医療費の扶助及びこれらに係る事務費を計上いたしております。平成 25 年 1 月末現在では、対象者は 2,975 人であります。

20 節扶助費、細節 1 は、子供の医療費を無料とするための医療費扶助で、一定所得以上の方は対象外となっております。

細節 2、療育医療費扶助は、未熟児に対する療育に必要な医療費の扶助であります。

平成 25 年度より療育医療に係る事務が北海道から権限移譲されることに伴いまして、医療費扶助に要する経費を計上いたしております。

なお、この医療費扶助に対する町の負担分は 4 分の 1 であります。全て交付税で措置されるものであります。

3 目常設保育所費、本年度予算額 2 億 7,183 万 6,000 円であります。

本目は、常設保育所 4 カ所の管理運営及び青葉保育所の指定管理者業務に要する費用であります。

85 ページになります。

13 節委託料、細節 9 は、札内青葉保育所指定管理者業務指定管理料、通常保育のほかに午後 7 時までの延長保育及び病後児保育に要する費用であります。

4 目へき地保育所費、本年度予算額 8,918 万 6,000 円であります。

本目は、忠類地域 1 カ所を含む 6 カ所のへき地保育所の管理運営に要する費用であります。

次のページになります。

13 節委託料は、細節 5 の忠類へき地保育所管理運営に要する委託料、15 節工事請負費は古舞保育所増築工事に係る費用が主なものとなっております。

87 ページになります。

5 目発達支援センター費、本年度予算額 1,258 万円であります。

本目は、発達のおくれなどに支援を必要とする児童及び保護者等に対する支援、相談などを行うための費用であります。

次のページになります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 4 は、忠類地区及び南十勝の 5 町村におきまして共同設置をしております南十勝こども発達支援センターに係る負担金であります。

6 目児童館費、本年度予算額 3,762 万円であります。

本目は、札内南、札内北、幕別南の児童館及び忠類 1 カ所、幕別 1 カ所、札内 4 カ所の計 6 カ所の学童保育の管理運営に要する費用であります。

7 節賃金は、学童保育所指導員の賃金であります。

11 節需用費、細節 60 は、入所児童のおやつなどの賄い材料費であります。

次のページになります。

7 目子育て支援センター費、本年度予算額 2,550 万 9,000 円であります。

本目は、幕別子育て支援センター及び忠類子育て支援センターの 2 カ所の子育て支援事業及び一時保育に係る費用であります。

13 節委託料は、忠類子育て支援センターに係る委託料。

次のページになりますけれども、15 節工事請負費、一時保育室等改修工事などありますが、一時

保育の受け入れ年齢を6カ月児まで拡大することに伴う施設整備に要する費用であります。

3項災害救助費、1目災害救助費、本年度予算額550万円であります。

本目は、災害見舞いなどに要する費用であります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりました。

質疑をご予定の方いらっしゃいますか。

質疑があるようでありますので、審査の途中でありますので、この際、13時まで休憩いたします。

12:06 休憩

13:00 再開

○委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3款民生費について質疑をお受けいたします。

谷口委員。

○10番（谷口和弥） 今回の予算では予算化されていない項目なのですが、もし予算化されたとすれば68ページの1目社会福祉費、節で言うと20節の扶助費になるのだと思うのですが、福祉灯油のことで質問させていただきたいというふうに思います。

今年度、4年ぶりに福祉灯油が実施されて、4年前に実施されたときよりも使いやすい仕組み、例えば引きかえ券を全世帯に送る、またコミセンでも受け取れるようにする、幕別町は、小児の特別疾患のいる方についても職員が道の出先機関に足を運んで名簿を調べて新たに加えるということなど、とても前進したということがありまして、そのやり方については大変評価をさせていただいているところであります。そういうことを踏まえた上で、幾つかお話、質問させていただきたいというふうに思います。

南十勝の自治体の中に、また隣接する自治体の中に、福祉灯油を条例化して、毎年、生活困窮者への対策として制度を実施している、そういう自治体があります。幕別町でもそういう要綱を設定するような、そういったことにならないのかどうなのか、まずはその点をお尋ねしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 福祉課長。

○福祉課長（田村修一） 福祉灯油の毎年実施ということでございますけれども、幕別町におきましては、以前、社会福祉協議会におきまして福祉灯油ということで、毎年、平成19年度まで福祉灯油という形で、低所得者に対しまして給付していたところでございます。

福祉協議会につきましては、平成20年度から歳末ほほえみセットということで、違う形で、商品券という形でお渡ししているような形になっております。

町が行っている福祉灯油事業につきましては、灯油の単価が高騰した場合、その差額の一部を埋めてあげるというような趣旨で実施しておりまして、前回平成20年度に行って、今回行ったということでございまして、そういう考え方で行っておりますので、通年化というか、毎年ということにつきましては、現在のところ考えておりません。

○委員長（前川雅志） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） 今年は灯油の高騰という中で、道も予算措置をする中で十勝管内19市町村全ての自治体を実施する、そういったことになったわけでありまして。その灯油の高騰ということでは、ではこれからを見越すということになってくるわけなのですが、そう簡単に安くなるという条件は、今はないのかなというふうに考えているところでもあります。ですから、そういう生活困窮者に対する福祉灯油の実施に当たっての先進地域に対する調査・研究はぜひしていただいて、そしてやっぱり安心して暮らせるということの中では、大変冬の生活は厳しいですから、それに対する前進面も示していただけたらなというふうに考えています。

それで、恐らく、今年も福祉灯油が来年度に向けて、来年度も実施するというような議論がされる状況はあると思いますので、ちょっと私のほうで独自に十勝管内の福祉灯油の実施状況など調べさせていただいた、その結果などからも、今後の検討課題にさせていただきたい面があったものですから、お話をさせていただきたいというふうに思います。

まずは、対象なのですけれども、幕別町は住民税非課税かつさまざまな条件を対象としてきました。障害のある方のお宅ですとか、高齢者の世帯の方だとか、そういったことでありましたけれども、幕別町は 75 歳以上の高齢者世帯ということで設定があったところでもあります。しかしながら、75 歳という設定をしているところは、あとはもう 1 自治体あるのですけれども、残りのところ 17 町村は年齢制限を設けていなかったり、あるいは 65 歳以上という年齢区分でこの対象としているところでもあります。

それから、どのような形で支給するか、助成するかということでもありますけれども、幕別町は 5,000 円分の灯油を引きかえ券で行うということでありました。実際に集合住宅で灯油を購入するケース、メーターで何リッターだとかということでも買われるようなそういう世帯の方は対象となっても、その制度を利用できないという状況にあったということなどありました。ですから、灯油の引きかえ券ということだけではなく、例えば石炭やまき、それからオール電化のお宅もふえてきています。そういった方に対する助成もしている自治体もありますので広げていくことや、あるいは道の予算のつけ方としては、そういう燃料費だけではなく、街灯費に対してということも加わっています。ですから、この辺も踏まえて商品券などの支給なども考えていく、その必要があるのではないかというふうに思います。

それから、金額であります。幕別町は対象となるご家庭に 5,000 円ということでありました。多くの自治体は金額で示されていました。5,000 円から一番多いところで 2 万 3,000 円という金額でありました。そして、幾つかの自治体では灯油の量で示しているところもありました。100 リットルから 200 リットル、1 リットル 100 円とすれば、1 万円から 2 万円というところでもあります。幕別町が一番支給額の少ない自治体の一つであったということが明らかになっているところでもあります。

経年的に実施するということとあわせて、さらに充実した福祉灯油の制度にさせていただきたいというふうに思うのですけれども、その辺の検討はいかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 福祉課長。

○福祉課長（田村修一） ただいまよその町村との比較ということでお話ありましたけれども、私どもも今回この制度を実施するに当たりまして、他町村との比較についても検討したところでございます。ただ、他町村につきましては、大方の町村が皆さん方に周知してそれで終わりという町村がほとんどだというふうに伺っております。幕別町の場合は、実は所得を個人情報保護審査会の審査を受けて、そして税情報ですとか提供していただいて、事前に対象者の方全てを把握いたしまして、それに対しまして、そういう方たちに対しまして、全世帯に通知をしているというやり方をしています。ですから、音更町ですと、予算で対象者の 5 割分しか予算計上していないとか、芽室町の場合は 4 割分しか計上していないとか、そういうような状況がございました。私どもといたしましては、金額は低いですが、その効果、できるだけ多くの方に当たるようにということで、こういうやり方をさせていただきましたので、その点につきましては、ご了解いただきたいと思います。思っております。

ただ、今後またそのような事態になって、灯油が高騰したということになれば、その際には他町村の状況も検討させて進めさせていただきたいと思っております。

○委員長（前川雅志） 谷口委員。

○10 番（谷口和弥） 幕別町の担当部署で丁寧な対応をされたということは理解いたしましたし、そして今、また福祉灯油ということの状況に、そういう判断をせざるを得ない状況になったときには、他町村のことも検討するというお答えでありますから、それはそのことも理解していきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、幕別町の今回の福祉灯油制度、その対象者の方はどれぐらい利用があっ

たのか、もし資料があれば、データがあれば、お答えいただきたいというふうに思います。

○委員長（前川雅志） 福祉課長。

○福祉課長（田村修一） 全体で最終的に確認できたのが約 1,600 世帯ありまして、そのうち申請されたのが 1,323 世帯ということで、3 月 15 日現在で 83.2%の方が申請されたという状況でございます。

○委員長（前川雅志） はい、ほかに。

増田委員。

○17 番（増田武夫） 1 点だけお聞きしたいと思います。

83 ページ、子供の医療費の問題であります。子供の医療費、小学校卒業まで拡大されて喜ばれているところでもあります。予算の説明の中にありましたけれども、所得制限がかけられているということで、所得制限で実際制限されてしまう子供の数はどのぐらいいるのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 本年度の数字で言いますと、約 2%、61 名の方が所得制限ということになっております。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○17 番（増田武夫） 2%の 61 名ということであります。こういう福祉施策というもので、そういう制限がかけられているということでもありますけれども、やはり所得の多い方というのは、当然税金の負担も累進課税で多く支払っているわけでありまして、こういう福祉、子供たちに対するこうしたあれは皆平等に、医療費無料化になるのであれば、全員がそういう形になるということが福祉施策の場合、重要なことではないか。窓口に行って、あなたは無料になりませんよという、そういうことはやはり避けていくべきではないかというふうに思うわけです。2%ということで、61 名というのはちょっと、2%で 61 名、そんなにいるのかと思うのですが、そういう部分を対象にしても、常識的に言えば、1 億円かかれば 2%ですから、200 万円ぐらいですか、比率でいけばふえるのみだというふうに思うわけです。そうした点で、所得制限を外すべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） この所得制限につきましては、制度をスタートさせるときにも、いろいろとご意見をいただきまして、これでやや 1 年半がたとうとしております。で、そのときの考え方といたしましては、道が実施している福祉医療だとか、そういったまたは児童手当ですね、こういったところにも所得制限というのが設けられていると、そのようなことでご理解をいただいてスタートしたところでございます。今、この後、この所得の部分があるように推移していくのかと、そのようなことをもう一年ほど研究をさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいなと思います。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○17 番（増田武夫） これからこうした福祉の施策で所得制限がかかっているものも幾つもあると思うのですが、そういうことについても、これからいろいろ検討していったらほしいと、そのことを申し上げて終わりたいと思います。

○委員長（前川雅志） ほかにありませんか。

野原委員。

○16 番（野原恵子） 68 ページ、1 目社会福祉総務費の 19 節負担金補助及び交付金で、社会福祉協議会の補助金にかかわることで、就労センターのことについてお聞きしたいと思います。

去年の予算審査委員会の中で、その就労センターのあり方といたしまして、就労センターは生きがい対策、このようになっておりますけれども、今、年金の支給年齢の引き上げ、そういうこともかわりまして、働きたい、そして働けなかったら暮らしていけない、こういう状況もありまして、雇用対策、そういうことも位置づけて就労センターを運営していったらどうかという質問をいたしまして、ご答弁の中で、社協と協議したい、このようにお答えになっていますが、1 年たちまして、その

協議がどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

また、73 ページ、6 目老人福祉費の緊急通報システムなのですが、これは今ひとり暮らしの高齢者や、それから家族の方からは、安心ということでは大変喜ばれている制度ではあるのですが、今、必要と考えている方が全て設置されているのかどうかということと、それとあと、いつでもどこでも緊急事態を知らせることができるような、そういうシステムになっているのかどうか。例えば GPS 機能のあるそういう今システムもあると伺っておりますので、そういう点についてもお伺いしたいと思います。

また、その中で、電話機を架設したときに、高齢者が使い方をちょっと説明していただかないと、使い方がわからないという声もありますので、設置したとき業者の方にちょっと説明をしていただくような指導もしていただければと思います。

また、同じく 13 節の委託料で外出支援サービスですが、これも本当に高齢者に喜ばれている制度ではあるのですが、月曜日から金曜日までの利用ということで、今、病院も土曜日開院しているところもありまして、土曜日この制度を使えるようにしてほしい、こういう要望もありますので、その点もお聞きしたいと思います。

もう一点、88 ページ、6 目児童会館費のことなのですが、今、学童保育は 1 年から 3 年生まで利用しています。今、子供を取り巻く環境が非常にだんだん悪くなっているという状況で、4 年生以降も学童以外での児童館を利用できる、そういう状況がありますと、保護者も安心して帰ってきてからも子供と対応できる、そういう社会的な状況もありますので、4 年生以降の集えるような、また、また夏休みとか冬休みとか、そういうときには 1 年生から 3 年生の子供たちも利用できるような、そういう児童館として、今ある、本当は建てて、新しく利用できる施設があればいいのですが、今はない状況でありますので、公共の施設などを地域住民と合意しながら利用できる状況にならないのかどうか、その点についてお伺いをいたします。

○委員長（前川雅志） 福祉課長。

○福祉課長（田村修一） 1 点目の就労センターの新たな事業展開という意味のご質問かと思います。

昨年、予算委員会におきましては、障害者や失業者の登録はできないのかということと、学校の先生など専門職を活用した事業を進められないのかというご質問に対しまして、町のほうで協議するというふうにお答えしているはずでございます。私どものほうで、その点につきまして、社会福祉協議会のほうにお伝えしまして、こういう事業を展開できないのかというお話をさせていただいたところでございますけれども、実は、現在のところの事業量、就労センターで受けている事業量の絶対数が、さらにいろんなところに登録者を広げるとなると、現状ではちょっとなかなか難しいというようなお話を伺っております。

また、さらに学習指導的なことにつきましても、会場の確保、受講者の募集、講師の手配、そのような点で、ちょっと現体制で、すぐ実施するというのは難しいというようなお話を伺っているところでありますが、この点につきましては、さらに今後、社会福祉協議会の中で検討を進めていくというようなふうにお聞きしております。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 緊急通報システム、緊急通報装置の関係でございます。

まず 1 点目、つけられるべき方に全てついていくということと、よかったですと思いますが、こちらは、23 年度末で 301 件の設置だったものが、今年 2 月末で 343 件ということで、43 件増です。

さらに、今年新規で申請された方、87 名おりまして、その全ての方に設置ができておりますので、必要があって、ご相談があった方に関して、対象であるということが決定された場合には、速やかにつくという体制がとれているかと思っております。

それから、いつでも、どこからでも通報できるかということに関しましては、この緊急通報システムそのものは、家の中で緊急時が起こったときに、ペンダント方式のものをもって通報するというのを基本としておりますので、その心がけをしていただければ、家の中での緊急事態が起こったとき

には対応できるかと考えております。

それから、設置時点の説明に関してですが、こちらも事業者の方と細かく打ち合わせをさせていただいておりますし、必ず新規であった場合には、うちの担当者から実際に設置の方のところに、いついつ、どんな方に、どんなふうにということを説明させていただいた中で、その方に説明をしていたらどうかご協力を得ています。万が一、うまくつかなかったとか、誤作動を起こしてしまうとか、電源を切るとかいった場合には、すぐその緊急事態が消防に通報になりますので、その時点で、ちょっと詳しい説明が必要かなと思う方に関しては、うちの担当者が出向いて説明もさせていただいております。

外出支援の土曜日の利用に関してです。こちらについては、私どものほうで、今のところ委員さんがおっしゃったような土曜日にしてほしいという直接的な要望をうかがい知ることは、余り聞いておりませんでした。今の時点では、車の運行体制ですとか、かなりぎりぎりの中でやっておりますが、今のところ土曜日ということは、検討してはおりませんでした。

以上です。

○委員長（前川雅志） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） 続きまして、ご質問の児童館の関連で、ご質問だというふうに思いますので、ご答弁いたします。

初めに、本町において児童館につきましては、はぐるま学童保育所、これは幕別地域にございます。それと、南小のほうにありますつくし学童、そして北にありますやまびこ学童と、ここの3カ所、これコミセンとの共用で使わせていただいておりますが、この3カ所については、児童館としての機能も持ち合わせて運営させていただいているところでございます。

この児童館につきましては、現実、児童館という機能は持たせてはありますが、完全に児童館として、要は18歳未満のお子さんを預かるということになりますと、別途今の職員のほかに児童厚生員というのを配置し、運営しなければならないというのが、包みますと、法律上規定されているところでございます。そういうことから、児童館全ての機能を児童館機能として持たせるということになりますと、職員の配置、またそういう有資格者がなかなかいらっしゃらないということにおいて、児童館としての18歳未満の機能ということで、実際、運営するのは難しい状況というふうに考えております。

それと、4年生以降についての問題でございますけれども、私どもも4年生以降についても、学童保育所等において保育を行うということも視野に入れて考えておるところでございますけれども、現実、私どもの施設のキャパ、受け入れの容量等から見ますと、今すぐ4年生以上を拡大した中で学童保育という面で実施するというのは、大変難しいというところでございます。

そういうことから、今後、国のほうにおいて、今、子ども3法の関係で、地方版の「子ども・子育て会議」というのを各自治体においてもつくっていただきたいという要請がございますことから、今後その4年生以上を含めた保育のあり方については、その中で、別途また協議はさせていただきたいという考えでございます。

あともう一点ですけれども、夏休みと土曜日の利用でございますけれども、土曜日につきましては、現状においては、学童保育所の一般開放ということで、1年生等問わず18歳未満の方については、受け入れは実際実施しているところでございます。

また、夏休みの土曜日につきましても、18歳未満のお子さんについては、受け入れは実施しているところでございますが、ただ月曜日から金曜日までということになりますと、学童保育所ということでの機能ということで、小学校1年生から小学校3年生までという利用になっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（前川雅志） 野原委員。

○16番（野原恵子） それでは、緊急通報システムについてお聞きいたしますが、今、お答えをいただいた中で、室内においての緊急通報システム、これは幕別の制度の中でのということですが、例えば外出した場合でも、1人で外出するということもあり得るということですので、そういう場合にも、や

はり安心・安全ということでは、今ある緊急通報システムを利用できるほうが高齢者、それから家族にとっても安心という点もありますので、今お答えになった中で、GPS 機能もあわせ持ったものを使用していく、そういうこともこれから考えられるのではないかと思いますので、その点について、もう一度お伺いしたいということと、それから架設されたときに説明が十分にされていないということも、利用者の方から聞いたものですから、町のほうではそういうふうに対応されているとお考えかもしれませんが、利用者の中で、そういう声も聞こえておりますので、再度架設するときに十分説明をもう一度していただくということが大事ななというふうに思いますので、その点をお聞きたいします。

それと、外出支援サービス、土曜日は利用者から要望が出ていないということなのですが、これは利用している方から土曜日も開設してほしいのだという声を聞いております。ですから、利用する方にアンケートなりなんなりで、利用者の要望を再度聞いていただくということも実施していただきたいなと思います。

あと、この児童館の利用の4年生以上の方の放課後のあり方なのですが、国のほうでも4年生以降の保育のあり方をこれから検討していくということでしたが、これはもう都市でも地方でも子供の放課後の問題というのは、本当に親にとっては不安材料の一つでもあります。そういう点では、ぜひ早くに取り組んでいただきたいということと、それと夏休みの土曜日、18歳未満、今のある児童館、学童保育を開放している、実施しているという答弁をいただいておりますが、これは周知されていないのではないかと思いますのですね。もっとそういう方の保護者とか、そういう方にきちっと周知をするということで、不安を抱えている保護者も利用することができるのではないかと思います、その点はいかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） まず、緊急通報装置の関係ですけれども、委員のおっしゃっているのが、お元気な方が1人で外出したときにもということであれば、それはその装置としてあるかどうかもちよっと調べてみますけれども、今はそれには対応しておりません。

介護保険のほうの特別会計のほうの事業になりますけれども、そちらのほうに、お体が元気で認知症がある方に関しての高齢者の徘徊がある方に関して、人工衛星を搭載したシステムで、その外出の検知というのはありますけれども、今のところこの緊急装置に付属して、外出先での緊急を伝えるというのは、ちょっと私どものほうの、そういう装置が可能かどうか、ちょっと研究していないので、そこ研究してみてもうけれども、今のところはそれには対応しておりません。

緊急通報システムの説明のところですが、利用者の方から実際そういう意見も聞いていらっしゃるということですので、私どものほうも、その辺ちょっときちんと確認して、業者の方とももう一度説明をお願いするという形で、きちんと詰めていきたいと思います。

それと、外出支援の土曜日の関係ですが、利用者の方からそういう声が届いているという今、お話でしたけれども、この外出支援の事業という考え方でいくと、多くの方は、ほとんどの病院が、今、予約制で、病院を予約していく中で、何とか土曜日しかその先生がいないということであればあれですが、そうではない中で、何とかこの外出支援を利用してできる日程の中で、次の予約をしていただく、お互いにそういうところもやっていくというのもお願いだと思っておりますので、今のところについては、一律、たまたま土曜日が受診日だからそこに行きたいという方に対応していこうという考えは、持ち合わせておりません。

以上です。

○委員長（前川雅志） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） 小4以上の児童館における周知ということでございますが、過去には児童館ということで、看板を大きく逆に掲げた中で実施していた時代がございまして、その段階においては、いろいろと周知等をしておりましたけれども、現状、児童館の機能が実質土曜日のみということから、学童保育所が主と、今、施設としてはなっているところでございます。そういうことから、学

童保育所に通っていらっしゃいますお子さん、小学校3年生以下でございますけれど、それらの方については、入所の際の説明等において、土曜日においては一般開放するという旨を周知しているところでございますけれども、それ以上の学年になりますと、近年において周知が足りなかったというふうに反省しているところでございます。

今後、ホームページや、また広報誌等において、児童館としても機能もあわせ持つということにおいて、広報活動をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（前川雅志） 野原委員。

○16番（野原恵子） 緊急通報システムの点で、GPSの機能の近況通報システムのことなのですが、帯広市では、そういう機能もあるということを押さえながら、これから少しでもいい方向に検討していきたいということもありますので、そういうシステムがあるということを押さえながら、これから対応も考えていっていただきたいというふうに思います。

この児童館のことなのですが、4年生以上の子供さん、それから保護者にも、利用できるということを周知していきたいということでしたので、その点もしっかり周知していただきたいということと、あと三つのコミセンありますよね、札内二つ、幕別一つですね。そういうところのコミセンの利用のあり方といたしまして、高齢者、町民の方もコミセン、本当に利用されていると思うのですが、1日いっぱい、そういうふうに児童、子供たちの放課後にコミセンを使うことを求めているということではないのですが、その放課後の時間帯、そこは話し合いで子供たちが利用できる、そういうようなコミセンの使用を考えていくことはできないのでしょうか、その点、もう一点伺いたしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） コミセンの関係でございますけれども、今、札内で児童館を併設しているのが、札内北コミセンと、それから札内南コミセンがそうだったのでございますけれども、南コミセンのつくし学童保育所につきましては、増築を近年いたしまして、コミセン部分については、学童としては利用を現在はいしていないという状況でございます。ですから、今、学童とコミセンとあわせて施設を利用しているというのは、札内北コミセンだけになります。北コミセンの学童保育所が利用されている時間については、コミセンの大集会室について、学童を優先するような形で、これは日中になりますけれども、利用をしていただいているという状況でございます。一般の方が利用する夕方から夜にかけてにつきましては、これ当然一般の方が利用されているということでございます。

○委員長（前川雅志） 野原委員。

○16番（野原恵子） 今、札内の北コミセンはそういうふうに学童保育所として利用されているということですね。それを、今あるコミセン、札内の南、それから東にもコミセンがあるのですが、それと幕別の南コミセンですね。そういうところも放課後の時間帯、子供たちに開放できないだろうか。これは、利用されている住民との合意が必要だとは思いますが、そういう形で開放することはできないでしょうかという質問です。

○委員長（前川雅志） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） コミセンですけれども、コミセンの利用自体が住民の方のための施設ということでございまして、今現在で申し上げますと、一般の方の利用でほぼ満度に埋まっているような状況でございますので、ほかのコミセンの利用、学童の利用というのが、放課後の利用というのはちょっと難しいというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） ほかに。中橋委員。

○15番（中橋友子） それでは、老人福祉関係でお尋ねいたします。また、へき地保育所にかかわってもお尋ねいたします。

まず最初に、74ページの13の委託料であります。高齢者の自立支援サービスのいわゆる配食サービスですね。この新年度の事業の中身なのですが、お弁当提供される人数はどのぐらいを予定されているのかと、提供されている業者は、現在は1社と伺っておりますけれども、それは今後ふえ

ていく見通しがあるのかどうかお尋ねいたします。

次、75 ページの 19、負担金補助金及び交付金、先ほどもお伺いいたしましたが、地域敬老行事の奨励金につきまして、73 公区で実施され、公区数としては 64%となっております。新年度は、どこまでこれが実施されると見込んで予算を立てていられるのか。また、取り組みの内容等について、どんなふうに各公区に支援されていくのか伺います。

次、79 ページ、12、老人福祉センター、これは全般にかかわるのですが、昭和 56 年に建設された施設であります。利用が大変多いと聞いておりまして、これまでの決算のときの資料を見せていただきますと、平成 22 年度で 4 万 5,000 人を超えている。今現在で利用がどれだけになっているのか、平成 25 年度では、どれだけの利用を見込んでいらっしゃるのか。

それと、開設時間あるいは施設の老朽化、たくさんの方が利用しているだけに改善が必要であるというふうに思いますが、どうでしょうか。

次、へき地保育所の関係であります、ページ数では 86 ページ、次のページにもわたってまいりますけれども、今回、委託料で古舞の保育所の実施設計、それから建設工事、委託料が出されております。幕別町のこれまでのへき地保育所の施設のあり方としては、近隣センターと併設してという流れで来ておりましたけれども、何年か前でしたね、糠内の保育所が独立した施設になってから、やや久しく今回、古舞の施設ではないかと思えます。現在、既設保育所の設置をこういった形で独立した方向に今後とも持っていかれる、そういう流れの一環で古舞も新設されて運営されるというお考えでいらっしゃるのかどうか。

それと、これまでも何度かお尋ねしました。へき地保育所の開設期間、これがなかなか通年になっていないということで、通年の開設の要望も出ておりました。これらについては、どのようにされていくのでしょうか、伺います。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 食の自立サービスの関係です。給食の次年度の予定件数ですが、1 万 5,000 食ということで予算組みしております。これは、今年度の実績が 1 月末現在の 10 カ月で 1 万 1,700 食ということで予定しております。

事業者に関してですが、今年度中も二つの事業者について、具体的なお話もさせていただいたり、向こうとのやりとりもさせていただいた経緯がありますが、実際の事業参入にはこぎ着けなかったという事実があります。次年度についても、今、目星をつけている業者というのがあるわけではないのですが、同じようにお話を進めていける業者さんを当たっていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（前川雅志） 福祉課長。

○福祉課長（田村修一） 私のほうから 2 点お答えさせていただきます。

初めに敬老行事の点についてでございますけれども、本年度の予算の見積もり、どれぐらい参加を見ているのかということでございますけれども、一応、対象となる老人の方、100%で予算は見えております。ですから、全公区取り組んでいただきたいという気持ちでおります。

この点につきましては、若干触れさせていただきますと、公区で 64%、対象者の 70%ぐらいを対象にしているということでございますけれども、まだ取り組んでいただけていない公区がございます。これらの公区につきましては、今後、老人クラブの総会ですとか、そういうような場面でまた、そういう公区、老人クラブにもお願いしていきたいというふうに私ども考えておりました。

それと、新たな事業展開というか、取り組みということでございますけれども、実は本年、この行事やってみて、いろいろ公区の方、老人クラブの方から、課題というか、こういう点がもう少しよくなれば使いやすいのになというふうなお話を伺っております。それは、まず対象者の確認というところがひとつございます。公区で対象者を確認いたしまして、それで申請をしてくると、町のほうで再度確認させていただいて、合わない人と合う人というふうになります。公区のほうは、住民票の関係ですとか、そういうようなところはわからないので、あと施設に入ってしまったというふうな方も

わからない部分があるので、若干町のほうとずれているというようなことで、その名簿の確認について、事前に町のほうから示していただけないかというようなお話がありまして、これにつきましては、相談があった公区、そういうことをやって申請したいのだと言われた時点で、事前に私どものほうで人数を確認してお知らせしております。

もう一点、先ほどの住所の関係ですけれども、公区の活動はされてるのですけれども、住所、住民票を移動してきてないというような方も結構いらっしゃる。私ども、若い方がそういうの多いのかなと思ったのですけれども、高齢者の方でも結構いらっしゃるということをお聞きしてびっくりしているところなのですけれども、本来的には住民票移動していただくというのが第一義的なことでございまして、公区のほうには、そういう方いらっしゃったらお願いしますというようなお話はさせていただいているのですけれども、実際問題、そういう方がいらっしゃって、現に公区で活動されて老人クラブにも入っているという方がいらっしゃるということをお聞きしましたので、その点について、どういう対応をするのかというのを今現在検討中でございます。できるだけ早い時期に対応できるようには考えたいと思っております。

次に、老人福祉センターの関係でございます。老人福祉センターの利用実績ということでございまして、平成 24 年度の利用実績については、ちょっとまだ集計が終わっていないので、平成 23 年度の利用実績で申し上げますと、4 万 5,497 人の方が利用されてます。実は、平成 22 年度につきましても、4 万 5,218 名の方が利用されているということです。今年度も 4 万 5,500 人程度利用されるものかというふうに見込んでおります。

時間につきましては、今年度から来年度、現在 18 時まで開設しているところでございますけれども、今年度につきましては、開館時間を延長する予定はございません。実は、平成 14 年度に開館時間、利用時間を延長した経緯がございます。そういう意味で、今回はまだちょっと利用時間の延長については考えておりません。

あと、老朽化の問題でございまして、老朽化につきましては、順次といいますか、適宜修繕をして対応してまいりたいというふうに考えております。今年度につきましても、11 節の修繕料が前年に比べてかなり多くなっております。実は、屋根がちゅと破れたり、すが漏りしたりしているという場所があります。そういうようなところを今回は修繕させていただくという予定でございまして、今後も、順次計画を立てて修繕を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） へき地保育所の件についてお答えいたします。古舞保育所の件でございまして、幕別町近隣センターと今共用して使っているへき地保育所が、古舞と明倫の保育所がございまして。そのあり方ということで、独立の考え方があるのかということでございまして、この独立の考え方につきましては、今のところ持ち合わせておりません。今回、古舞保育所につきましては、あくまで遊戯室並びに午睡室の増築という考え方で現保育室は、近隣センターに設置しております保育室を使わせていただくということで、あくまでも増築によるものであるということでございます。

増築するに至った経緯でございますけれども、近年、古舞保育所については、大体常時 17 名から 18 名程度の入所児童が確保されていると。今後についても、ほぼ十五、六名ぐらいは当面確保されるであろうということで、他のへき地保育所から見れば、安定して入所が見込まれるということと、また古舞地域の現在、近隣センターの集会室を保育所の遊戯室並びに午睡室ということで使わせていただいておりますけれども、そういう共用することによって、古舞地域の公区活動、また高齢者の方の老人クラブ活動等に変な支障を来しているということから、このたび古舞保育所の遊戯室、午睡室を増築するという考え方で予算を計上したところでございます。

次に、へき地保育所の全体的なあり方ということかなというふうに思いますけれども、特にお尋ねの開設期間につきましては、この 24 年の 4 月の第 1 回の運営委員長会議の中で明確にへき地保育所の開設期間並びに開設する時間ですね、保育時間を延長していただきたいという要望を承りました。そのことから、7 月から管内の保育所の現状を調べさせていただきまして、それを報告したところでござ

ございますけれども、管内につきましては、1市11町1村で50カ所のへき地保育所を今設置されております。うち9カ所が休所しておりますので、実質41保育所でございますけれども、その中で幕別地域の5へき地保育所を除きまして、残りの保育所は全て通年化において実施しているという実態が判明いたしました。このことから、今後のへき地保育所のあり方ということで、住民のへき地保育所における保護者の住民意向ということで、9月にアンケート調査をさせていただきましたところ、開設期間の延長を求めるというお答えが、約6割が通年を希望、また5割の方が保育時間の延長ということで求められるということがわかりました。しかしながら、そのアンケートの中身を見てみますと、地域においての意見の差がございまして、ある地域では8割以上が期間を延長してほしいという反面、ある地域では3割ぐらいしか期間の延長を求めているということで、地域間差が相当あるということで、25年2月でございますけれども、地域のほうに入りまして、各保育所の保護者の方と懇談会を開催させていただきました。その中で、さまざまな御意見ございまして、いろいろと意見を出し合いまして、いろいろとお話ししましたところ、大体全町のへき地保育所の保護者の皆様方の総意として、今の段階においては、期間の延長、時間の延長、双方をやはりやっていただきたいというのが全体の意見として大体まとまりかけてきたところでございます。それを受けまして、25年度において、各保育所から代表者が出てもらいまして、検討委員会をつくりまして、今後実際の保育のあり方について、細部を決めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○15番（中橋友子） それでは、保育所のほうから逆順でいきます。

結局、要望としては、延長を求められるということですね。もう一回検討するのだということですが、今年度、平成25年度4月から始まりますよね。へき地保育所の場合は、終了を迎えるのは12月だと思うのですが、その時点で延びる可能性というのは考えていいのでしょうか。

それと、施設のことなのですが、わかりました、増築なのですね。望むところであれば、独立した施設で、きちっと保育が保証されるというのが大事なのだろーとは思っておりますけれども、また近年、近隣センターの使用は地域の老人クラブ等含めて大変活発に使われていると思いますので、そういった両面から見ても、できれば独立がいいのではないかなというふうには思います。思います、予算のこともありまして、こうなったのかなとは思いますが、管内でも独立した保育所、僻地でも独立した保育所、しかも正職が配置されてるといふようなところも出てきますよね。そんなことがありますので、高い目標を持って今後進めていただきたいと、このように思います。

老人福祉のほうで再質問します。

一つは、給食、配食のことです。これは、幕別町は配食開始が大変早くて、高齢者の皆さんにとっては、安心して暮らせる大きな一つの要因になっているというふうに思います。届けられることによって、安心して仕事に出かけられるとか、あるいは離れている親族の方からも、給食が届いているから安心できるというような声もたびたび伺っています。実施に当たっては、いろいろ業者との協力がなかったらできないので、何度も見直しをかけながら今日まで至ってきています。最近、アンケート調査もなされて、この利用に対する利用者の声も集計されていらっしゃると思うので、それでもできればお聞かせいただきたいとは思いますが、事業者が一つだからということではないと思うのですが、たまに内容の改善を求める声が、そう多くはないのです、改善がありまして、そこではやはり一業者が大体全部自分たちでやっていくという、そういう限界があるのかなんていうふうに思うものですから、業者の数もお尋ねいたしました。今後とも、一業者で推進する可能性が大きいというふうに見まして、そういう点では、少しでも喜ばれる中身に、より喜ばれる中身に改善する努力が必要なのかなと思います。

それで、ある程度、今、ご本人負担400円、そして町が100円出してということで、その値段の中でやれるものをつくっていただいていると思うのですが、もちろんカロリーですとか、品数も含めまして内容の一定の方向性もお持ちになって委託に出されていると思うのですが、その辺はどんなこと

になっているでしょうか。

次に、わかりました。敬老の行事につきましては、今言われたような、課長がお答えいただいたような、なかなか名前をつかむことができないのだとか、実際に声かけに行ったら幕別の住民でなかったとか、いろんな声が聞かされるものですから、町でやっていたときはどうだったのかなという思いもありまして、そういう名簿等の提供等なされるということでありますので、ぜひ積極的にそういうこともお手伝いしていただいて、そしてどこの町でも、どこの公区でも実施できるような方向、これをぜひ頑張っていたきたい、このように思います。

それと、老人福祉センターなのですけども、4万5,497人、平成23年度でですね。開設日数は、恐らく300日ぐらいになるのでしょうか。これ、300日として割り返しますと、1日160人ぐらいの利用ですよ。それで8時間なのですよ。この施設大変人気がありまして、午前10時から殺到してる言ったらちょっと大げさかもしれませんが、びっちり皆さん利用されているんですよ。当然、雨漏りの話もありましたし、だんだん狭くなってきているのだとか、そんな声がいっぱいあります。見ましたら、建設年次は昭和54年、これ耐震なんかもどうなのかなと思うのですけれども、こういった地域で人気のある施設でもありますから、修繕をしながらちゃんと利用していただく方向というふうになれば、一定の限界も出てくるでしょうから、そこで建物に対する将来的な方向性も、昨年も伺ったのですが、持つ必要があるのではないかとということと、1日160人ということを考えれば、やはり開設時間等についても、もう少し伸ばすことも考える必要があるのではないかとと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（前川雅志） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） へき地保育所の通年化につきましては、25年度中につきましては、保護者の代表者の方々と運営の方法について検討すると、また職員の配置についても十分検討しなければならぬということから、実際は26年度からの実施を目指しているということでございます。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 食の自立に関してです。

アンケートのまず内容からお話しさせていただきますが、今回は12月から事業者さんが変わりましたことで、味ですとか、変わりましたかどうかということも含めてアンケートとらせていただきました。結果は、おおむね8割方が量も大丈夫ですよ、かたさも大丈夫ですよ、おかずの味つけはどうですか、ちょうどいいですよ、おかずの品数はどうですか、ちょうどいいですよと答えてくださった方が七、八割に上りますので、アンケートの結果としては、私どもも受けとめております。

ただ、委員もいろいろな方からご意見をお伺いになるように、私どものほうにも直接ご意見をいただける貴重な町民の方がいらしていただいて、お話承っております。その段階で、事業者さんともこのアンケートを持ってお話し合いをさせていただいておりますが、現在、1社ですが、その事業者さんも前任地で、もとの町でも給食サービスをやっていたという実績のある事業者さんとして、どんな細かいことや嫌なことやいろいろ書いてくださったことを貴重な御意見として受けとめるので、何でも言ってくださいという形で言われておりますし、その社長さんとお話し合いをさせていただいたときに、従業員にもこのあたりをきちんと見せて改善に努めたいというふうにお話ししていただいております。うちのほうからの例えば栄養量ですとか、おかずの品数については、現在は直接示すようなことはしていません。ただ、どんな状態であるかという点検については、例えばうちの職員が実際に1週間単位で給食をとったりとかしながら、それについては自分たちでも確認をさせていただいております。事業者さんが多かったときには、その内容がどうであったか、栄養量としてこういうことをお願いしたいということも含めて見積もりを出していたときもありますけれども、今は1社の事業者さんということで、そのあたりはしていません。

それと、この事業者さんが1社であるということの弊害について、私どもも深刻に受けとめております。不測の事態が起こったときに給食がとまってしまったりとかもありますので、緊急避難として、どうしてもだめなときにはいいよと言っている事業者さんも実は確保しておりますので、

このあたりについても、できるだけ町内の事業者さんと協力をして積み上げていけるような事業にしたいと考えております。

以上です。

○委員長（前川雅志） 福祉課長。

○福祉課長（田村修一） 初めに敬老会の件についてでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、私どもといたしましては、できるだけ多くの公区に対応していただきたいという願いがございます。そういった意味で、今回、実施できなかった公区も含めまして、いろいろご意見をいただきまして、伺いまして、今後どういうやり方がさらに使いやすいのか、活用しやすいのかということについて検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、老人福祉センターの関係でございます。将来的な方向性ということでございますけれども、委員おっしゃられたとおり、昨年もお答えさせていただいておりますが、現在のところ、この施設で特に改築とか新築とかというところまでは計画しておりませんが、引き続き計画的に修繕、補修しながらこの施設使ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、時間延長でございますけれども、この施設、もともと目的とするところは、建てたとき、昭和57年4月から供用開始しているのですけれども、老人の教養、健康、福祉の増進を目的とするということで、健康相談ですとか、教養、レクリエーション活動を通じた老人相互の交流というようなことを目的にしております。実際、月に4回、保健師が駐在しまして、健康相談を行ったり、あるいは老人クラブが中心となって、カラオケ、ゲームなんかを不定期に行っているというようなことがあります。その中の一つとして、温泉による健康増進、機能回復とかというような位置づけでございます。最近、単なる公衆浴場というような性格になっておりますけれども、本来の目的そういうことでございますので、そういうような目的に向けて、いろいろ今後工夫していきたいなと思っております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○15番（中橋友子） へき地保育所なのですが、やっぱりできることは早くやったほうがいいと思うのです。それで、いろいろ地域の運営のあり方だとか、それから職員の確保だとかとおっしゃられましたけれども、今やっているときには、2カ月間お休みしたら、先生には、そこを2カ月間休んでいただくだけなわけですから、それをお休みいただかないで、そのまま続けると職員も確保をされて、12カ月通年であけることができるというふうに私は単純に思うのですよね。ですから、いろんな角度からご検討いただいて、開設すれば、それだけの運営費用というのはふえてくるとは思うのですけれども、しかし地域の要望が高いということであれば、一刻も早く実施する、そういう方向で協議をやっていただきたい、このように思います。

食事と敬老会はわかりました。

福祉センターなのですけれども、単なる公衆浴場というようにお言葉も出ましたけれども、これはやっぱり経過があるのですよね。最初、もちろん老人福祉施設としてつくられまして、それで保健師さんの指導だとか、そういった総合的な、あと趣味ですか、いろんなあそこで手芸的なこと、焼き物やったりというふうにしてきましたよね。それと同時に、幕別町の町営温泉が民間に変わったときに、それまでの無料入浴制度ございましたよね、それがなくなったということもあって、特に高齢者の皆さんたちは、そういう政策の変更の中から、その老人保健福祉センターを活用するというような流れも、これは現実としてはあるわけです。

しかし、まちはそういう政策をとりながら移行してきたのですから、それはそれで受けとめながら対応していかなければならない、そういう状況を経過して、今の状態があるということなわけです。

私は、これは喜んで活用させていただく分は、本当にいいのだと思います。そのことが、また健康増進にも大いにつながっていますから、この老人福祉という目的からいったら、決して外れた使い方ではないと思いますから、そこは受けとめながらも、現状の手狭、古い、そして耐震というようなことを考えれば、やはりきちっと方向性を持つ必要があるのではないかと。とりあえず、たくさんの方が利用していることを、1日に何人も利用していることを思えば、開設時間の1時間ぐらいの延長が、

大きなお金をかけないでもできていくことではないかなと思ってお尋ねしたのですが、もう一回どうでしょうか。

○委員長（前川雅志） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） まず、へき地保育所の関係でございますけれども、まず先ほど課長が申しまいた26年改正に向けてというお話ですけれども、それはあくまで、中橋委員が言われるようにやれるのであれば早くにというような思いはあるということです。

ただ、検討の中で、いろいろと保護者の考え方というのは違います。例えば、通年でいいと言われるのは、先ほども言いましたように6割ぐらいの方、そして時間延長というのは、6割から7割ぐらいというようなことになってきますと、双方を求めている方と、それから片一方だけ、時間延長だけやってくればいいのだという方、通年までは要らないのだという方が、いろいろといらっしゃると思います。ですから、その辺の部分と、もう一つは通年化したり、または時間延長するということは、料金の見直しもやはり考えなければならない。このようなことが、料金が上がるのであれば、そこまではいいよと言われる方もたくさんいらっしゃいます。ですから、その辺のことを十分保護者の方とご相談をしながら、改善できる部分については、改善をしていきたいという思いでございますので、ご理解をいただければなというふうに思います。

それと、老人福祉センターの関係でございます。

改修については、施設が老朽化してきているという部分もございますので、大規模改修が必要なのかどうか。また、この施設が、これからもどういう位置づけをもって運営をしたらいいのかということについて、内部のほうで検討させていただきたいというふうに思います。

利用時間については、やはりお年寄りの方の生活のサイクル、これが果たして、その時間延長をすることがどうなのか、またその時間延長をするときに、どのぐらいの方が、本当に利用したいという思いでいるのか、そのようなことを考えていかなければならないだろうというふうに思います。その辺なども、老人クラブの皆さんとのご意見を伺いながら、どうあるべきか検討を重ねていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（前川雅志） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） それでは、質疑の途中ではありますが、14時20分まで休憩をいたします。

14：10 休憩

14：20 再開

○委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小島委員。

○5番（小島智恵） 関連してなのですが、老人福祉センターの利用時間の延長についてですけれども、それに関してなのですが、公衆浴場が目的ではないということをご理解いたしました。私のところにもそれに関しての要望がございまして、ご高齢だとはいえ、お仕事をされている方からの要望なのですけれども、夏場仕事を終えた後、あと近くの農家の方も畑の仕事を終えた後、特に夏場汗をかけた後なのですけれども、夕方利用しようと思ってはいるのだけれども、18時だと時間が間に合わないということで、その時間を11時から19時、もしくは13時から19時とか、延長というよりは、開始時間をおくらせ、終了時間を長くという形で、そういった時間をちょっとずらしていただきたいというような要望がございました。そういったことはご検討なされないのかお伺いいたします。

○委員長（前川雅志） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 先ほど中橋委員のご質問にもお答えしたのですけれども、いろんなお年寄りがいるのだろうというふうに思います。働いていて、その後お風呂に入りたいという方もいらっしゃるでしょうし、日中何もしていないので、老人クラブと一緒にいられるという方もいらっしゃいます。

し、毎日お風呂に入るということは難しいけれども、土曜日だったら仕事がないので土曜日に行きたいという方もいらっしゃるのだろうと。そういった形の中で、全ての方の、一人一人の要望に応じて実施していくというのは、非常に難しいのかなと。ですから、先ほど申しましたように、お年寄りの皆さんが、どのようなご要望を持っているのか、老人クラブの役員の皆さんともどもご意見を伺いながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） 小島委員。

○5番（小島智恵） お一人お一人にご意見を聞いたら、それぞれ違うご意見なのかもしれないのですが、特に夏場パークゴルフを終えてから入浴される方が多いというふうにお聞きしておりました、多分入浴される方の、その時間帯なんかは調査されていないと思うのですが、そういった意味で、午後からの利用が多いというような話なので、そういった午前中の利用時間をちょっとおくらせるという方法もあるかと思うのですが、とにかく利用者が使い勝手のいいように、もう少し柔軟な対応はできないものなのかお伺いします。

○委員長（前川雅志） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 午前中の時間を開設時間をずらして後半にというようなご意見でございますけれども、町内4路線、月に8回バスを走らせながら、町内のお年寄りの皆さんが、午前中に老人福祉センターのほうに行って、趣味の活動だとかいろいろな活動をしながらかお風呂に入って帰られるというような形でバスの設定などもして今までやってまいりました。このようなことも、全て見直すということについては、非常に難しいのかなと。10時に開設しまして、お年寄りの人たちが来て、お風呂に入ったりしてお食事をして、その後帰られると。これ1時間ずらしますと、来てすぐ食事をして、それからお風呂に入ってしまうような形になると、これまた非常に利用している方にとってもご不便になるのではないかなというふうに思います。

ですから、先ほどから申しますように、お年寄りの皆さんのいろいろなご意見を伺いながら、改善できるものは改善いたしますし、見直しに向けては検討させていただくというような内容でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（前川雅志） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） なければ、3款民生費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。

4款衛生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、4款衛生費の説明をさせていただきます。

91 ページをお開きいただきたいと思います。

1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、本年度予算額 4,138 万 5,000 円であります。

1 節報酬は、嘱託医師 17 名分の報酬及び健康づくり推進協議会に係る委員報酬であります。

7 節賃金は、乳幼児健診及び歯科健診に係る臨時職員等の賃金であります。

8 節報償費は、細節 1 のパパママ教室及び子育て支援事業に係る講師謝礼並びに細節 3 の夜間救急診療を帯広医師会に対応していただいている謝礼などあります。

9 節旅費は、嘱託医師に係る費用弁償であります。

92 ページになります。

13 節委託料は、妊婦に係る健康診査委託料が主なものでございます。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 の十勝圏複合事務組合負担金は、高等看護学院に係る負担金であります。

細節 6 の十勝救急医療啓発事業負担金につきましては、十勝管内の町村から十勝医師会にお願いをしている救急医療啓発事業に対する負担金であります。

93 ページになります。

2 目予防費、本年度予算額 5,230 万 4,000 円であります。

本目は、感染予防対策に要する費用でございます。

11 節需用費の細節 70 医薬材料費は、本年度より定期予防接種となります子宮頸がんワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン、その他高校の麻疹、風疹ワクチン代が主なものでございます。

13 節委託料は、細節 5 の結核検診のほか、各種予防接種に係る委託料でございます。

次のページになります。

19 節の各種ワクチン接種費用助成金は、一度ご負担いただいた費用を償還払いとするものであります。

次に、3 目保健特別対策費、本年度予算額 2,818 万 3,000 円であります。

本目は、生活習慣病の予防など、保健対策として実施する各種健診に要する費用であります。

次のページになりますが、13 節の委託料は、細節 5 の胃の検診から細節 11 歯科健診まで、各種健診に係る委託料であります。

細節 12 の後期高齢者健診委託料は、北海道後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、再委託を実施するものであります。

細節 13 は、同様に社会保険等の保険者から委託があった場合に、再委託を実施するものであります。

細節 14 は、女性特有のがんを予防する検診で、国からの補助を受け実施するもので、5 年目となります。

次のページになります。

4 目診療所費、本年度予算額 3,319 万 3,000 円であります。

本目は、駒島、糠内、新和、古舞、日新、各診療所で行う診療のほか、次のページになりますけれども、13 節委託料は忠類地域の診療所及び歯科診療所の管理運営に要する費用であります。

18 節の備品購入費は、忠類の診療所及び歯科診療所の備品を購入するものであります。

5 目環境衛生費、本年度予算額 1 億 3,134 万円であります。

1 節報酬は、省エネ普及指導員の活動に対する報酬並びに公害対策審議会開催に伴う委員報酬であります。

7 節の賃金は、環境衛生業務員の賃金が主なものでございます。

11 節需用費は、葬斎場に係る光熱水費及び機械設備の修繕が主なものでございます。

次のページになります。

13 節委託料は、葬斎場の管理に係る委託料が主なものでございます。

細節 11 の環境調査分析委託料は、騒音、大気汚染、水質などの調査に係るものであります。

12 節の墓地環境整備委託料は、忠類墓地に係る草刈り等の管理費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、新エネルギー導入に対する補助金で、太陽光発電システムを一般住宅に設置した場合に補助するものであります。1 件 15 万円を上限といたしまして 70 件分及びペレットストーブの導入に対する補助、1 件 15 万円を上限として 5 件分を計上いたしております。

次のページになりますが、28 節は、個別排水処理特別会計への繰出金となります。

6 目水道費、本年度予算額 2 億 2,471 万 6,000 円であります。

19 節負担金補助及び交付金は、十勝中部広域水道企業団への補助金及び責任水量拡大負担金であります。

また、細節 5 は、忠類地区の大樹町、更別村、簡易水道を利用している家庭の水道料金格差を助成するものであります。

24 節は、十勝中部広域水道企業団への出資金であります。

28 節の繰出金は、簡易水道特別会計への繰出金であります。

2 項清掃費、1 目清掃総務費、本年度予算額 3 億 5,963 万 7,000 円であります。

1 節報酬は、廃棄物減量等推進審議会開催に伴う委員報酬であります。

100 ページになります。

11 節需用費の細節の 30 印刷製本費は、ごみカレンダー及び指定ごみ袋の作成に係る費用であります。

12 節役務費の細節 15 は、公共施設等に係るごみ処理手数料であります。

18 節は、ごみカレンダーの配布に係る手数料であります。

13 節委託料は、細節 5 のごみ収集委託料、可燃、不燃、資源、大型ごみ等の収集運搬に係る経費が主なものでございます。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 3 の十勝環境複合事務組合への負担金のほか、細節 4 は資源回収業者への協力に対する交付金であります。

細節 6 は、南十勝複合事務組合負担金で、広尾町、大樹町及び幕別町の 3 町で共同処理をしているごみ処理に係る負担金であります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○15 番（中橋友子） 総務のときにもお尋ねしてしまったのですが、保健衛生の保健師の札内支所に常駐する新しい事業の内容についてお尋ねしたいと思います。

ページ数ではどこになるのでしょうか。これ 91、保健衛生総務でもないし、臨時になるのですか、保健特別対策費ではないですね。全体の中でお聞かせください。

大変、保健予防、あるいは相談活動をもっと充実してほしいという声がたくさんある中で実施に踏み切られたということでもありますので、期待も大きいところでもあります。

ただ、1 名の配置ということでもありますから、実際に子供さんからお年寄りまでということで、どのような事業、仕事をしていただけるのか、まずお伺いしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 札内の健康相談の増員です。現行、月、水、金の午前中と月曜日の午後実施しておりますが、これを月曜日から金曜日の終日ということに変えます。

担当保健師は 1 名の配置となりますが、1 名が常駐するのではなく、ローテーションの中で、勤務表による配置を検討という形で実施いたします。

相談内容ですが、乳幼児身体測定を初めとした母子健康相談、育児相談、成人の健診結果のご相談ですとか、血圧測定など。

現在、健康相談は、札内支所分で 23 年度で 1,025 件の相談を受けておりますが、これによってその部分を拡充して、住民の皆さんの健康活動に寄与していきたいというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） それでは、基本的には住民の皆さんが、健康にかかわる不安なこと、相談がしたいということがあれば、支所が開設している時間に訪問をして、そこで対応していただけるということですね。まず、そこを確認したいと思います。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） そのとおりです。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） その上で、相談業務の中では、もちろん自分自身の体の問題ということもありますが、さまざまな介護や医療や高齢者の方ですから、当然今まで保健師さんではなくて、支所の方に直接相談をしていたと。これは、もちろん支所の方も引き続きやってはいただけると思うのですが、総合的に判断できる立場というのは、やっぱり保健婦さんは大きいと思うのです。そういう点で、健康面だけではなくて、そういった仕組み等についてもご相談いただける体制なのではないでしょうか。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 確かに、この配置を検討したときに、今のような形で、機能を充実するという形で、そういう相談業務を充実するという点では、誰が配置されるよりも、保健師を1名配置させることが、よりコミュニケーション能力等々を含めて重要であるということで保健師の配置になりましたが、実際は、1人の保健師が、そこに1人いるわけですので、何人の方が一度に来るという状況について、全て対応できるかという、そこは難しい。それは、現在も同じだというふうには考えております。

介護、医療、高齢者の相談についても、現行も保健師という立場で相談を受けるというところは変わらず、担当違いで即答できなかったり、判断をすぐにできないことに関しては、センターに持ち帰って、その方に訪問する等々のつなぎ役という形での役割を果たしていけるというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 初めてのスタートでありますから、その辺は十分研究もされていくと思いますので、いずれにしても充実されるということに対する期待は、大変大きいものがありますので、その辺を受けとめていただいて、頑張ってください、このことに尽きます。

それと、当然乳児の健診のときにはそちらに行かれるとか、そういうことも結構な仕事なのだと思います。そういうときには、ローテーションでありますから、窓口にいらっしゃる保健婦さんというのは、必ず確保されて、そして別の業務に当たられるということで、確認してよろしいですね。

はい、わかりました。

○委員長（前川雅志） ほかに。

増田委員。

○17番（増田武夫） 1点お伺いします。98ページの新エネルギー導入促進補助金であります。新しいエネルギー、特にこの予算では太陽光発電に対する補助金、大分ふえているのだというふうに思います。このことは、これから力を入れていかなければならないわけでありましてけれども、この全体の考え方として、やっぱりエネルギーを地産地消していくのだというようなそういう立場から、こういう太陽光だとかペレットだとかだけではなくて、まち全体として、その自然エネルギーをどう掘り起こして地域で賄っていく方向を強めていくかというのは、大きな課題だというふうに思うのです。例えば、いろんなところで、今、バイオガス、特に本町の場合も、酪農、畜産なども相当活発なわけでありまして、そうした点で、そうしたバイオガスの利用なども本格的に取り組むでありますとか、さまざまな形で、地元でエネルギーをいかに開発していくか、そのことにもっと力を入れて、きちんと職員を配置するなりなんなりをして、力を注いでいくべきだというふうに思いますけれども、今のところそうした住民が太陽光発電だとか、ペレットをする場合には助成するよというだけのことになっているわけでありまして、そうした点での今後の取り組み、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（前川雅志） 副町長。

○副町長（高橋平明） まちで資源エネルギーに対する計画書を策定しておりますけれども、その策定時点では、あくまでもその資源エネルギーに対する誰が事業者になるということではなくて、そのつくった当時と、今の状況とはかなり変わってきているのだというふうに私どもも認識いたしております。委員のおっしゃるバイオマスのエネルギーに関しても、これをやれるような環境のある酪農家ですとか、そういったところともお話をさせていただいております。現に、どの程度進むかどうかは、まだ未確定な部分が多いのですけれども、そういった新しいエネルギーをどんどんこの町内で生み出していけるようなものがないかということも含めて、専門の部署というわけではないのですけれども、そういったところにも意を用いながら、今後も新エネルギーの導入に関しては、積極的に取り組んでいきたいというふうには考えているところでもあります。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○17番（増田武夫） 全国のいろんな自治体では、その自治体の中でエネルギーを自活していこうでは

ないかという取り組みが相当進んできております。道内でも五つのまちがエネルギーを自活するというので、この取り組みを強めているとか、やはりそれはきちんと町の姿勢として、この計画をつくるだけではなくて、やはりいかに取り組みを強めていくかで、相当の開きが出てくるのだというふうに思います。

産業建設常任委員会でも内地の自治体に視察に行きましたけれども、そこも 100%、最近インターネットで調べますと、100%以上のエネルギーを自活していると、そういうことにもなっていてあります。それは、やはりきちんと担当者を置き、積極的にその問題に取り組んでいくという、この姿勢が鍵を握るのではないかというふうに思うのです。だから、やはりそうした点では、ぜひとももう少し前向きな取り組みをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 副町長。

○副町長（高橋平明） 確かに委員のおっしゃられるとおり、先ほどもお答えしましたように、エネルギーの考え方に対する環境というのは、もう変わってきたと、十分認識をいたしておりますので、今後担当の部署か、あるいはプロジェクトチームなりをつくって検討するか、そういった方向もあろうかというふうに思っておりますので、ぜひ私どもの町で、どのようなエネルギーを利用できていけるのか、そういったものも含めながら検討させていただきたいというように思っております。

○委員長（前川雅志） ほかに。

藤谷委員。

○4番（藤谷謹至） 2点、まず95ページ、3目保健特別対策費、13節の委託料で、昨年の2,627万円から2,405万円に減額されておりますけれども、この健診率、これ向上のための手当は、どのような形か、その後、昨年健診の率なのですけれども、全国22%、幕別がこれちょっと自分の雑な字でわからなかったのですけれども、15.3%と聞いておりますけれども、その率について、お尋ねします。

もう一点は、98ページの13節の委託料、忠類墓地の環境整備委託料なのですけれども、これは新たに出てきたわけなのですけれども、3月彼岸が近いわけですし、いつも雪がたまっている状態なので、その横の脇道の除雪対策あたりも入っているのかどうか、1点お聞きします。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 成人の健診の健診率の関係でございます。

委員のおっしゃっている15%は、特定健診ですか、何か。

（「がん」の声あり）

○保健課長（境谷美智子） 特定健診。

まず、予算が前年に比べて大きく落ちておりますのは、今年度の検診の実績の中で、乳がん、子宮がんの受診率が大きく減らしております、こちらの委託料が実績ベースでは大きく減るものですから、予算としてこの分が一部落ちておりますが、頑張ってみんなに受けていただくように周知したいと思っております。

もう一つ、検診の率なのですけれども、特定健診のほうは、昨年度で29.2%で、全国平均よりは、ちょっと上に行く形ですが、今年度、まだ最終集計を終わっておりませんが、ここに届くか、ぎりぎりかという形で推移しております。

以上です。

○委員長（前川雅志） 地域振興課長。

○地域振興課長（原田雅則） 忠類墓地の施設内の除雪の関係だと思いますけれども、一応賃金等も見えておりますし、除雪の部分についても入っているという状況でございます。

○委員長（前川雅志） ほかにありませんか。

成田委員。

○4番（成田年雄） 100ページの委託料、ごみ収集委託料のことについて、札内の収集委託料について、今、これがどんどんふえてきて、区割りの見直しというか、そういうのは考えたことがありますか。

これ、どうもいっぱいいいっぱいできないような話を聞いたことがあるのですけれども、それを今、

これ委託の区割りというか、そういうのはあるかないか、ちょっと伺います。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 収集の区割りにつきましては、収集している業者さんと打ち合わせをいたしまして、1台当たりのパッカー車の収集できる個数ですとか、あとその日に走る走行距離等々計算いたしまして、業者さんと綿密な打ち合わせの上で、今の区割りができておりまして、今回も新たな契約を結んだわけですが、その区割りについての変更してくださいという話は、実際のところ聞いておりませんし、今回は新たに追加した地域もございますので、区割り自体としては、1カ所若干ふえているということになっております。

○委員長（前川雅志） 成田委員。

○4番（成田年雄） 能力がいっぱいということで、ある人から相談を受けたのですけれども、能力のまだある余裕のある業者と、余裕のない業者をどういうふうにかすればちょうどいいのではないかなという話がありましたので、今こういう話しているんですけど、今3社でやっているのですものね。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 可燃ごみ、燃えるごみ、燃やせないごみについては2社です。

○委員長（前川雅志） 成田委員。

○4番（成田年雄） だから、その本町自体の2社で、能力的なものがあるから、その辺をちょっともう一回考えてみてはどうかなというだけで、よし、これで質問を終わります。

○委員長（前川雅志） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 今回債務負担行為をいただきまして、7年間の契約ということで、プロポーザルで入札を実施をいたしました。その中では、各事業者から十分この区割りの中でできるというような提案の中での審査をいたしました。そういう形がありますので、現在のところその区割りを見直すという考え方はございません。

この後7年後に、新たに、また新たな契約期間設けてやるときに検討はしたいというふうに考えています。

○委員長（前川雅志） ほかにありませんか。

小島委員。

○5番（小島智恵） ちょっと項目はどこに入るのかわからないのですけれども、最近随分と報道されているのですが、PM2.5 微小粒子状物質についてなのですけれども、皆さんご存じだと思うのですけれども、肺の奥まで入って、呼吸器、循環器疾患のある方は、特に症状が悪化するなどの危険性があるって注意が必要で、高齢者も心配でありますし、子供に関してもすごく心配に思っております。

原因は、中国での大気汚染が、風向きによってこちらに飛来してくるということで、中国国内ではたくさん死者も出ているようで、しかしながら中国政府は特に対策をとるという積極的な姿勢も見られていない状況ですので、この問題は、本当に長引いていくのではないかと考えているわけなのですけれども、その間どんどんそのPM2.5が、危険な物質がどんどんこちらのほうに流れてくるだろうとは思いますが。実際に3月5日には熊本県で基準値を超え、九州や西日本では、特に飛来が深刻な状況であり、北海道も今後風向きによっては飛来するのではないかとというふうな予測がなされているわけなのですけれども、先日の新聞報道を見ましたけれども、道内では測定局の設置がおくれているというような記事がございました。今のところ十勝には、1カ所もその測定をするところがないと。費用がかかるので、本町独自での設置は難しいのかもしれないのですけれども、せめて十勝に最低1カ所は必要ではないかと思うのですけれども、今後について、町はどのようにお考えになっているのか、また国や道の通達、指導はどのようになっているのかお伺いします。

○委員長（前川雅志） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 環境汚染のPM2.5については、新聞等で出ておりますけれども、国のほうは、当面国内の観測地点をふやして観測を行っていくというようなことが打ち出されております。新聞では、道内のある自治体が、独自に設置をするというような考え方を持っているところもあるようで

ございますけれども、現在のところ、その国の観測所をふやした中で対応する結果などをもとに検討を
してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（前川雅志） 小島委員。

○5番（小島智恵） 観測所は、十勝ではいつごろにできるとか、そこまでは具体的に詰められていない
ということよろしいですか。

○委員長（前川雅志） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） まだ全国的にどの範囲に1カ所というような考え方を環境省などでも持って
いるわけでもございませんので、当面、国の動きなどを注視していきたいというところでございます。

○委員長（前川雅志） 小島委員。

○5番（小島智恵） まだ、ちょっとその観測する状況が整っていないのですけれども、今後数値が高
くなった際、もちろん外出を控えるようにということで、町としても注意喚起をしなければならない
と思うのですけれども、広く町民の方に知っていただかなければいけないということで、ホームペー
ジ上に載せたり、またホームページもリニューアルされまして、災害発生時には携帯やスマホなどに
情報発信ができるようになったというふうにお聞きしているのですけれども、そういった数値が高い
ような状況のときに、携帯、スマホなどを通して緊急な情報だとかを情報発信することはできるのか、
お伺いします。

○委員長（前川雅志） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 町が外出禁止だとか、そのようなことを発令するということは、国が観測を
して、そして十勝でこれぐらいの量のものが出てくると、このようなものが示されなければ、町のほ
うとしてはできないということになります。ですから、そういった国が観測所をこれから設けて、ど
のような観測体制の中で町内の状況を、この十勝の状況を注視をしていくのか。また、そういったも
のが発せられるような事態があれば、当然町としても、あらゆる機関、町のほうのインターネットと
か、ホームページ、そういったものなどで周知をしていくということはしていかなければならないだ
ろうというふうに考えています。

○委員長（前川雅志） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 4款衛生費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、終了をさ
せていただきます。

次に、5款労働費に入らせていただきます。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 5款労働費につきましてご説明を申し上げます。

102 ページをお開きください。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、予算額1,207万2,000円、本目につきましては、労働
者対策に係る経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、細節4援農協力会、細節6幕別地区連合会など労働関係団体補助金
が主なものであります。

21節貸付金につきましては、勤労者の生活福祉の向上を図るため、運用原資を労働金庫に預託して
貸し付けを行うものであります。

2目雇用対策費、予算額2,492万8,000円、本目につきましては、雇用対策に係る経費であります。

昨年度は、国の緊急雇用創出事業につきまして、事業の担当課が管理する目に計上しておりました
のを今年度は本目に一括計上させていただきましたことから、1,800万円余りの大幅増となっております
が、実質的には418万円ほどの増であります。

7節賃金につきましては、新規学卒者で未内定の方を町の臨時職員として雇用するための半年間、
4人分の賃金と、国の事業を活用した特別支援保育支援員4人分の賃金であります。

13 節委託料につきましては、季節労働者の雇用対策といたしまして、町道の清掃、支障木の整理等を行うものでありますが、細節 8 職員住宅解体業務委託につきましては、新規の単独事業といたしまして、用途廃止をいたしました旭町の職員住宅 1 棟 2 戸、2 棟を解体し、10 人、20 日程度の雇用を確保しようとするものであります。

以上で、労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 5 款労働費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了をさせていただきます。

次に、6 款農林業費に入らせていただきます。

6 款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 6 款農林業費についてご説明をさせていただきます。

103 ページをお開きください。

6 款農林業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、予算額 1,652 万 6,000 円、本目につきましては、農業委員会委員の報酬及び事務局経費が主なものであります。

2 目農業振興費、予算額 2 億 3,472 万 3,000 円、本目につきましては、農業振興にかかわる補助金、負担金、各種事務経費が主なものであります。

104 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、105 ページの細節 10 は町内の農業関係機関、団体等で組織いたしますゆとりみらい 21 推進協議会に対する補助。

細節 11 から 13 及び 15 につきましては、制度資金等借入金に対する利子補給。

細節 14 は、堆肥、緑肥種子の購入及び堆肥の切り返しに係る補助であります。

細節 16 は、忠類地域における中山間地域等直接支払交付金、細節 17 は町と町内 4 農協で設立をいたしました農業振興公社の運営費補助であります。

106 ページになります。

細節 22 は、平成 20 年の農業生産資材価格高騰に伴う借入金に係る利子補給。

細節 23 は、平成 21 年の冷湿害被害農家の借入金に係る利子補給であります。

細節 24 は、鳥獣害対策委員会となっておりますゆとりみらい 21 推進協議会に対して、エゾシカの一斉駆除わな購入、研修会開催等の経費として補助するものであります。

細節 25 は、農業者戸別所得補償制度の推進事務に係る補助。

細節 26 は、減化学肥料、減農薬の取り組みに対する補助。

細節 29 は、農地の出し手に対する協力交付金。

細節 30 は、新規就農者に対する給付金であります。

細節 31 は、融資を活用して、農業用機械や施設を導入する場合において、融資残に補助をするもので、最大事業費の 30%が補助されるもので、国の補助であります。

3 目農業試験圃場費、予算額 350 万 7,000 円、本目につきましては、新和試験圃場の運営経費であります。

本年度は、収量・品種比較試験など 14 課題の試験を実施する予定であります、このうち新作物として普及を目指します、リーキについては、7 品種の比較試験を行うことといたしております。

108 ページになります。

4 目農業施設管理費、予算額 928 万 9,000 円、本目につきましては、農業担い手支援センター、ふるさと味覚工房にかかわる管理運営経費であります。

7 節賃金は、味覚工房で管理・指導に当たります臨時職員 2 名分の賃金であります、本年度につ

きましては、利用者に対する指導のほか、地場農畜産物の素材のよさを生かした食品づくりなど四つの講習会を予定しているところであります。

109 ページになります。

5 目畜産業費、予算額 6,094 万円、本目につきましては、畜産振興にかかわる経費であります、19 節負担金補助及び交付金、細節 4 から 6 につきましては、畜産関係団体に対する団体運営補助、細節 7、8 につきましては、制度資金借り入れに対する利子補給、細節 11 は乳牛の購入または保留のため借り入れた資金に対する利子補給、細節 12 は雌雄判別精液の購入に対する補助、細節 13 は体格にすぐれた和牛の雌牛を保留した農家に対する補助であります。

細節 14 と、次のページの細節 15 になりますけれども、これにつきましては、忠類、幕別それぞれの地区におけます道営草地整備事業に係る負担金であります。

細節 16 は、幕別町家畜伝染病自衛防疫組合が事業主体となって実施いたします特定の伝染病発生農家の消毒、治療、自主淘汰にかかわる経費の一部を給付する補助事業に係る補助金であります。

細節 18 と 20 は、制度資金借り入れに対する利子補給、細節 19 は、草地更新に係る補助であります。

111 ページであります。

6 目町営牧場費、予算額 5,445 万 6,000 円、本目につきましては、幕別地域 1 カ所、忠類地域 3 カ所の町営牧場の管理運営費であります、忠類地域におきましては、平成 21 年度以降、預託頭数の減少により、共栄と晩成の 2 牧場での預託受け入れを行っておりますが、本年度におきましても、現在のところ 600 頭程度の受け入れと見込まれておりますことから、引き続き 2 牧場での受け入れを予定しているところであります。

なお、晩成牧場につきましては、本年度から 2 カ年で道営草地整備事業による草地整備等を予定しておりますが、本年度は、下段部分の 40 ヘクタールの草地更新と隔障物の移設を実施することといたしております。

112 ページになります。

7 目農地費、予算額 3 億 1,132 万 1,000 円、本目につきましては、土地改良施設の管理運営及び国営、公団営事業の償還に要する経費であります。

113 ページになります。

13 節委託料は、上統内排水機場と幕別ダムの点検等の委託。

次のページの 12 節農業体質強化基盤整備、いわゆる暗渠整備に係る調査設計委託経費などでありま

す。

15 節工事請負費は、細節 3 の駒島地区農道、町道名では、駒島 6 線になりますけれども、この路線の舗装工事、細節 4 の暗渠工事が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は幕別地区畑かん事業に係る公団営事業償還金、細節 4 は、いわゆる東西線に係ります公団営事業の償還金であります。

細節 5 は、1 ヘクタール未満の小規模暗渠整備や明渠床ざらいの機械借り上げなど、農用地排水改善対策事業に係る補助であります。

細節 8 は南勢地区ほか 13 地区、約 1 万 4,700 ヘクタールに係る農地・水保全管理事業の交付金であります。

115 ページ、28 節繰出金につきましては、忠類地区の農業集落配水特別会計に対する繰出金であります。

8 目土地改良事業費、予算額 8,888 万 2,000 円、本目につきましては、土地改良事業の事務的経費及び道営事業負担金が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節の 5、6、8、9 につきましては道営畑総事業、細節 7 につきましては東宝道営農地整備事業、旧町道名で申しますと、東宝線の改良舗装に係る負担金であります。

116 ページになります。

細節 10、11 につきましては、忠類及び中央幕別西地区に係ります道営畑総事業の計画樹立のための

負担金であります。

2 款林業費、1 目林業総務費、予算額 2,604 万円、本目につきましては、林業振興にかかわる経費であります。

7 節賃金、8 節報償費につきましては、シカ、キツネなど有害鳥獣駆除に係る経費であります、本年度におきましては、シカ 220 頭、キツネ 60 匹、ハト・カラス 100 羽を捕獲する計画であります。

117 ページ、19 節負担金補助及び交付金の細節 8 から 10 につきましては、民有林振興にかかわる補助金であります、細節 8 は森林組合に対する補助、細節 9 は除間伐、細節 10 は造林にかかわる補助といたしまして、それぞれ民有林の所有者に交付するものであります。

2 目育苗センター管理費、予算額 4,856 万 2,000 円、本目につきましては、忠類育苗センターの管理運営に要する経費で、13 節委託料が主なものであります。

本年度におきましては、トドマツ 18 万本、アカエゾマツ 10 万本、合わせまして 28 万本の出荷を見込んでおりますが、これは例年に比べ、約 2 万本程度少ないわけでありませけれども、平成 20 年の霜害、22 年度の異常高温の影響により、例年に比べ、少なくなっているものであります。

以上で、農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

増田委員。

○17 番（増田武夫） ちょっと 2 点ほどお伺いしておきます。

109 ページで、畜産業費の中の負担金補助及び交付金、細節 6 の酪農ヘルパー事業などに対する補助金、例年と同じ額が計上されております。平成 25 年以降、26 年からのこれらに対する助成制度が新しい制度に引き継がれていくというようなお話もありましたけれども、現在のところ、どのような見通しになっているのか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

次に、110 ページの 19 節には、草地更新のための粗飼料生産基盤向上対策事業補助金が設けられております。今のこの円安がどんどん進む中で、農耕飼料の値段というのは、これから相当高くなっていくことが予想されるわけです。これに対する何らかの手当も必要になってくるのではないかということをお心配しているところでありますけれども、粗飼料の生産にも大きな力を注いでいかなければならないというふうに思います。昨年の農業委員会のアンケート調査などによっても、粗飼料の生産面積をふやしていきたいのだというようなアンケートに答えておられている方もたくさんいるわけがあります。そうした点で、農耕飼料などの高騰対策を何か考えておられるのかどうか、また今後、粗飼料の生産をさらに高めていくための方策、何か考えておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

○委員長（前川雅志） 農林課長。

○農林課長（森 範康） 酪農ヘルパーの補助の関係につきましてはですけれども、昨年の決算特別委員会でもご質問ありまして、そのときに実質 26 年までは補助に入っていけるというお話をさせていただいたと記憶しております。

国の 25 年度の補正予算の概要が、今、私どもに示されてきておりますけれども、まだ国会通っておりませんが、その状況を見ますと、酪農ヘルパーの関係ほか、もう 1 事業を含めて 24 年度対比倍増の予算が計上されているという状況にありますので、一定の補助は国のほうも考えているのだろうというふうに押さえております。

それから、粗飼料生産の関係ですけれども、予算で計上させていただいていますのは、道営草地事業にプラスアルファする町の単独事業でありまして、粗飼料につきましては、これからも各酪農家の皆さんともども増産という体制に持っていかなければならないというふうに考えておりますし、輸入飼料の高騰に対する国の基金のほうも減額しているという状況にあります、国のほうでも新年度において、その対策をするやに概要として出されてきているという状況にあるというふうに判断しております。

以上です。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○17 番（増田武夫） 26 年までは酪農のヘルパーの関係、ちゃんとされていくようで、その後がまた心配なわけで、その点、国のほうにも要望を強めていただきたいと思います。

農林水産省のホームページなんかを見ると、今お話のあった酪農ヘルパー事業などに対する予算を増額して、支援を充実させていくのだというようなことが出ておりまして、それが具体化されて、今後予算がふやされてくるのだと思いますけれども、それに伴って、本町のこうした酪農に対する支援体制がしっかりと機能していくように努力していただきたいと思います。

二つ目の飼料の関係でありますけれども、農耕飼料などが高騰したときには、それに対するいろんな機関がお金を出し合って、その高騰に対する対策をこれまでもとってきた例が何回かあるわけですが、今後の上がり方では、相当その面が酪農経営、畜産経営を圧迫する事態になることが予想されますので、ぜひともその辺の農耕飼料の高騰に対する直接的な援助ができるような対策を町としても要望するなりしたり、町としてもとっていただきたいと思いますので、その辺の見通しについては、どのように押さえておられるか。

また、粗飼料の生産についても、今後とも力を入れていただきたいと思いますけれども、農耕飼料の高騰対策についての見通しはいかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 農林課長。

○農林課長（森 範康） これも 25 年度の国の考え方になりますけれども、国の 25 年度の考え方として、配合飼料価格安定制度の財源確保の支援ということが打ち出されてきております。国会で予算が通り次第、いろんな国の考え方になり、要綱が提出されてくると思われますので、それを見た中で、町として酪農家の皆さんにどのような支援ができるかということにつきまして、検討させていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○委員長（前川雅志） ほかに。

田口委員。

○10 番（田口廣之） 117 ページの有害鳥獣のところなのですが、今、駆除数、目標数量というのか、財源に合わせた数量かわかりませんが、この効果、駆除されていて農業被害等の効果、どのくらいあったかということと、これ、ゼロにするまで駆除はする方向ではないと思うのですが、どこまで駆除を続けるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 農林課長。

○農林課長（森 範康） 毎年、平成 22 年度以降、農作物の被害について調査をしているところであります。24 年の確定には、今現在調査中ですので確定しておりませんが、22 年と 23 年につきましては、農作物の被害、22 年度については約 7,000 万円、23 年度については約 6,000 万円という被害が生まれております。

国のほうも有害鳥獣、北海道の場合エゾシカが主でありますけれども、本州の場合イノシシとかニホンザルの被害もありまして、それらを含めて法律を策定しております。現在、22 年から 24 年までの被害防止計画というのを町で策定しておりまして、25 年度以降も、引き続き策定することとなっておりますので、今後も農作物の被害を減らすために捕獲という作業を続けていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（前川雅志） 田口委員。

○10 番（田口廣之） 捕獲を続けていくということなのだと思いますけれども、これやっぱ被害がある以上は、ずっと継続していくということですね。

○委員長（前川雅志） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

6 款農林業費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させてい

いただきます。

審査の途中ではありますが、15 時 30 分まで休憩いたします。

15 : 16 休憩

15 : 30 再開

○委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7 款商工費に入らせていただきます。

7 款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 7 款商工費につきましてご説明を申し上げます。

119 ページをお開きください。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工振興費、予算額 4 億 4,495 万 4,000 円、本目につきましては、商工振興と中小企業融資に要する経費であります。

8 節報奨費、細節 3 住宅新築リフォーム奨励事業につきましては、町内業者の施工により住宅を新築、リフォームした施主に対し、商品券を交付する事業といたしまして、平成 22 年度から 24 年度までの 3 カ年事業としておりましたが、本年 2 月までに新築、リフォームを合わせまして 160 件の利用があり、工事費ベースで、約 16 億 3,800 万円と大きな経済効果が得られましたことに加え、商工会や施工業者から事業継続の強い要望もありましたことから、リフォームの対象工事を 100 万円から 50 万円に引き下げた上で 3 年間事業を延長することといたしました。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 につきましては、幕別町商工会に対する補助。

細節 4、5 につきましては、中小企業融資に係る保証料及び利子補給費補助金であります。

細節 9 の商店街活性化店舗開店等支援事業補助金につきましては、24 年度開業 1 件分と 25 年度新たな新規を 2 件分見込みまして、合計 3 件分の補助金を計上いたしております。

細節 10 は、商工会が実施いたしますプレミアム商品券発行事業のプレミアム 20%分にかかわる補助であります。

21 節貸付金につきましては、中小企業融資の原資を金融機関に預託するものであります。

2 目消費者行政推進費、予算額 291 万 4,000 円、本目は消費者行政に要する経費であります、7 節の消費生活相談員賃金、次のページの 19 節、細節 3 消費者協会補助金が主なものであります。

3 目観光費、予算額 3,268 万 5,000 円、本目につきましては、観光振興に係る経費であります。

13 節委託料、細節 5 のアルコ 236、道の駅・忠類の指定管理料。

121 ページ、18 節備品購入費、細節 1 のアルコ 236 客室、宴会場のカーペットの更新、19 節負担金補助及び交付金、細節 3 の観光物産協会補助金が主なものであります。

また、19 節、細節 7 の日高東部・十勝南部広域連携推進協議会負担金につきましては、日高東部の 3 町と十勝南部の 6 市町村が観光面での広域連携により、経済の発展を図ることを目的に先月 18 日に協議会が設立されたもので、本年度は広域観光振興策や交通体系の将来像にかかわる調査・研究などを行う予定となっております。

4 目スキー場管理費、予算額 3,323 万 1,000 円、本目につきましては、明野ヶ丘スキー場、白銀台スキー場の管理運営に要する経費であります。

7 節賃金のスキー場管理人及び嘱託職員賃金、次のページの 11 節需用費の細節 21 電気料、13 節委託料、細節 8 のリフト管理委託料が主なものであります。

123 ページ、5 目企業誘致対策費、予算額 1 億 9,421 万 1,000 円、本目につきましては、企業誘致等に要する経費であります、19 節負担金補助及び交付金、細節 3 企業開発促進補助金、細節 5 工業用地取得促進補助金、21 節貸付金の工業団地取得資金貸付金が主なものであります。このうち企業開発促進補助金につきましては、固定資産税相当額や投資額の 5 %または 10%の額を補助するものであ

りますが、昨年、電気機械器具製造業の増設と農業機械修理販売業の新設がありましたことから、約1,900万円の増額となったものであります。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○15番（中橋友子） 商工振興にかかわりまして2点なのですが、一つは住宅の新築リフォーム奨励事業が本年度から新たにスタートをするということで、上限額を50万円に引き下げられたということであります。今回は、今までに160件の利用ということでありましたが、新年度ではどのぐらいの利用を見込んで経済効果等を期待されているのか、お伺いしたいと思います。

それとあわせまして、地元の小規模の事業者の皆さんの仕事を確保するという点から商工振興の一環として、小規模修繕登録事業をこれまで取り組んでこられたと思うのですが、これの実績、そして経済効果、今年度の取り組み、伺いたいと思います。

○委員長（前川雅志） 商工観光課長。

○商工観光課長（森 廣幸） まず、1点目のリフォームの25年度の予算の計上でございますけれども、新築が20件で200万円、それからリフォームが30件、これは5万円。要するに上限の5万円の分で150万円、それからリフォーム、50万円以下に下げました関係上、一応最低の工事費の5%を補助する予定にしています。最大で5万円ですが、それで要するに2万5,000円が40件という形で100万円、合計450万円を予算計上しております。

以上です。

○委員長（前川雅志） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 小規模修繕契約希望者登録制度の関係でございますけれども、平成24年度の発注件数につきましては264件、金額につきましては779万円の実績でございます。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 450万円、20件と40件、これは金額が変わってくると思うのですが、できれば、経済効果どのくらいということもお尋ねしたところでしたので、わかったらお答えください。

私どもは、下限、上限の引き下げ、使い勝手のいいものということとあわせまして、これあちこちで実施されていることから、かなりうちは50万円に対して商品券が2万5,000円ということで、もうちょっとその部分が引き上がっていかないかという思いもありましたが、その辺はどうでしょうか。

それと、小規模修繕登録のほうなのですが、264件の実績ということは、かなり多いと思うのですが、登録されている業者はどれだけありまして、そしてその方に全部に発注されているのか、発注されていなかったら、どのぐらい残っているのか。といいますのは、なかなか登録はしているのだけれども声がかからないのだという業者の声がありまして、そういうことを解消していくためにも実態についてお伺いしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 商工観光課長。

○商工観光課長（森 廣幸） 先ほど経済効果の関係、ちょっと言い忘れたのですが、24年度2月末現在で、これ24年度の分でございますけれども、3億5,000万円くらいでございます。そして、23年度は、これかなり近い数字になるかと思っておりますけれども、5億9,900万円ぐらいの数字が出ていますので、25年度も新築が多ければ当然経済効果が多いわけでございますけれども、そういう形になるかと思っております。

それと、5%、もう少し上げられないかという形でございますけれども、24年度までの3カ年で、100万円以上5万円という形で、大体5%という形でやっていますことから、それを維持したわけでございますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○委員長（前川雅志） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 小規模修繕契約希望者登録の関係でございますけれども、現在、登録業者数につきましては22事業者でございます。今回24年度の発注264件ということでございますけれども、22業者のうち13業者に発注をしてございます。残りの9業者については、発注実績がなかったということでございますけれども、どうしても建具の関係ですとか、いわゆる本当に少額なものが多いものですから、どうしても建具の関係だとかに集中してしまうというような傾向がございます。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 住宅リフォームのことについては5%ということで、ずっと5%を貫いてこれているということでもあります。帯広などは、何度か申し上げましたけれども、一応20万円まで最低出すという。それは工事金額によって変わってきますけれども、そんなことが隣でやっているものですから、もう少しうちの業者も応援するというようなことにならないかなという思いでお尋ねいたしました。新年度スタートでありますから、ここでスタートされまして、十分今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

小規模修繕登録なのですけれども、これはそうしますと22業者登録されていて、13ですから9業者がほとんど仕事が回っていないということですね。そのときの相手の方の仕事の状況で、受ける受けないというのもあるのだろうとは思うのです。言われても、今、忙しくてできないよというのもあるだろうとは思いますが、全く声がかからないのだというようなこともお聞きいたしまして、こういう点では、やっぱり全体に回るような工夫も要るのではないかなというふうに思うのです。これ13業者ということは、業者の職種という点では限られてくるのでしょうか。当たっていない9業者の職種というのは、どんな業者なのでしょうか。

○委員長（前川雅志） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 建築関係もあるのですけれども、ガラスですとか、それから設備の関係ですね、そういった業者に実績がなかったというような状況でございます。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 264件の仕事を出されるということは、小規模ですからいろんな修繕なので、細かいことがたくさんなのだと思うのですけれども、でも、簡易な仕事であれば、建築屋さんなんか特に端境期に何とか仕事させてもらおうと思って、小さな仕事でもさせてもらおうと思って声がかからないのだということなのです。仕事がなかったのは、設備とかガラスとか建築と言われるのだけれども、それを264件が、だから裏返せば13業者のところには何回もいっているということですよ。そして9業者のところにはほとんどいかないということですから、もう少し仕事の見きわめというか、この程度でしたら広げて発注できるとか、そういうような柔軟性を持った対応をすれば、もう少し改善されるというものでもないのでしょうか。

○委員長（前川雅志） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 先ほども申し上げましたけれども、どうしても建具の関係ですとか、そういった業務が多いというようなことで、建具関係に集中しているというようなことで、そういった傾向はあるということです。それと、発注するところが、どうしても町の中でも各部署にわたりますので、そういったことで、どこの業者に発注しているのか、発注していないのかというような中身も、各担当のほうでわからない状況の中で発注をしているという現状もございますので、総務課のほうで、ある程度均等と言ったらおかしいのですけれども、それは業務の中身によって、これ、また変わってくるかと思いますが、なるべく皆さんに行き渡るような形で発注するように意を用いていきたいというふうに思っております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○15番（中橋友子） ぜひ、意を用いていただきたい。きちっとどの業者にどれだけ発注されているかという。登録されているのは、わずか22の業者ですから、ここにどういうふうに回るかなんていうのは、そんなに難しいことではないと思うのです。それで、結局、今いみじくもおっしゃられましたけ

れども、担当にお願いしておいて細分していると。どうしても連絡とりやすいところに仕事が行ってしまっているというようなことではないかと思います。それで、たまに仕事が余り来ないから、1年も、それ以上も来ないから連絡すると、そのときだけは声がかかるのだけれども、またとまってしまいうというような、そんなこともありまして、やっぱりせっかく地域振興のためにつくった制度でありますから、登録した方たちに、その条件が整っていれば、きちっと均等に仕事が回るような、そういった方向性で努力を求めたいと思います。

○委員長（前川雅志） 総務部長。

○総務部長（古川耕一） 22件の業者の中で、先ほど課長言いましたように、これゼロ13件の中で建築設備関係が多いのです。それで、どうしてもその業務によりまして偏るといえるのがあるのでしょうか、小規模の修繕業者につきましては、年1回か2回だと思うのですが、全ての課あるいは部に全部業者名を回して、それぞれ配慮ということをお願いはしている経過がございます。ただ、実際にこうやって1年を見ても、こういう偏りというのはどうしても出てきますので、もう少し内部におきましても、こういう偏りがないように配慮はさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（前川雅志） ほかにありませんか。

増田委員。

○17番（増田武夫） ちょっと121ページで1点お聞かせ願いたいのですが、19節の細節7、日高東部・十勝南部広域連携推進協議会負担金です。新しく出るあれなのですが、これは先ほど説明はあったのですが、もう一度その内容をどういうところが中心になってこういう組織を立ち上げようということになってきたのか、どういうことをこれから協議しようとするのか、もう一度説明願います。

○委員長（前川雅志） 商工観光課長。

○商工観光課長（森 廣幸） 今年の初めに帯広商工会議所が音頭をとりまして、構成メンバーは帯広商工会議所、浦河商工会議所、様似商工会、えりも商工会、幕別商工会、更別村商工会、大樹町商工会、広尾町商工会、以上で構成されまして、そのほかに顧問という形で十勝総合振興局、日高振興局、帯広市、浦河町、様似町、えりも町、中札内村、更別村、幕別町、大樹町、広尾町と、そういう形で、あとそのほかに参与といたしまして、十勝観光誘致空港利用推進協議会ですとか、4町広域宣伝協議会、あと高規格広尾道の期成会、それから高規格道路日高自動車道早期建設期成会等も参与として入っております。

事業の目的は、日高東部と十勝南部との連携により両地域における広域観光の振興を図ることを目的としてやっております。

事業内容につきましては、日高東部と十勝南部をつなぐ広域観光振興事業、日高東部と十勝南部を結ぶ交通体系に関する調査・研究事業、観光振興交通体系の整備に関する提案・要望事業、その他本達成に必要な事業という形でなっております。先ほども申しましたけれども、本年度の事業計画といたしましては、一つといたしまして、日高東部と十勝南部をつなぐ広域観光振興事業のあり方に関する調査・研究、それから日高東部と十勝南部を結ぶ交通体系のあり方に関する調査・研究、観光振興及び交通体系の整備に関する合同要請活動等でございます。

以上でございます。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○17番（増田武夫） これ、いろんなところが呼びかけてやっているようですが、この交通体系の整備というところがこれ問題で、恐らくこっちの広尾道と十勝道を結ぼうではないかというような話に持っていくのではないかと、そのようなこともあるのです。

やはり政権がかわって公共事業に力を入れるというようなことになった関係で、こういうことがどんどん起きてくると思うのですけれども、しかし今の財政状況を見れば、いろんな公共事業がこれからやっていかれるような、そういう推進のされ方がされると思うのですけれども、しか

しその辺は町としてもかわっていくわけですから、しっかりと対処していただきたい。これ以上、財政を前あれほど心配されていたことが、今どこかに飛んでしまっている状況にあるということも、きちんと考慮していただきたいと思います。

○委員長（前川雅志） 答弁は要らないですね。ほかにありませんか。

谷口委員。

○10 番（谷口和弥） 1 点質問させていただきます。

119 ページ、2 目消費者行政推進費の中の 7 節賃金、細目 6 の消費生活相談員賃金であります。本来にたくさんの日常生活の混乱の中では、相変わらずのさまざまな詐欺、詐欺行為、新卒の詐欺行為も加わって、連日報道をにぎわせているところでもありますし、通信販売のさまざまな拡販など、消費者を悩ませるようなことに及ぶということはふえているのではないかと推察するわけでありすけれども、この消費生活相談員さんへの相談の件数ですとか、仕事の中身についてお聞かせいただきたいと思うのです。

そして、昨年度より約 70 万円の減額になっている。相談業務の縮小になっているのではないかとというふうに推察されてしまうのですけれども、どういうことなのか、お答えいただきたいというふうに思います。

○委員長（前川雅志） 商工観光課長。

○商工観光課長（森 廣幸） まず 1 点目、平成 23 年度の相談件数の実績からお話しさせていただきます。24 年度はまとまっていないので、23 年度でお話しします。

相談件数は 65 件、苦情が 44 件、問い合わせ 21 件です。

それと、相談によります救済金額というのですか、クーリングオフしたやつなんかで申しますと、クーリングオフが 4 件で 3 万 8,342 円、不当請求等が 12 件で 185 万 5,780 円、あっせんの解決が 22 件で 65 万 5,792 円、合計 38 件で 254 万 9,914 円の救済金額でございます。

それと、そのほかに出前講座を 6 回行っておりまして、227 名が参加しております。

次に、今年度生活相談員の賃金下がったことでございますけれども、今まで 3 人体制で 1 人が有資格者、そのほかに補助員といたしまして 2 名、有資格者につきましては、週 5 日出勤しております、補助員につきましては、2 人が合わせて週 5 日、交互に出てきております。そして、その有資格者が諸般家庭の事情等がございまして、週 5 日毎日出てこれないので、できれば週 1 日にしてほしいと。何かあれば電話等での対応が十分できますけれども、そういう形でお願いできないかという申し出があったために、来年度 25 年度からは週 1 日の勤務にさせていただくような形で予算計上しております、そのほかの日につきましては、補助員が同じく 1 名が毎日、週 5 日勤務体制でやる予定のことから、その分を減額となったものでございます。

以上でございます。

○委員長（前川雅志） 谷口委員。

○10 番（谷口和弥） 減額の理由については理解いたしました。平成 23 年 1 年間で 38 件、254 万円の救済があったという実績、これは大変大きいのだと思うのです。この重要な町民の生活を守る役割という点では、相談員の方と、また消費者協会もあわせて、町も一体となってしっかりと守っていただきたいというふうに思います。そのような形で、有資格者さんの方の出勤が週 1 回に変わるということが主な変更でありましたけれども、例えば適当な方がまた見つければ増員するなど、そういったことなどして、この体制については、なるべく強固なものを維持するということ、この姿勢についてはいかがですか。

○委員長（前川雅志） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 実は、資格者の確保については、一昨年かなり苦勞をいたしまして、帯広の消費者協会などからの派遣も要請しながら、何とかセンター機能を維持するために資格者を置かなければならないということがありまして、やっとのことで現在来ていただいている人に相談員になっていただいたという経過があります。

その一方で、なるべく有資格者を育てていきたいというようなことで、今、補助員で来られていますお二方について試験を受けていただいて有資格者になってもらうということもあわせて取り進めているところでございます。この2人の方、もう2年目に入りまして、かなり経験も積んでおりますので、ほとんど大丈夫といえますか、対応し切れるぐらいの資質が上がっている。あとは、資格をとれるかどうかという段階まで来ておりますので、今の体制でやっていきたいなと思います。

ただ、どうしても難しい案件があるかと思います。そういう場合については、資格者あるいは帯広の消費者協会に応援をいただいて、町民の方にご不便をおかけすることのないように対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 7款商工費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、8款土木費に入らせていただきます。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 8款土木費についてご説明申し上げます。

124 ページをお開き願います。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費、本年度予算額は2億2,175万8,000円であります。本目は、町道の維持管理に要する経費であります。

13節委託料の細節1は、幕別地域及び忠類地域の除排雪を含めた年間の町道管理委託料、細節2は植樹ます等の除草作業に係る就労センターなどへの委託料、細節6は札内駅人道跨線橋のエレベーターの保守点検に係る委託料であります。

14節使用料及び賃借料の細節5は、除排雪に係る民間の除排雪機械44台及び排雪ダンプ等を借り上げる経費であり、新雪の一斉出動のほか、幹線道路の路面整正、それから拡幅作業などの2次除雪及び排雪作業や吹き込み除雪などの経費を想定しているものであります。

なお、除雪につきましては、町道1,011路線881キロメートルのうち、車道除雪は968路線661キロメートル、歩道除雪は146路線105キロを予定しているところであります。

16節原材料費は、町道維持管理のための切り込み砂利や舗装合材などの資材購入費であります。

18節備品購入費の細節2は、幕別地区の小型除雪車の更新に要する費用であります。

125 ページに参りまして、2目地籍調査費、本年度予算額4,975万3,000円であります。

本目は、地籍調査に要する経費であります。

13節委託料の細節6は、字栄、美川、弘和及び忠類日和、忠類朝日の各一部24.84平方キロメートルを調査するための費用であります。

細節7は土地の移動に伴い、地番図データを修正するための費用であります。

18節備品購入費は、地籍調査成果維持システム更新にかかわる費用であります。

126 ページに参りまして、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、本年度予算額618万6,000円であります。

本目は、107カ所の樋門を管理するための62名の管理人賃金と道路河川関係の経常的な管理に要する経費であります。

13節委託料は、道路台帳及び河川台帳修正の委託料であります。

127 ページに参りまして、2目道路新設改良費、本年度予算額2億543万6,000円であります。

本目は、町道の改良舗装など、道路の整備に要する経費であります。

13節委託料、細節6は、来年度以降に事業を実施する路線の調査設計委託料、細節7から9は事業実施に伴う用地確定測量や土地の鑑定にかかわる委託料であります。

次のページに参りまして、15節工事請負費、細節1から16の事業内容につきましては、道路改良

舗装工事や歩道の新設、再築工事並びに車道オーバーレイ工事などであります。

今年度の道路工事につきましては、継続事業6路線、新規事業9路線の工事を予定しており、地域別では幕別地区12路線、忠類地区で3路線の内訳となっております。

なお、工事ごとの事業量といたしましては、延長で申し上げますと、道路改良及び舗装新設が817メートル、歩道の整備が934メートル、車道オーバーレイが1,638メートルなどを予定しております。

129ページに参りまして、17節公有財産購入費は、札内中央西3号通などの事業に係る用地買収費であります。

3目道路維持費、本年度予算額5,340万円であります。

本目は、道路維持補修に係る経費であります。

15節工事請負費は、舗装や縁石、雨水ますなどの補修のほか、区画線の引き直しや突発的な補修工事に要する経費であります。

4目橋梁維持費、本年度予算額1,494万円であります。

本目は、町道に係る橋梁の維持補修及び音更町と共同で管理をしております十勝中央大橋に関する管理負担金であります。

次に、3項都市計画費、1目都市計画総務費、本年度予算額は3億1,674万3,000円であります。

本目は、都市計画に関する計画、整備に要する費用でありまして、1節報酬は都市計画審議会4回分の委員報酬であります。

130ページに参りまして、13節委託料、細節5は都市計画公園の変更に係る資料作成及び都市計画道路等の各種調査、検討に係る費用であります。

19節負担金補助及び交付金は会議等負担金、各協議会に対する負担金、それから28節繰出金は、公共下水道特別会計への繰出金であります。

2目都市環境管理費、本年度予算額1億1,717万2,000円であります。

本目は、公園及びパークゴルフ場の維持管理に要する経費であります。

11節需用費のうち、細節21から25は主に公園照明やトイレなどに係る光熱費であり、細節40は公園施設や草刈り機械の修繕料であります。

131ページに参りまして、13節委託料の細節5はパークゴルフ場や公園緑地などの芝刈り及び清掃に伴う委託料のほか、フラワーガーデンや果樹木の管理委託料であります。

細節11公園施設管理業務委託料は、公園やパークゴルフ場の日常管理、草刈り機械の各公区へ貸出業務、遊具の公園長寿命化計画に対応した定期点検などの業務委託料であります。

細節12公園環境整備委託料は、主に就労センターに委託する公園トイレの清掃や公園花壇の草取りなどに要する費用であります。

15節工事請負費の細節1は、春先の点検に行う遊具の補修費、細節2の緊急整備工事費は各種施設の緊急整備に要する費用であります。

16節原材料費は、公園の花壇に植える花の苗やパークゴルフ場の芝生用肥料などの購入費用であります。

次のページに参りまして、3目都市施設整備費、本年度予算額は1億3,619万6,000円であります。

本目は、街路や公園の都市施設の整備に要する費用が主なもので、13節委託料は街区公園8カ所や糠内公園の遊具などの更新、白人公園内の屋内ゲートボール場の人工芝張りかえ、ナウマン公園の人道木橋架けかえに係る実施設計、札内西大通の札内北小学校西側部分の道路拡幅整備事業に伴う土地評価並びに移転、物件調査に係る費用であります。

15節工事請負費は街区公園13カ所、糠内公園の遊具等の更新、白人公園内の屋内ゲートボール場の人工芝張りかえ、ナウマン公園の人道木橋架けかえなどに係ります費用が主なものであります。

17節公有財産購入費は、札内西大通の道路拡幅整備事業に伴う拡幅用地の買収費用であります。

133ページに移りまして、22節補償、補填及び賠償金は札内西大通の拡幅整備事業に係る立木等の物件補償費であります。

次に、4項住宅費であります。1目住宅総務費、本年度予算額は241万1,000円であります。

本目は、公営住宅関係の事務などに係ります経費で、嘱託職員の賃金などが主なものであります。

134ページに参りまして、2目住宅管理費、本年度予算額は3,732万5,000円であります。

本目は、町が管理いたします896戸の公営住宅の維持管理費及び修繕などに要する経費であります。

7節賃金は、住宅管理人21人分の賃金。

11節、細節40は、壁、床、建具などの一般修繕費用であります。

135ページに参りまして、15節工事請負費は、公営住宅営繕工事に要する経費であります。

3目公営住宅建設事業費、本年度予算額は3,646万6,000円であります。

本目は、忠類白銀町団地の全面的改善事業に伴う物置、通路、駐車場の整備に係る費用が主なものであります。

136ページに参りまして、4目道営住宅関連整備事業費、本年度予算額は2億1,063万3,000円であります。

本目は、札内青葉町に建設が予定されております道営住宅の関連施設整備にかかわる経費であります。

13節委託料、細節6は子育て支援施設の建物工事管理に係る費用であります。

15節工事請負費、細節1は、子育て支援施設の建設費用、細節2は建物外構、細節3、4は整備エリア内の町道の整備に係る経費、細節5は防犯灯設置に要する費用であります。

細節22は、町道整備に伴い、支障となる水道管移設費用であります。

以上で、8款土木費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

藤原委員。

○7番（藤原 孟） 127ページ、13節委託料の件でお尋ねいたします。前年度委託料3,670万円ありましたが、今年度660万円と3,000万円の減額ということであります。事業を無理やりやれということとは私は言う気はありませんが、余りにも金額の増減が大きいということを危惧しております。

特に、昨年12月には、幕別駅前から国道まで千代田通の整備、これはぜひやってほしいというような物件もありました。当然あの商店街の活性化だとか、そういうことを考えれば、こういうときにこそ予算を計上して事業を進めている、そういうこともできたのではないかと思います。まず1点目伺いたいと思います。

○委員長（前川雅志） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 実は、委託料でございますけれども、委託をかけた次の次の年、翌々年度に工事をやるところの委託をかけるというようなことをやっております。翌年度はその支障物件等がありましたら、その方とお話をして、移植をしていただいたり、移設をしていただいたりというのを1年間期間をとるというような形でやっております。

それで、24年度につきましては、確かに3,600万円程度の委託をかけておまして、たしか事業で8本ぐらいで10路線ほどの委託をかけております。ただ、24年たまたまなのですけれども、1業務で2路線の委託をかけたり、それから1路線が長いものですから、どうしても工事自体が2カ年かかるというような形の路線がほとんどだったものですから、結局24年でかけた路線については、25年は今年新年度は、そういう支障物件の調整をして、26、27で工事をやるというような路線がほとんどだったものですから、今度25年度に委託をかける部分については、基本的に27年に工事をやる部分という部分でラップしてしまったものですから、25年度に委託する分が逆にほとんど必要ない状況になってしまったというような形で、25年度の委託業務が1路線しか計上されていないという状況になっております。

○委員長（前川雅志） 藤原委員。

○7番（藤原 孟） わからない。

○委員長（前川雅志） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 千代田通につきましては、昨年の第4回定例会で陳情が上がりまして、採択ということになっております。

実は、土木課としましては、3カ年実施計画というものに位置づけを行いながら予算を獲得するわけなのですが、その中で、実は昨年27年度に委託をかけて、28年お休みして、29、30で工事をやりたいということで企画室のほうには要望は上げておりました。

ただ、企画室の査定の段階で、全庁的な建設工事だとか、そういった部分の査定の中で、ちょっと27年には位置づけできないということで送られた状況でありますけれども、これにつきましては、また再度、土木課としては、今度の3カ年は今度は26年から28年までの3カ年の要望が新年度に入りましたら行われますので、その中では要望もいたしますし、あとはちょっと私の口からは申し上げられませんが、陳情が採択されているという部分については、非常に重いものだと考えております。

○委員長（前川雅志） 藤原委員。

○7番（藤原 孟） 陳情を、私はこれは重いと思っております。企画の方が1年実施できないという予算返上をしたというような答弁でしたけれども、これはやはり重い、重点優先事業という捉え方はぜひしてほしいと思います。

それと、多分今年と来年、計画を担当している職員の方は余り忙しくないのではないかなというような気がします。となれば、当然この今、東日本の技術屋さんが、あそこでは非常に不足しております。ぜひ1名、東日本に派遣するという考えを持つべきだと私はと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 副町長。

○副町長（高橋平明） 総合計画の計画事業につきまして、これはあくまで町の総合的、例えば道路にしても建物にしても、その時々の方財状況に応じて総合的に、決して企画が判断しているわけではなくて、町全部が、ひいて言えば理事者、私どもが判断をさせていただいているということでありますので。

それと、職員の研修でありますけれども、実を申しますと4月から技術職1名については、北海道に派遣研修する予定であります。そういったいろんな場面場面を活用して、その研修制度を立てておりますので、そういった部分で技術職、一般職も含めてなのですけれども、研修をさせていきたいというふうに思っております。

○委員長（前川雅志） 藤原委員。

○7番（藤原 孟） 今、北海道へ派遣といえますか、研修というか。ちょっとこれ、この時代の流れとしては、行き先が違うのではないかなというような気がいたしますけれども、再度。

やはり、本当に今、東北では不足していますよ。このことは、もう百も千も認識していると思いますので、ぜひ、そこはもう一度検討して震災に向けたらいいのではないかと私はと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 副町長。

○副町長（高橋平明） 災害の復旧工事が大変だという状況を全国の町村会、北海道町村会を通じて通知も来ておりますし、私どもも職員に対して、例えば仕事の余裕があるですか、仕事の余裕といいますか、自分の仕事と比べて、今、求められている職員は1年以上という大変長いスパンで求められるわけですから、それぞれの家庭の事情もございますし、そういった部分もありまして、なかなか今、出せる状況にはないなという判断をさせていただいております。北海道に出すというのは、その復興対策とかそういうことではないのですけれども、あくまでも研修事業の一環としてはやらせていただいておりますし、また町村会に対して、例えば半年なり3カ月とか、そういったスパンで職員を交代しながら出せることができないかという問い合わせも行っておりますので、そういった場面で、もしマッチをすれば出したいというふうには考えております。

○委員長（前川雅志） ほかにありませんか。

（関連の声あり）

○委員長（前川雅志） 関連、千葉委員。

○19 番（千葉幹雄） ただいまのやりとりを聞いていました。千代田通の件でありますけれども、原課のほうでは、当初から 27 年計画をして、29 年、30 年で工事をやろうと思っていたと。そこで、昨年地域から陳情が上がってきて、その必要性について委員会で検証して採択としたということでありま
す。それを受けて理事者が総合的に判断をして、必要はないと、緊急性はないと、さらに先送りをしたということなのですけれども、これはよく私は議会の立場として、非常に議会に対する、何という
のでしょうか、議会の議決の位置づけ、重さ、この辺どのように思っているのか、これは聞いておか
なければならないというふうに思いました。いかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 副町長。

○副町長（高橋平明） 決して、その事業そのものを認めないという判断をしたわけではございません。
そして、議会の陳情、採択ということも私どもは十分理解しております。

ただ、先ほども申しましたように、総合計画を策定する際に、やはり財源の確保をどう捉えていく
かという問題もございますので、なるべく早い時期にやりたい。ただやりたいというのは、その事業
に対してはやりたいと思っているのですけれども、そういった財源の確保ですとか、そういった部分
があわせ持って、今、原課で計画されたのは、今時点では 1 年先送りにしているという状態ですので、
決してその事業を認めないとか、そういった部分ではございません。ただ、その財源確保の見通しと
か、いろんな場面があれば、それを前倒しをして実施することも私どもは可能だというふうには考え
てはおります。

○委員長（前川雅志） 千葉委員。

○19 番（千葉幹雄） 認めていないということは言っていないのですけれども、通常その 3 カ年の実施
計画の中で計画していくわけですね。それで、当然地域からそういう要望が出てきて、議会もそれ
を認めたということであれば、少なくとも早まることはあっても、遅くなるということは、もう考え
られないのですけれども、やっぱりその辺、もちろん財源的なことはわかりますよ。ただ、一般会計
で 130 億円からの事業をやっているわけですから、そのめり張りというのは、当然あってしかるべ
きだし、そうでないと、これは何のための陳情であり、また議会が議決をしているかということにな
っていくわけですから、それは私の立場としては、ああ、そうですかと、それも仕方ありませんねと
は言いづらい。

○委員長（前川雅志） 町長。

○町長（岡田和夫） その話は、それでは議会の陳情があったものに対して全て優先してやれるのかと
なると、必ずしもこれはそうはならないと思います。例えば 3 年間の事業計画を組んでいた。そこへ
陳情が出てきて、ぽんとそれでは 26 年に入れられるかと。これはいろんな事情があって入れられない
ときもあるし、逆にもっと早く 25 年にやったらいいのではないかと、その場合もあり得るわけですから、
そのケース・バイ・ケースによって、全て陳情が採択されたら、全部その年に、翌年に、あるいはも
っと前倒ししてやれるかどうか、これはなかなか難しい問題もたくさんあると思います。ですから、
例を挙げると、相川地区から何本か陳情が出てきて採択をいただいたと。あるいは忠類側からも陳情
が出てきて採択をいただいたと。しかし、それが即せっかく陳情が出され、議会が採択したのだから、
それはすぐ我々は受けてやらなければならないという、確かに責任といいますか、陳情を採択された
という重みは受けとめますけれども、それが即、予算化にできるかどうかというのは、当然内部で検
討した中で計上されていくというふうに私どもは思っておりますので、十分その辺はこれから内部
での検討、あるいは住民の皆さんの要望にいかにして応えるかと。陳情に出てきたものだけは先にや
って、そうではないものは後からでもいいのかということにもやっぱりなっていくのだろうというふ
うに思いますので、来年やろうと計画したやつは、3 年前の実施計画から載っているわけですから、
やれるものは、それはやっていくということが、私どもの役割だろうというふうに思っております。

○委員長（前川雅志） 千葉委員。

○19 番（千葉幹雄） 全部やれということは言っていないし、採択になったものが全てすぐやるということにはならない、それはもう私も理解しています。

ただ、今の話を聞いていますと、原課では 27 年に計画して 29、30 でやるという計画をしていたものが、その経過の中で議会に陳情が出てきて、議会が採択したと、その必要性を認めたと。それをなおかつ先送りしたということが、少なくとも財政事情が厳しい中で、前倒しとは言わないけれども、計画どおり例えばやるとか、それを先送りするというのは、ちょっとやっぱりそこは私としてはそこは理解できない。全て議会の採択したものが最優先でということはいません。言いませんけれども、やっぱり地域から声が上がって、議会もその必要性を認めたわけですから、少なくともそこはやっぱり受けとめてもらわないと、これは町長は、そういうふうに力んで言っていますけれども、それは立場の違いですからそれは違っていいのですけれども、我々としては、やっぱり議会が議決した重みをしっかりと受けとめてほしいと。それは、私は、もうこれは平行線であっても仕方ないのですけれども、議会の立場としては、そう言わざるを得ません。答弁は要りません。

○委員長（前川雅志） ほかに。

谷口委員。

○10 番（谷口和弥） 1 点質問をさせていただきます。136 ページ、4 目道営住宅関連整備事業費にかかわってお尋ねしたいというふうに思います。

青葉町に新たに道営住宅が 1 棟建つということについて評価させていただいておりますし、その一部が子供さんのいるという、そういうことが条件での入居となる、このことについても今の社会情勢の中では必要なことなのだろうというふうに考えているところであります。

それで、お聞きしたいことは、一つは、この入居の条件であります。子供さんがいる家庭、どういう例えば年齢のことですとかあるのかもしれない、そのことをお尋ねしたいということと、それから 18 節の中で備品購入費 100 万円計上されていますけれども、これが子供、子育て支援ということで備品の計上があるわけですが、どのようなものを備品として考えているのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 都市施設課長。

○都市施設課長（田井啓一） まず、道営住宅の入居の条件につきまして、私のほうからご説明をさせていただきます。あくまでも北海道の事業ということでお聞きしている内容でご説明をさせていただきますと思います。

道営住宅 22 戸のうち対象としては 10 戸が子育て支援住宅として位置づけをされているものでございます。あくまでも期限付きの入居ということでございまして、入居の条件といたしましては、未就学児童のいる家庭について入居申し込みができると。お子様が例えば 2 人以上いる場合においては、年齢の高い方が小学校に入る前のお子さんでなければならないというような条件でございます。

また、入居した後に、例えば下のお子さんが生まれたということになりますと、退去の時期と申しますのは、その下のお子さんが中学校に入る年の 3 月 31 日までということでございます。ですから、最短で 6 年、最長でいきますと上のお子さんから下のお子さんまでですからその期間、相当期間ということになりますけれども、もっと長く住んでいられるということでございます。

また、退去の時期になりましたら、北海道としては道営住宅のあき状況等を特定入居という形であっせんをしていただけます。同じ青葉の団地の中で一般居住用があいていれば、そちらのほうに移ったりとかということができるということでございます。

以上でございます。

○委員長（前川雅志） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） 18 節の備品購入費の関係でございしますが、初度備品としまして、病気をした児童等を寝せるベッド、カーペット、コンベンションのテーブル、それと初度的な玩具、それとあと事務的な用品、机、椅子等などが主なものでございます。

○委員長（前川雅志） 谷口委員。

○10 番（谷口和弥） 入居の条件につきましては、いろいろとあって、細かくあるのですね、ちょっとメモを全部し切れなかったのですけれども。要するに期限つきだから子供さんの成長とともに退去の条件が生まれるということなわけですね。それはわかりました。そうしましたら、幕別町が道営住宅の指定管理から外れて数年になって、今は帯広市の一民間事業者が道の指定管理を受けてこれを管理するということになっていくのかなというふうに推察するのですけれども、町の要望とかということ言えば、その後、その指定管理業者や、あるいは道に対して伝えること、その要望を届ける、そういうやりとり、そんなようなことなどはおありなのでしょうか、まず、そこが1点と。

それから、子育て支援の初度備品についてですけれども、ちょっといろいろイメージを湧かせるのですが、病気になったときのいろいろな備品のことがありました。この建物の中に住居のほかに、またそういう部屋も用意されていてというようなことのイメージなのでしょうか。済みません、ベッドやカーペットというのは、どこに備えるものなのか、そのことがちょっとわからなかったので、お尋ねしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 都市施設課長。

○都市施設課長（田井啓一） 今回の道営住宅の建設に当たって、要望事項を道に伝えることができるかということでございますけれども、基本的にはできるというふうに私は考えております。いろいろ入居される前、あるいはされてからでもいろいろなことでわからないことというのは出てまいりますので、その問い合わせ等はうちのほうが窓口になってもやることは可能だというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） こちらに載っております備品購入費、初度備品でございますが、道営住宅の関連整備としまして、仮称でございますが、「青葉子育て園」というのを建築いたします。そちらの施設、これは学童保育所と子供の一時保育を除いた支援事業を実施する施設ということを計画しておりますことから、それらに関する初度的な備品ということでございます。

○委員長（前川雅志） 谷口委員。

○10 番（谷口和弥） 子育て支援の初度備品についてはわかりました。イメージがよくできました。

それで、道との関係では、町の意向がような届く条件があるというふうにお聞きしたわけで、町の要望が届く、裁量が多少残るというイメージで聞いたのですけれども、実はこれからいろいろ予想するには、例えば年齢オーバーになった。やっぱり同じところに住みたいという思いはあると思うのです。一般の住宅があいていれば、そこに移るようなことなどで対応もできるということでありましたけれども、なければそのまま継続してというようなことなども、その相談もきっとあるのだと思いますし、それから先ほど違うところの話で小規模修繕なんかありましたけれども、例えばこれも今後修繕というのが当然出てくるのだと思うのです。町が指定管理をやってきたときには、道営住宅の修繕にも町内業者が入れたと。でも、今、指定管理がそうやって変わったことの中では、全然もうなくなりました。発注者が違うわけですから、そういうことになってしまうのですけれども、そういったことに対して、町の意向が少しでも道に反映するように努力していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 都市施設課長。

○都市施設課長（田井啓一） 北海道が行います子育て支援住宅の関係は、道内的にもまだ始まったばかりでございます。全道で入居期限を迎えたという事例は今のところございません。そうした中で、北海道のほうから言われておりますのは、あくまでもこの入居期限については守っていただきたいということをしつかり言われておりますので、なかなかその期限を延長するということは非常に難しいものと思われま。

ただ、住みかえに関する相談につきましては、北海道としても十分に相談にも乗りますし、また北海道のほうからは、町に町営住宅のほうがあいていないかどうかというような相談も当然あろうかと

思いますので、町としてもそういったことで入居者の方に迷惑をかけないような対応はしてまいりたいと思います。

また、修繕に関しましては、あくまでも北海道が民間事業者に委託をしております。その民間事業者のほうは、修繕部門もお聞きする分には、何か持っているということもお聞きをしております、なかなか町内業者にというのは難しいような状況ではございます。

○委員長（前川雅志） ほかにありませんか。

東口委員。

○3番（東口隆弘） 128 ページ、16 節忠類北 10 線交通安全対策工事、それから予算積算基礎の中で事業費が 200 万円ということで、説明にゼブラ段差、カラー舗装等とあります。もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

○委員長（前川雅志） 経済建設課長。

○経済建設課長（細澤正典） 忠類北 10 線交通安全対策工事であります、ここは平成 22 年、24 年、2 件の死亡交通事故が発生した箇所であります。地元の住民の方からは歩道の設置の要望という部分がございますが、当面の措置として、運転者にスピードダウンさせる方策を考えたいということで、段差舗装を行いまして、これは 2.75 メートルを 1 メートルの幅で、およそ 10 本、それを 3 カ所程度行いたいというふうに思っています。

それと、カラー舗装ということで予算計上しておりますが、これは路側線の部分をカラー舗装をして視覚を狭めてスピードを緩めたいというふうに考えておりますが、冬期間これは効果が余らないという部分がありますので、ランブルストリップと言われる舗装の部分に溝を切って、そこをタイヤが通行すると刺激とか音とかを促す部分で注意を促す方法がありますので、そのカラー舗装にするのか、ランブルストリップと呼ばれる工法にするのか、これは状況を見ながら判断していきたいというふうに考えておりますし、あとあわせて警戒標識ということで、歩行者の注意看板、急勾配の注意看板、これらの標識も設置したいというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） 東口委員。

○3番（東口隆弘） 住民からの陳情に早々の対応をいただきまして、ありがとうございました。これからまた 10 線に関しましては、いろいろな話がございます、これは俗説であろうと思いますが、地藏がいなくなってしまったので、それがたたりのように 10 線通りの住民の方々が亡くなっていくというような話もございます。それらについては俗説ですので、私はあえて取り上げようとは思いませんが、よろしくどうぞお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（前川雅志） ほかに。

田口委員。

○12 番（田口廣之） 130 ページの都市環境管理費関連になると思うのですけれども、パークゴルフ場、町内何カ所かあるのですけれども、今年雪多いのですよね。その中で融雪剤をまくだとか、そういう柔軟な対応をしていただきたいと思うのと、あとはらっぱコースのところですね。札内川ゴルフ場ですか、管理していますけれども、打ちっ放しのところまで融雪剤をまいたのですけれども、その隣といたら変ですけれども、はらっぱコース、もうちょっとのことで融雪剤をまいたり、管理できるのではないかなと思うのですけれども、その辺のマニュアルというか、委託の内容にもよるのでしょうか、やっぱり発祥の地であったり、30 周年を控えていますので、その辺の柔軟な対応をできるかどうか、お伺いします。

○委員長（前川雅志） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 忠類のパークゴルフ場につきましては、降雪量が多いということで、毎年融雪剤をまいております。幕別地区のパークゴルフ場につきましては、基本的には融雪剤等は実際はまいておりません。今年のオープン予定が連休のたしか前で、4 月 27 日ぐらいだったと思うのですけれども、降雪量自体は昨年の 3 月末の時点と、それからきょう時点で 5 センチほどしか変わりませんの

で、あと解け方が今年はちょっと寒かったというせいで、まだ積雪量は多少多いのではないかと思いますけれども、それまでには十分間に合って、オープンはできるというふうに考えておりますので、今のところ融雪剤等の関係については考えておりません。

○委員長（前川雅志） 田口委員。

○12 番（田口廣之） これ、融雪剤をまくということは、やはり下の芝生の植生の回復が早まるということと、オープン日を早くすれというわけではありませんけれども、やはり木の下だとかいろいろな条件もありますけれども、泥がむき出しになって草が生えないような状態のところもありますので、少しでも早く雪を解かして、植生の回復に努めたらどうかと思うのですけれどもどうでしょうか。

○委員長（前川雅志） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） ベアグラウンドになっている部分につきましては、どうしても日当たりが悪いですとか、そういった部分の別の要素で芝が生育しないと。逆に生芝張っても枯れてしまう。種をまいても当然出てこないというようなそういう状況なものですから、特に雪の影響でベアグラウンドになっているというふうには私ども考えておりませんので、ご理解いただければと思います。

○委員長（前川雅志） 田口委員。

○12 番（田口廣之） 植生の回復もコースを閉鎖したり、そういうことはないようにはプレーできるように配慮はされていると思うのですけれども、芝の種を変えるだとか、そういうもう少し技術的な面で対応していただきたいと思います。返答はいいです。

○委員長（前川雅志） ほかに。

小島委員。

○5 番（小島智恵） 124 ページの1 目道路管理費の除雪にかかわる部分になるかと思うのですけれども、今年3 月に入って、道東、オホーツク管内で暴風雪が襲いかかり9 名の方が車の立ち往生などで犠牲になったという報道がございました。携帯で助けを呼んでいたにもかかわらず、救出に向かうのが遅くなってしまい、雪が多かったということで、除雪車に先導されて救出に向かったということだったと思うのですけれども、何時間もたってから現場に到着したということで、そのとき既に遅しという状況だったかと思うのですけれども、これまでこういった暴風雪で死者が出るということはないかと思うのですけれども、今後こういう大雪や暴風雪等で立ち往生した場合は、緊急を要することもあるといった認識も今後は必要になってくのではないかなというふうに思うのですけれども、通報があった場合、優先的に救出に迎えるような除雪車を先導させるだとか、そういった体制はできておられるのか、お伺いします。

○委員長（前川雅志） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 現在、幕別地区、忠類地区を含めまして、車道用の除雪車が44 台用意できております。平成24 年度で言いますと44 台、貸与車、それから借り上げ車を含めてですけれども、その中でそういった車を使って助けに行く部分というのは可能だとは思いますが。

ただ、除雪車であけ切れない場合は、大型ロータリー車で行くしかないとかという場合も出てくると思いますけれども、その大型ロータリー車については限りがありまして、たしか4、5 台しか用意できないと思いますので、それ以上になってくると時間がかかるという可能性も出てくると思います。

○委員長（前川雅志） 小島委員。

○5 番（小島智恵） 少ない件数であれば対応は可能といったお話でしたけれども、こういった暴風雪の情報発信の今後のあり方とか、早急に通行止めなどの対策等もできるような体制にもなっておられるのか、お伺いします。

○委員長（前川雅志） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 特に、新雪というよりは、吹き込みのほうの部分だと思いますけれども、特に郊外路線になりますけれども、風が出ますとパトロールが出て、大体あの吹き込む場所というのは、ポイント的に決まっておりますので、そういった部分を主にパトロールをしながら除雪をするというような形をとっております。

それで、特に1カ所どうしても大きな降り割りのところの路線がありまして、その部分は、上のほうの雪が全部飛んできて、谷間になっている道路のところに積もってしまうというような形で、1カ所、古舞4線という道路なのですけれども路線がありまして、その部分については、あけてもあけてもどんどんどん積もってきてしまいますので、これについては、どうしようもない場合には通行止めという措置をとります。それで、今年についても、3月2日の夕方から3月4日にかけて通行止めの措置をしております。

以上です。

○委員長（前川雅志） ほかにないですか。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 8款土木費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、9款消防費に入らせていただきます。

9款消防費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（古川耕一） 9款消防費につきましてご説明申し上げます。

137 ページをごらんください。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費5億7,865万円であります。

本目は、東十勝消防事務組合分担金で、消防議会及び消防本部職員人件費等の共通経費並びに幕別消防署職員の人件費、交際費等に係る費用であります。

2目非常備消防費3,078万1,000円であります。

非常備消防団員報酬や団の運営交付金等、通常、団費と言われる経費の分担金であります。

3目水防費76万4,000円、災害に備えての費用であります。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 9款消防費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、10款教育費に入らせていただきます。

10款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 10款教育費についてご説明申し上げます。

139 ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額は254万2,000円であります。

本目は、教育委員4名の報酬及び旅費、交際費などであります。

2目事務局費4,186万9,000円であります。

本目は、教育委員会事務局の管理運営及び事務を初め、臨時職員等の共済費、各種負担金、交付金などに係る費用であります。

7節賃金、細節6学校教育推進委員賃金は、学校の教育課程、学習指導、その他学校教育費に係る専門的事項に対する指導・助言等を行うため配置する嘱託職員1名分の賃金、細節7の子どもサポーター賃金はまっく・ざ・まっくを活動拠点として、不登校の児童生徒を対象とした学習指導や相談業務などを行う臨時職員の費用で、平成24年度に比べまして、1名増の3名体制とするものであります。

140 ページになります。

19節負担金補助及び交付金、細節6奨学資金交付金は、主に経済的な理由によりまして、就学困難な者に対し交付するものであります。

細節 7 教育振興会交付金は、幕別町の学校教育振興のために、町内の小中学校で組織しております教育振興会に対し交付するものであります。

141 ページになります。

細節 12 幕別高等学校教育振興会補助金は、中札内高等養護学校幕別分校の開設に伴い、体験活動費等に要する経費支援分として、前年に比べ 15 万円増額しております。

3 目教育財産費 9,378 万 1,000 円であります。

本目は、学校及び教員住宅等の維持管理に要する費用であります。

11 節需用費、細節 40 修繕料は、町内の学校や教員住宅等の修繕に要する費用であります。

142 ページになります。

15 節工事請負費は、学校及び教員住宅の補修工事や糠内小学校校舎の大規模改修、忠類中学校の体育館床改修を含む小中学校の整備工事が主なものであります。

142 ページ下段から 143 ページ上段になりますが、4 目スクールバス管理費 6,427 万 4,000 円であります。

本目は、スクールバス 12 路線の運行委託に係る費用であります。

5 目国際化教育推進事業費 1,228 万円であります。

本目は、主に嘱託職員としての国際交流員 2 名の賃金等に要する費用であります。

144 ページになります。

6 目学校給食センター管理費 2 億 7,831 万 4,000 円であります。

本目は、幕別学校給食センター及び忠類学校給食センターの管理運営に係る費用であります。

本年度の給食数につきましては、児童生徒、教職員数を合わせて、幕別は約 2,820 食、忠類は約 270 食を予定しております、年間の給食日数を幕別が 207 日、忠類が 209 日と見込んでおります。

なお、中札内高等養護学校幕別分校の開設に伴いまして、かねてから北海道教育委員会より分校の生徒や教職員に対して給食を提供いただけないかとの申し入れがあったところであります。教育委員会といたしましては、児童生徒数の推移やセンターの調理能力等々を考慮いたしまして、対応することとしたところであります。

ただいまご説明申し上げました幕別給食センターの給食数 2,820 食の中には、幕別分校の生徒と教職員分の 20 食を含んでおり、給食をつくることに伴います必要な人件費、運営費につきましては人数案分で、食器、食缶などの備品につきましては耐用年数に応じた原価償却費相当分を北海道教育委員会に負担いただくこととしております。

7 節賃金、細節 2 臨時職員賃金は、幕別 14 名、忠類 5 名の調理員の賃金であります、中札内高等養護学校幕別分校の生徒や教職員に対する給食提供や忠類小学校に栄養教諭を配置することに伴いまして、それぞれの給食センターに 1 名ずつ臨時職員を増員しております、給食の調理体制を充実することといたしております。

細節 4 嘱託職員賃金は、幕別学校給食センターにおける 4 名分の費用であります。

145 ページになりますが、13 節委託料は、給食センターの管理に係る各種委託料のほか、細節 7 給食配送委託料が主なものであります。

146 ページになります。

15 節工事請負費は、幕別給食センターの平成 9 年に導入いたしました食器洗浄機の更新であります。

147 ページになります。

2 項小学校費、1 目学校管理費 1 億 5,871 万 5,000 円であります。

本目は、小学校 9 校の管理に要する費用であります。本年度の小学校の児童数は 1,536 名、教職員数は 147 名の見込みであります。

7 節賃金のうち細節 2 は、町単独で任用しております 4 校 4 名分の学校事務補助職員の賃金、細節 6 は 7 校 26 名分の特別支援教育支援員の賃金で、前年に比べ 7 名の増員となっております。

148 ページになります。

13 節委託料は、小学校の管理、清掃、警備、さらには巡回校務補派遣に要する経費であります。

14 節使用料及び賃借料、細節 6 自動体外式除細動器借上料は、いわゆる AED 機器であります。耐用年数が過ぎたため、管理や故障時の対応を含め、賃借料の費用でありまして、小学校 9 校分となります。

2 目教育振興費 5,125 万 8,000 円であります。

本目は、小学校の教育振興に係る費用であります。

18 節備品購入費、細節 2 教育用コンピューターは、本年度の新たな更新はありませんけれども、平成 21 年度より北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入を進めておりました児童用コンピューターの償還金、3 校 126 台分を計上しております。

19 節負担金補助及び交付金、細節 5 は学校規模に応じまして必要な管理費用、細節 6 は、同じく学校規模に応じまして、教材消耗品などの学校運営に対する交付金であります。

149 ページになります。

上段、細節 3 学校図書は、小学校を重点に計画的な整備に努めるほか、細節 5 理科教育教材は新学習指導要領の理科の授業に対応するため、国の補助金を活用して、観察、実験用器具の購入費用であります。

19 節負担金補助及び交付金のうち細節 4 スケートリンク整備交付金は 7 校分のリンク造成に係る交付金であります。

20 節扶助費は、要保護の対象者を 1 %、準要保護の対象者を 20 %、認定率を 21 %と見込みまして、就学援助費を計上しております。

なお、目の札内南小学校増築事業費は廃目となりました。

150 ページになります。

3 項中学校費、1 目学校管理費 1 億 910 万 9,000 円であります。

本目は、中学校 5 校の管理に要する費用であります。中学校の生徒数は 910 名、教職員数は 95 名の見込みであります。

7 節賃金のうち、細節 2 は、4 校 4 名分の学校事務補助職員の賃金、細節 7 は、2 校 5 名分の特別支援教育支援員賃金を計上しており、支援員は前年に比べ 1 名の増員となっております。

151 ページになります。

13 節委託料、細節 1 学校管理委託料であります。平成 24 年度までは社会教育費で予算計上しておりました忠類体育館の管理経費を今年度から忠類中学校と一括して管理することとしたため、前年に比べ増額となっております。

14 節使用料及び賃借料、細節 6 は、先ほど申し上げましたようにいわゆる AED の機器の借上料でありまして、中学校 5 校分であります。

2 目教育振興費 5,127 万 7,000 円であります。

本目は、中学校の教育振興に係る費用であります。

18 節備品購入費、細節 2 教育用コンピューターは、平成 21 年度より北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入を進めておりました生徒用コンピューターの償還金、4 校 135 台分を計上してございます。

19 節負担金補助及び交付金、細節 5、細節 6 は小学校と同様に学校規模に応じた管理費、運営の交付金であります。

152 ページになります。

20 節扶助費には、要保護の対象者を 1 %、準要保護の対象者を 21 %、認定率を 22 %と見込み、就学援助に係る経費を計上しております。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費 966 万 6,000 円であります。

本目は、わかば幼稚園の管理に係る費用であります。

平成 25 年度の園児数は、3 歳児 10 名、4 歳児 10 名、5 歳児 12 名の合計 32 名となる見込みであります。

7 節賃金の細節 2 臨時職員賃金は、事務補助職員 1 名と代替職員 3 名分、細節 4 嘱託職員賃金は、園長分、細節 6 特別支援教育支援員賃金は、支援員 1 名分を計上してございます。

153 ページを飛びまして、154 ページになります。

2 目教育振興費 2,572 万 3,000 円であります。

本目は、幼稚園の教育振興に係る費用であります。

19 節負担金補助及び交付金は、私立幼稚園に通園する保護者の経済的負担を軽減するため、入園料、保育料の一部について町単独の補助金を計上しております。

20 節扶助費は、公立及び私立幼稚園の就園奨励費であります。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費 1,976 万 6,000 円であります。

本目は社会教育委員 15 名の報酬のほか、生涯学習アドバイザー 2 名分の嘱託職員人件費、各種団体への補助金等であります。

9 節旅費、細節 3 特別旅費は、中学生・高校生海外研修の引率者 3 名分と小学生国内研修 2 カ所の引率者 6 名分であります。

155 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 7 はオーストラリア研修の中学生 16 名と高校生 2 名分の参加に係る補助金、細節 11 は宮崎県日向市 20 名分と埼玉県上尾市 15 名分の小学生の研修に係る補助金であります。

20 節扶助費では、海外研修の参加負担金等扶助として、1 名分を計上しております。

2 目公民館費 938 万 3,000 円であります。

本目は、糠内、駒島の両公民館とまなびや相川、まなびや中里の管理運営に要する費用でありまして、7 節賃金はこれら管理人の賃金であります。

156 ページを飛びまして、157 ページになります。

3 目保健体育費 5,180 万 5,000 円であります。

本目は、スポーツ推進員 12 名の報酬及び各種スポーツ大会の参加奨励費、体育団体に対する補助金のほか、社会体育施設の管理運営に要する費用であります。

8 節報償費、細節 3 は、全道全国の文化スポーツ大会に出場する際の交通費や宿泊等の参加助成に要する経費であります。

158 ページになります。

13 節委託料は、運動公園内の陸上競技場、野球場などのほか、町民プールの管理委託に要する費用であります。

159 ページになります。

15 節工事請負費は、細節 1 の依田の野球場整備のほか、細節 3 の幕別プールのトイレの一部洋式化に伴う費用が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 5 体育連盟振興補助金は、スポーツの発展、振興、普及のために、細節 6 スポーツ少年団体育成補助金は各少年団の育成、指導に要する費用であります。

160 ページになります。

4 目町民会館費 2,689 万 4,000 円であります。

本目は、町民会館と札内福祉センターの管理運営に要する費用であります。

13 節委託料、細節 8 町民会館耐震診断委託料は、地震に対する安全性を調査するため 2 次診断を行うものであります。

161 ページになります。

15 節工事請負費、細節 1 町民会館地下タンクライニング工事は、経年に伴う町民会館の燃料貯蔵地下タンク内面の被覆工事を行うものであります。

5 目郷土館費 969 万 7,000 円であります。

本目は、文化財審議員 5 名の報酬及びふるさと館と蝦夷文化考古館の管理運営に要する費用であります。

8 目報償費、細節 6 郷土文化研究員謝礼は 2 名分でありまして、幕別の郷土文化の調査・研究をしていただいております研究員に対する謝礼であります。

162 ページになります。

15 節工事請負費、細節 1 歴史の散歩道看板設置工事はチョマナイ山のコメンド岩と大正金時発祥の地の看板を設置するための費用であります。

163 ページになります。

6 目ナウマン象記念館管理費 1,144 万 9,000 円であります。

本目は、ナウマン象記念館の管理運営に要する人件費や光熱水費が主なものであります。

164 ページになります。

7 目スポーツセンター管理費 4,819 万 9,000 円であります。

本目は、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、忠類体育館の管理運営に要する費用であります。

7 節賃金の細節 2 は、トレーニング補助員 2 名の賃金、細節 4 はトレーニングアドバイザー及びトレーニング指導員それぞれ 1 名分の賃金であります。

165 ページになります。

13 節委託料では、先ほど申し上げましたが、平成 24 年度までは忠類体育館の管理委託料を計上しておりましたが、学校管理費で計上したため、予算上減額となったことが減額の主な理由であります。

15 節工事請負費は、武道館を含む農業者トレーニングセンターの床ウレタン塗装工事に要する費用であります。

166 ページになります。

8 目集団研修施設費 196 万 4,000 円であります。

本目は、平成 23 年度から運用を開始してまいりました集団研修施設こまはたの管理運営に要する費用であります。

9 目図書館管理費 3,938 万 6,000 円であります。

7 節賃金は、臨時司書 7 名、ブックモービル運転手 1 名、臨時職員 1 名の人件費であります。

167 ページを飛びまして、168 ページになります。

18 節備品購入費では、細節 1 の図書館資料が 4,273 冊、細節 2 の AV 資料は音響映像資料の 60 タイトル分、細節 3 図書館システムは、図書館 3 館及び中学校 5 校分のシステムの更新費用であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 6 図書館事業員活動費交付金は町民文芸誌発行に係る印刷代に要する交付金であります。

10 目百年記念ホール管理費 7,858 万 5,000 円であります。

本目は、百年記念ホールの管理運営及び忠類地区の生涯学習講座に要する費用であります。

169 ページになりますが、13 節委託料、細節 1 は指定管理に要する委託料、細節 5 は公共施設の長寿命化計画の診断に基づき、ホールの詳細にわたる改修経費と実施年度を明確にするための委託料であります。

19 節負担金補助及び交付金は、町民芸術劇場への交付金、文化団体への活動費補助が主なものであります。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたが、ここで質問を予定されている方を確認させていただきたいと思います。

（挙手する者あり）

○委員長（前川雅志）　ありがとうございます。

この際お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（前川雅志）　異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日は、これで散会いたします。

なお、19日の委員会は午前10時から開会いたします。

17：05　散会

平成25年度

各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成25年3月19日
開会 10時00分 閉会 17時11分
- 2 場 所 幕別町役場5階議事堂
- 3 出 席 者

① 委 員 (19名)

- | | | | | |
|---------|---------|----------|---------|---------|
| 1 小川純文 | 2 寺林俊幸 | 3 東口隆弘 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 岡本眞利子 | 7 藤原 孟 | 8 乾 邦廣 | 9 牧野茂敏 | 10 谷口和弥 |
| 11 芳滝 仁 | 12 田口廣之 | 13 前川雅志 | 14 成田年雄 | 15 中橋友子 |
| 16 野原恵子 | 17 増田武夫 | 18 斉藤喜志雄 | 19 千葉幹雄 | |

② 委員長 前川雅志

③ 議 長 古川 稔

④ 説明員

- | | | |
|----------------|---------------------------|------------------|
| 町 長 岡田和夫 | 副 町 長 高橋平明 | 教 育 長 金子隆司 |
| 会 計 管 理 者 川瀬俊彦 | 総 務 部 長 古川耕一 | 経 済 部 長 飯田晴義 |
| 民 生 部 長 菅 好弘 | 企 画 室 長 伊藤博明 | 建 設 部 長 佐藤和良 |
| 忠類総合支所長 姉崎二三男 | 札 内 支 所 長 飛田 栄 | 教 育 部 長 佐藤昌親 |
| 総 務 課 長 菅野勇次 | 企 画 室 参 事 室長事務取扱 | 地 域 振 興 課 長 原田雅則 |
| 糠内出張所長 湯佐茂雄 | 税 務 課 長 中川輝彦 | 保 健 福 祉 課 長 稻田和博 |
| 町 民 課 長 横山義嗣 | 保 健 課 長 境谷美智子 | 経 済 建 設 課 長 細澤正典 |
| 水 道 課 長 田中光夫 | 学 校 教 育 課 長 羽磨知成 | 生 涯 学 習 課 長 澤部紀博 |
| 図 書 館 長 長谷 繁 | 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 坂口惣一郎 | |
- ほか、関係主幹及び係長

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

- 局長 米川伸宣 課長 萬谷 司 係長 金田恭之

- 4 審査事件 平成25年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査
- 5 審査結果 一般会計質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 前川 雅志

議事の経過

(平成25年 3月19日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○委員長（前川雅志） それでは、昨日に引き続き、予算審査特別委員会を開会いたします。

それでは、10款教育費について説明が終わっておりますので、質疑をお受けしたいと思います。
斉藤委員。

○18番（斉藤喜志雄） 2点についてお尋ねをいたします。

一つは、140ページ、奨学金交付金についてお尋ねをいたします。

2点目は、幕別高校教育振興会の補助金についてお伺いをいたします。

最初の奨学金交付金ですが、これ例年、支給の該当者だとか、あるいは人数だとか、金額だとか、説明を受けているのですけれども、もう一度その支給要件だとか、該当人数だとか等々についてご説明をいただけませんか。

二つ目は、幕別高校の補助金でありますけれども、きのうの説明では15万円増ということになっておりましたが、特別支援学校の中札内分校とのかかわりの中で云々というようなふうに私は理解をしたのですけれども、この辺の増額の趣旨について、いま一度ご説明をいただければありがたいなというふうに思いまして、質問といたします。

○委員長（前川雅志） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 初めに、奨学資金の関係でございますが、まず受給資格でございますが、条例の第2条によりまして4点にわたって要件が定められております。1点目は、本町に住所を有する者の指定であって、高等学校または高等専門学校に入学する者及び在学中の者と、2点として、経済的な事情により入学及び在学が困難な者、3点目して、学業優秀、性行善良かつ身体健全である者、4点目として、他の機関からの奨学金の支給または貸与のない者、この4点が受給の要件でございます。

また、該当者についてでございますが、平成23年度で申しますと、申請が83人ございまして、決定されたのが61人と、平成24年度については、申請が79人、このうち支給決定されたが57人というようなことになっているところでございます。

次、幕別高校教育振興会の支援の関係でございますが、予算の折にも説明がございましたように、例年、幕別高校教育振興会に対しては、補助金が165万円でございます。平成25年度については180万円ということで、15万円の増を見ているところでございます。この15万円の増につきましては、委員のお話ありましたように、中札内高等養護学校の幕別分校への支援を15万円アップさせていただきました。なお、幕別高校教育振興会の中にこの分を含めましたのは、町から道への補助ということではできませんので、中札内高等養護学校の分校のほうはまだ補助金を受け取る母体ができておりませんので、15万円はとりあえず幕別高校の振興会のほうに上乘せして、開学後、そういう協力会のような母体をつくっていただくということでございます。

なお、事業の内容についてでございますが、パークゴルフやそば打ち体験などの体験活動、また文化・体育活動では全道大会への参加費用、進路指導の面では町内企業の開拓、研修促進では特別支援教育に対する研修会の開催、また理解啓発という面では幕別分校のパンフレットやポスターの作成、また企業向けパンフレットの作成等を予定しているところでございます。

○委員長（前川雅志） 斉藤委員。

○18番（斉藤喜志雄） 1点目の奨学金の交付金についてですが、金額、大変恐れ入りますが、1人当たり幾らか、教えてください。

○委員長（前川雅志） 学校教育課長

○学校教育課長（羽磨知成） 現在は、月額 4,000 円を支給しております。なお、この 4,000 円は、平成 21 年度から 4,000 円になっているものでございまして、それ以前につきましては、平成 20 年度は 5,000 円、19 年度が 6,000 円、18 年度が 7,000 円というような経緯をたどっているところでございます。

○委員長（前川雅志） 斎藤委員。

○18 番（斉藤喜志雄） そこで、奨学金のかかわりついてまず少しお話をしておきたいなというふうに思うのですが、現状、それぞれ高等学校の、例えば月額の授業料で言うと、道立高校 9,900 円、道立高校で 9,900 円ですね。それから、私立高校については、それぞれ差異はありますけれども、大枠大体 3 万 2、三千円というところが十勝管内の私立高校の授業料であります。

私は何が言いたいかというと、広く薄くという感じが本当に奨学金として効果を果たすのかどうかということを含めて、再検討が必要ではないのかなというふうに思っております。どんどん高等学校の授業料等々が上がっていくこの時代背景を考えれば、今お話を聞きますと、逆にどんどん下がってきている。もちろん希望者数が多いということもあるから、そこに広く薄くという、そういう発想も理解できないわけではありませんけれども、しかし、今、例えば授業料がどんどん値上がりをしてきて、子供たちにとってみれば、道立高校で約 1 万円、私学で 3 万 2,000 円、そういったような平均値をとると上がってきているのに一方、奨学金として支給される金額という中での下がりというのは、どうも時代に逆行するのではないかなというふうに私は思っているのです。そういう意味では、もう少し、例えば授業料の足しになるとか、そういった感じも考慮に入れて、この金額等々について、もちろん人数も当然かかわってきます。原資とのかかわりで言えば、それも百も承知であります、そのあたりをしっかりと考えていかないとちょっとやっぱり課題が残るのかなというふうに私は思っております。

しかし、これはまた今後ご検討いただければと。当然、予算の増額等々も含めて考えていただくということもあるでしょうし、もう少し、本当に時代のニーズに合った形で、本当に困っている方というのは、恐らく勤労者世帯の町内のあれが 200 万を切るなんていう、そういう状況を考えれば、それはないよりはあったほうがいいことにこしたことはありませんけれども、もう少しやっぱり奨学金という趣旨の価値をどこの置くかというところを考えていただくことが必要なのではないかということで、あえて質問をさせていただきました。いろいろ反論はあるのでしょうけれども、そこはまたご検討いただくということでとどめておきたいと、こんなふうに思います。

さて、その 2 点目であります、幕別高等学校の教育振興会補助金、要するに今回の 15 万円というのは、そういう分校等々が設けられたという、そういう視点からも、しかし基本的には幕別高校の振興会に入れるという趣旨かというふうに理解をいたしましたらよろしいでしょうか。

○委員長（前川雅志） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 先ほど申し上げましたように、まだ中札内高等養護学校幕別分校の受け皿といいますか、補助金の受け皿がございませんので、今委員がおっしゃったとおりでございます。

○委員長（前川雅志） 斎藤委員。

○18 番（斉藤喜志雄） そこで、この支援のあり方について、先ほど申し上げましたとおり、部活動だとか、あるいは文化活動だとか、そういったところを対象にして支援をしていくということのお話があったように思いますが、これ人数がまだ、幕別高校、中札内高等養護学校幕別分校の人数が確定しておりませんから、きのうの発表で、恐らく、15 日に私学が発表になって、きのうの公立高校が発表になって、そしてなおかつ受験者数との絡みの中でさらに減ることが想定されます。

ご案内のとおり、この幕別高等学校の中に分校を設置するにかかわっては、北海道で初めてのことであり、絶対に失敗が許されないという説明のもとに北海道教育委員会はこのモデル校としてやったことはもうご案内のとおりであります。

しかし、私は非常に危機的なものを感じております。人数が確定していませんからあえて言いませんけれども、いわゆる適配の関係で言えば、道立高校の適配の関係で言えば、2 学級を切った学校は

基本的には存続をさせないという、そういう決まりがある中で、そうやって初めてのケースだから、モデルケースだから、だから特例措置を設けてでも幕別高校を存続しますよなんていう、そういう状況ではない。特別措置なんていう措置は全く設けられておりません。したがって、私は、人数によっては、確定した人数によっては非常にシビアな状況の中に置かれるということを踏まえたときに、管内の学校の中で、一定程度2学級枠の応募者数を確保していた上士幌だとか、何校かございます、広尾だとか、そういう先進的な取り組みのところに学んで、しっかり支援体制をどう構築していくかというところをいま一度検討していかないと、両方の学校が、分校である中札内の高等養護学校幕別分校も定員を切っております、募集定員を切っております。確定人数は、これまたどうなるか、先はわかりませんから、あえて今回は言いませんけれども、幕高もそうです。両方ともこの幕別町からなくなっていくというような危惧を非常に私は感じております。したがって、幕別町として後期中等教育のありようについての基本的なスタンスを持っていないと、発表になってしまってからああと言ったって私は遅いような気がします。

したがって、この180万円なりをもっと別な形で有効にどう使うかを含めて、戦術戦略をしっかり構築していくことが、非常にうちの町内の、町村におけるところのその後期中等教育のありようということで、これは私学も含めてですが、考えていかないとだめなのではないかなというところで、増額したことは大変結構なことだというふうに思っておりますけれども、そのあたりを含めてぜひ、これも今後の課題でありますので、確定したときに再度議会の中でしっかり論議をさせていただこうと思っておりますが、ぜひそのあたりも視野に入れた支援のありよう、金額もさることながら、支援のありようについて戦略を立てておいていただければ、これも確定したとき、後に、くどいようですけれども、議会の中で論議させていただきます。答弁は、もしありましたらといっても、無理しなくても結構です。

以上です。

○委員長（前川雅志） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 今、斉藤委員さんがおっしゃいましたように、子供の数が非常に減ってきてございますので、十勝全体を見渡しましても、今、平成24年で3,400人ぐらい、平成30年ぐらいには四、五百人減るという状況にあります。そんな状況の中で、本町においても少子化においては、言い方は変ですが、着々と進んでいるというような状況にあります。そういう中で、高校の再編は、北海道全体としても避けて通れないという状況にもあるというところについては認識はするところでございます。とはいっても、我が町の問題にもなります。

高校の再編につきましては、ご承知のとおり、いろんな地域事情、さらには都市部において、町内に複数ある学校については非常にハンディを背負っております。それから、町内の子供が町内の学校に行く、その率といいたし、そういう進学状況、そういうことも加味されています。そういうことをトータルに考えますと、帯広に近いというこの場所にあつて、しかも公立、私立の二つの高校があるということで、さらに厳しい状況があるということは常々認識しているところであります。

今回の振興会に対する予算、15万円増額させていただきましたけれども、これにつきましては、私どもも入りまして、幕別高校、それから分校のといいたし、中札内高等養護学校の校長先生にも入っていただきまして、その辺のことの十分なすり合わせをやった中で、そして将来的にはこうしたいねということも考えながら、とりあえず予算を計上させていただきました。ですから、平成26年度以降については、また別な振興策というものを考えていかなければならないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、2学級、さらには1学級という、こういう状況になりますと、先ほども言いましたように、幕別の置かれている状況、非常に厳しい中にあるものですから、両校長先生との、あと教育委員会も入った中で、あるいはさらには関係者の皆様のご意見いただく中で振興策をとらなければならないというふうに思っております。非常に厳しい状況にあることは重々認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（前川雅志） ほかにありませんか。

関連、中橋委員。

○15 番（中橋友子） 私も、幕別高校の存続に関しては、今、斉藤委員から質問がございましたけれども、非常に大切な課題だと思っております。

特に、今回の生徒さんの募集の状況を見ますと、予定よりもずっと少ないということを見ましたら、当然のことだと思うのですが、同時に、今回、中札内養護高校の分校のほうも定員に満たない状況がありますね、現実には。それで、これは、これからスタートの段階で、道教委との幕別町と合意のもとで特別支援を必要とする子供さんたちの行き場がなくなるという状況を防いでいくのだと、中札内養護高校はずっと定員をオーバーしておりましたから。ですけれども、今回の状況を見ますと、予想に反してという言い方は正しくないかもしれませんが、非常に少なかったと。この辺の見定め方といいますか、わざわざ普通高校に特別養護高校を持ってきて併設をさせた、そして全員を受け入れるということできたにもかかわらず、こういう状況になったということについては、どんな見解をお持ちなのかということと、今、普通高校の生徒さんも少ないと、そして養護高校も少ない、この併設したことが入学を希望される方たちにどんな影響を与えたのかということなどもきちっと見定める必要があると思うのですが、25 年を執行していく上に当たってどのように今押さえておられますか。

○委員長（前川雅志） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） まず、1 点目の中札内高等養護学校、定員 2 間口 16 名に対して、当初の出願者合格者が 7 名ということで、丸々 1 学級分が定員を下回っている状況、この状況につきましては、委員おっしゃったとおり、道教委においても予想外と、想定外というコメントが出ているところでありまして、私ももう少し子供さんが来ていただけるのではないかなとは思っていたのですが、下回ったことは大変残念でありました。

一つには、やはりいろいろな要件あると思うのですが、通学ということが一つの大きなネックになっているのではないかと、この辺のことは、今後道教委のほうと通学の手段について何かいい工夫がないか、要望してまいりたいと思っています。

またもう一点は、やはり自宅からの通学プラス、学校の近くで少しそういう宿泊できるような研修施設があれば魅力的な学校になるのではないかなということで、この点についても今後、道教委のほうには強く要望してまいりたいと考えています。

それから、幕別高校についても、現状では 1 間口が非常に厳しいという状況でございます。これも、先ほど部長が申し上げましたように、生徒数が減っている中で、都市部における学校の一つの特徴であろうとは思っているのですが、振興会のほうでは、昨年も幕別高校、就職率は 100% ということでございましたので、教育振興会を通じてそういうところの強みをもっと PR してまいりたいと、そういう点を PR していった生徒数の確保に向けていきたいというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） ご答弁いただいたような心配されることがあって、子供さんの数はふえなかったという、7 人だったということであります。さらにもっと、特別支援を必要とする子供さんたちが高等教育に何を求めて、その後、どんな社会生活を送るかということになっていくのだろうと思うのですが、やはりどのお子さんも将来の自立を目指して 3 年間学んでいこうということが大前提にあるのだろうと思うのです。そうすると、自立につなげる教育を、それは技術や、もちろん学習、それから生きる力も含めてですけれども、学んでいかなければならないと思うのです。幕別高校は、何度か、この議会の中でも養護高校に対する考え方お示しいただいた中では、たしかそれぞれ専門の教育を行うのではなくて、総合学科的な、いわゆる園芸を学ぶだとか、農業を学ぶだとか、そういうことではなくて、総合的な教室になっているやにお聞きしておりました。将来、そういうところを卒業して子供さんが巣立っていくということになれば、専門よりはなかなか就職などには難しい面もあるのではないかなというようなことで、これは私見ですので、それが断定できるものではありません。で

すけれども、そういうこともあるだろうと、単に通学だけの問題ではないのではないか、通学を考えれば、むしろ、中札内は寄宿舎ありますけれども、しかし都市部という感覚で言えば、幕別のほうが条件はよかったですよ。それなのに7人でとどまったということについては、やっぱりもっともってそういうことも含めて、子供さんの教育と社会的な自立をさせていくために果たすその役割を幕別高校の分校がきちっと担えるのだというところまで行かないと、なかなかこういう減少というのは解消されないのではないかというふうに思うのですよ。

いずれにしても、これからでありますので、そういう点では大きな心配を私たちは抱いています。公立高校の存続も含めて、積極的な研究と、それから道教委とのかかわりの中で進められると思いますので、地元の存続や、あるいは支援を必要とする子供の教育を保障するという立場から積極的な提言を行っていただきたい、このように思います。ご答弁あれば、お願いいたします。

○委員長（前川雅志） 教育長。

○教育長（金子隆司） ただいまご案内ありましたように、私どもが想像する結果には至らなかったということであります。分校を受け入れる、その体制をとるについて、前段、私立、公立も含めた再編計画、過去に網走でやった経緯がありますけれども、それらへの将来的な可能性、それらも含めて検討させていただきました。当然、道教委には、幕別町として考えられる、宿舎もそうであります。考えられる案件としてどういうものがあるか、27項目にわたって要請をいたしました。

なぜこういうような結果になっているのかというような考え方については、今、公立高校においても、いわゆるインクルーシブ教育のはしりと言われる現象が見られております。どこの高校でも受けられるという、将来構想に向けての準備段階に入った、そのことがいわゆる入学者に対する人数に影響していったのではないかと。もっとも大きいのは少子化の現象であります。そのことは避けて通れません。しかし、私どもとしては、何とか幕別高校を残したいという原点に立って、そして共同学習を含めた分校との連携によって、そして地域との連携によって実績を出していってほしい、そんな願いでこれを受け入れたつもりであります。

しかし、現実是非常に厳しいものがあると思うのです。先ほど、課長や部長からも答弁ありました。通学の手段、あるいは研修の施設、寄宿舎とまでは言いませんが、研修をする施設、そういうものがあってしかるべきだと。それと、分離別学にするという観点が、この時代の流れでどこまで抵抗していけるのか、これにも一定の限界はあるのだと思います。そうなれば、幕別町としては、当然として再編もイメージした中で再検討していく必要がある。これは何年後になるかわかりませんが、そういう状況があります。いずれにしても、道教委の見込み違いもございますが、私どももこのように急激な結果になるというふうには思っておりませんでした。その辺は、認識としては甘かったのではないかなという反省もしておりますが、このなお継続し、拡大し、そして幕別町のためになるような高校づくりを、これからは道教委と十分な協議を重ねてまいりたいというふうにも考えております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 十分に今後の取り組みを期待したいと思います。恐らく相当な投資をされて学校も改築されたと思います。なのに、本校の中札内養護高校も定員に至らなかったやに聞いております。そうすると、一体この分校の開設が何だったのかということ、今、道教委の見込み違いということもありましたけれども、その辺も含めて、それによってここの地元の子供たちがいろんな影響を与えられていくわけですから、本当にその辺は真剣に臨んでいただきたい、このように思います。

それで、関連質問は終わりました、次の教育よろしいですか。

○委員長（前川雅志） ほかに関連の方いらっしゃいますか。

いなければ、中橋委員、どうぞ。

○15番（中橋友子） ページ数では、146ページ。

15の工事請負費でありますけれども、このたび、食器洗いの洗浄機が更新されております。金額は、3,490万9,000円ということになります。それで、これ15年を経過して更新の時期に至ったというこ

とであります、一つの備品としては金額が非常に大きいものですから、これ使用不可能になって変えられるということではあります、こういうものがどんなところから買われるのか、調達されるのかということなのですけれども、特殊なものであるからこのような値段になるのだろうというふうに思うのですけれども、まずそういう内容からお示してください。145 ページです。済みません。

それと、次のもう一つの質問ですが、同じように学校給食の食材にかかわりまして、145 ページありますが、環境汚染、放射能汚染の問題が 3・11 以来、大変大きな取り上げられておりまして、学校給食に与える影響も心配されております。それで、この放射能の汚染につきましては、2 年が経過してもなおその数値は下がっていかない、海洋を通してさらに拡大されてきているというような心配されている現状がございます。そういった心配に対応して、放射能を測定する機器を、それぞれの給食を実施する自治体が入り入れて、計測をしながら給食をつくるということをやってこられたわけですが、幕別町はなかなかそこまでいかなかったわけですね。それで、現在は、この問題について、平成 25 年度はどのように対応されようとしているのか、伺いたいと思います。

以上です。

○委員長（前川雅志） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） まず、1 点目の食器洗浄機についてです。

かなりな高額な機械というか、設備になります。この予算づけというか、選定に当たりましては、まず、確かに機械につきましては、特殊な機械になります。かなり大型な機械になります。さらにもう一点、この機種を選んだ理由といいますか、うちの調理能力につきましては、一日 3,000 食を許容能力としております。さらに、食器洗浄機ですから、終わった後の食器を洗う能力、これ限られた時間に洗わなければなりません。具体的に時間を言いますと、食缶とか食器が戻ってくるのは大体 1 時半になります。そこから、次の日の準備もありますので、約 2 時間でこの 3,000 食分の食器を、約 1 万枚近い食器を洗う能力を有する機械ということで、現在のこの価格相当の機種を選定した理由でございます。

次に、2 点目です。放射能汚染に関することになります。

現在の幕別町での対応ということになります。昨年も、議会の中でご質問いただきました以降、昨年の 7 月、給食センターの運営委員会でも十分協議をいたしました。その運営委員会の中でもいろんな意見が出ました。市場に出回っているものは安全だという意見がありました。またさらに、反対に保護者の中では心配する意見がある、その辺を踏まえまして委員会の中でも検討いたしました。

それで、まず現状なのですけれども、管内で、今、放射能の測定器を導入してやっているところなのですけれども、現在、帯広市だけとなっております。それで、現在、管内で実施している町村は、7 カ所の市町村が実施しております。逆に、実施していないところが 11 カ所という現状になっております。やっているところの実態といいますか、帯広市につきましては、実際自分のところで導入しておりますので、ほぼ毎日、いわゆる 17 都府県から生産される野菜を主に検査をしております。そのほかの実施をしているところは、検査機関に委託という形で、大体月に、例えば 1 回、2 回とか、3 回から 5 回というような頻度でやっているとお聞きしております。

現在の幕別町の対応なのですけれども、新年度予算の中でも、例えば検査にかかる費用とかは予算には盛り込んでおりませんが、これに至る経緯といたしまして、やはり国で行っている検査結果、さらに北海道、当然、隣の帯広でも毎日のように検査しておりまして、これを公表しております。その辺の検査結果を見ますと、例えば当町で購入する野菜を中心に検査結果を見ますと、全く放射能の放射性物質が検出されていないというような実態を見まして、25 年度の予算の中では盛り込んでいないという実態があります。ただ、今後につきましては、さらにこの辺の検査結果の実態を見ながら検討していきたいと考えています。

以上です。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） 食器洗い機でありますけれども、3,000 食を短時間できちっと衛生管理も含めて

洗い終わらなければならない、そのために必要なものだということでもあります。そういった、もちろん必要なところに予算を充てていくということは大切なことであるという認識の上に、これだけ高額、高額というのは、人件費なんかには置きかえれば、年間 200 万円の 15 年分だとか、いろいろ思うのですけれども、ただそういうことではなくて、こういう機械というのは特殊なものだと思うのですよ。だから、単なる洗浄機と考えれば、なぜ 3,500 万円もするのだというふうに思うのですけれども、これは一つには、幕別町は学校給食共同調理場設置したときに、この設備も一緒に設置しましたよね。それで、食器調理器に入れたのですが、これは単独で取りかえをすることができるものなのですか。それと同時に、これまで入れていたメーカーと、こういったところが、たくさんつくっているところがあるのかどうか、メーカーはたくさんあるのかどうか。当然、一回入れてしまったら、同じところに言われるままの値段で買わなければいけないのだというようなシステムなのか、伺いたいと思います。

もう一つ、済みません、放射線のほうです。

年数が、今、帯広などの数字もきちっと毎日掌握されているということでもありますから、年数がたてばたつほどこういったものは、沈殿も含めまして、影響がおさまるというよりは、むしろその拡大、濃度が濃くなることも含めて、そういう可能性も出てまいりますよね、チェルノブイリのものが日本まで届くというような、きのうも環境汚染のお話ありましたけれども。ですから、議会でも、この放射能の測定、学校給食食材については求めたいという、そういった陳情書の決議もしておりまして、大変住民の皆さんも関心を持っている中身であります。十分検討されて、そして必要なときには、やはりいろんな手法があるようですので、考えていただきたい、このように思います。

○委員長（前川雅志） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） 今の食器洗浄機についてです。

食器洗浄機につきましては、なかなかイメージが湧かないと思うのですけれども、大きさなのですけれども、全長約 15 メーターほどあります。高さが 2 メーター、幅も 3 メーターほどの非常に大きな機械になります。さらに、機械の設備につきましては、ただ機械を持ってきて設置するというのではなく、当然、給水設備、または排水設備、さらに機械の能力というか、内容についても、食器を例えば挿入というかする部分、さらには洗う部分、さらに洗った後の食器類を整理する部分と、そのような形で、大きい機械であるのですけれども、非常に細やかな作業というか、食器がきれいにならなければなりませんので、そういう能力を有する機械ということでもあります。

さらに、業者についてなのですけれども、やはり特殊な機械でありますので、どこの業者も扱えるわけではありません。現在、3 社ほど、この機械を扱える業者がおります。

以上です。

○委員長（前川雅志） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 給食の放射能測定の関係でございます。

ご承知のとおり、セシウムにつきましては、半減期が約 30 年とかという化学的なデータというか、そういうことも言われているところでもありますので、検査につきましては、国においても、あるいは指定された 17 都県においても、長期の観測といいましょうか、測定が測定になるだろうというふうに思っております。ただ、いずれにいたしましても、今現在、それぞれのホームページを見ていきましたが、精度が一定程度の限界がありますから、そのことを鑑みましても、検知はされないというのが市場に出回っているという実態にあることはまたこれは事実であります。

給食センターにおきましては、そういう市場から購入しているというものが全部でございますので、そういう意味では、理論的には市場から検査されたものが給食センターに来るから、それを自治体で検査しても当然、それを確認するという意味合いではあると思うのです。そういう意味で、先ほども所長のほうからも話が出ましたが、給食の運営委員会の中でも、国が、あるいは都県がきちんと測定したものを、しかも精度の高い放射能測定器でやって、それを自治体が比較的、そこまでの精度の高い放射能測定器というのは入れられないものですから、そういうことを考えると、そうやってやることはどうなのかねと、化学的にはちょっとそれ考えるやっぱり必要があるよねというような意

見もあったところであります。そうは言いつつも、保護者の方については、そうはいつでもやっぱり心配なところである、そういうそれぞれの気持ちといいたいでしょうか、意見が多くあるところでもあります。

いずれにいたしましても、給食の運営委員会の中でも、一概に給食、放射能を測定することはある意味、否定はしないけれども、ちょっと管内情勢等も含めて、今後のいろんな国の施策等々も、動きもある、そういうことももしあるのであれば、トータルで考えて、もうちょっと検討していこうやというようなことが総体の意見だったかなというふうに思っております。ですから、そういうような意見も、あるいはいろんな情勢も考えながら対応していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（前川雅志） ほかに。

増田委員。

○17 番（増田武夫） 3 点お聞きしたいと思います。

1 点目は、149 ページ、小学校費の中、中学校費の中にも出てくるので、ここでお聞きしたいと思いますけれども、就学援助の関係であります。

ご承知のように、今回、生活保護基準の引き下げがございます。この引き下げの影響が多くあらわれる一つの分野はこの就学援助の関係ではないかと思っておりますので、ここで影響などについてお聞きしておきたいと思っておりますけれども、今回の引き下げによる影響がこの分野ではどんな形であらわれるか、それをお聞かせ願いたいと思っております。

それから 2 点目は、151 ページの教育振興費の中の報償費で、全国・全道文化・スポーツ大会参加というのがあるわけでありまして。いろいろな分野で優秀な成績をおさめて全道大会、全国大会にたくさん出場しているわけでありましてけれども、こうした優れた活動を奨励するという意味で支給されているわけですが、この奨励金の支給の基準、どういう基準で支給しておられるか、お聞きしておきたいと思っております。

それから、166 ページでありますけれども、図書館費の中で、賃金に臨時職員賃金が計上されております。司書などの賃金だというふうに思っておりますけれども、現在、この司書は、図書館、それから札内の分館といいますか、それから忠類と 3 カ所ある中でどのような配置になっているか、お聞きしておきたいと思っております。

○委員長（前川雅志） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） ご質問の 1 点目の生活保護基準の引き下げに伴う就学援助への影響についてでございます。

平成 25 年 2 月 26 日付で、文科省のほうから道教委のほうに通知がありまして、その通知がまた 3 月 5 日に地教委のほうに送致されております。その内容といたしましては、いわゆる要保護者生活保護基準、生活保護に該当する方に対する就学援助については、平成 25 年度当初に要保護者として就学支援を決定した場合には、恐らく生活保護基準の見直しは 6 月か 7 月ぐらいだと思うのですが、それ以降についても該当とするということで取り扱いするようにという文科省からの通知が来ております。

また、準要保護、いわゆる生保基準の 1.3 倍、本町で言えば 1.3 倍未満の方についても、当然として 5 月ぐらいにはもう支援を決定しておりますので、本年度においては生保基準が見直されても、そのまま支給要件として生きるものとする、そういう取り扱いをする予定でございます。

それから、2 点目の全国・全道大会の支給要件でございます。

助成対象となる大会でございますが、中学校の文化連盟、中学の体育連盟及び吹奏楽連盟が主催する大会でございます。助成の対象となる経費は、交通費、宿泊費、大会参加費の負担金、この 3 点でございます。それらの助成率は、3 分の 2 というふうになっております。

○委員長（前川雅志） 図書館長。

○図書館長（長谷 繁） 司書の配置です。

本館から申し上げます。正職員が1名、それから臨時職員が4名、司書資格を持っている者は5名です。それから次に、札内分館です。正職員1名、臨時職員3名、合計4名です。それから、忠類分館、司書資格を持っているのは準職員が1名です。

以上です。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○17番（増田武夫） まず、就学援助の関係であります。就学援助、5月に決定して、引き下げられた後もそのまま支給するようにと、こういう通達が来ている、これは僕も読ませていただきましたけれども、その5月以降支給する場合に、財政的に町の負担はふえるのではないかというふうに思いますけれども、そうした点での影響がどのようになるかと予想しておられるか、お聞きしておきたいと思います。

それから、二つ目のその奨励金の支給基準、3分の2の支給だということでもありますけれども、この支給については、本人、それから指導者などの付き添いだとか、そういうことについても同じ基準で支給されるのか、その辺もお聞きしておきたいと思います。

それから、図書館の司書の関係であります。本採用、職員としても2人採用されて、準職員が1人、あとの7人が臨時職員ということでもあります。

図書館における司書の役割というのは、非常に大きいのではないかというふうに思います。ある意味では、その図書館のかなめになるのではないかというふうに思うのですけれども、そうした点で、全部で10人のうち、正職2名、準職1名、臨時が7名だという、こういうことでもありますけれども、これはやはり当初の司書の資格というのも非常に難しい資格でありまして、やはり安定した状態で力を発揮してもらうことが必要ではないかというふうに思います。これをやはりきちんと正職員にしていくべきだというふうに思いますけれども、その点についてお聞きしておきます。

○委員長（前川雅志） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） ご承知のように、要保護、また準要保護に対する町の実施に対しては、国のほうから交付税措置がされております。

ただ、今後のことについては、道教委としては地方財政措置の拡充を図るよう要望してまいりたいと、国のほうに要望してまいりたいと、そういう情報しか入っておりません。したがって、今後、国のほうから、この財政措置についてどのような影響があるのか、まだ私のほうでは把握し切れていないというところでございます。

それから、全国・全道大会の参加への資格要件の中で、参加する児童生徒のほかに、引率の分も支給対象となっております。当然、平成23年度からはちゃんと中体連に登録している外部指導についても対象となっているところでございます。

○委員長（前川雅志） 図書館長。

○図書館長（長谷 繁） 司書の待遇ということだと思います。

まず一つ、資格のことをお話しします。どんな資格もそうですけれども、資格を持っているだけではということですね。幸い幕別町図書館に勤務する職員は、正職員であれ臨時職員であれ、みずからスキルアップしていくという意欲はすごく高いと思います。ですから、資格を持っている者、ただ資格を持っているというだけでなく、一つは育て方であり、もう一つは本人の育ち方、両方相まってるものだというふうにまず思います、人に関しては。なかなか注文の多い館長ですので、待遇に見合わないオーダーは確かに出しております。けれども、みんな応えてくれます。おかげさまで、みんないい仕事をしてれています。ここから先は歯切れが悪くなります。

資格を持っている者にもっといい待遇を、おっしゃるとおりだと思います。ただ、これは図書館に限った話ではありません。また、本町の行政職員に限ったことだけでもありません。世の中に資格を必要とする仕事はたくさんあります。図書館長からはこれ以上申し上げようがございません。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○17番（増田武夫） まず、就学援助の関係ですが、これを確認しておきますけれども、5月か6月に

基準が引き下げられたとき以降も、国の要請どおり、5月段階で支給していた生徒にはそのまま支給していくということでやるということですね、それは一つ確認しておきたいと思いますけれども。

これ国のほうでは、準要保護者については、国の取り組みを説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断してくれと、こういうことなものですから、だから例えば基準が1.3倍の人に支給しているわけで、今年度の場合は、下がってもその対象になった人はそのままいくのでしょうかけれども、当然、町の負担がふえるわけですよ。だから、そのことがどのぐらいになるかということは全然予測、計算していないと、そういうことなのです。しかし、この制度を、来年も再来年も続いていくわけですから、そういうことになると、保護基準が下がるわけですから、それまでに受けていた人を対象にするためには、今の1.3倍の保護支給基準を1.5倍とかにしないと、今まで受けた人たちが将来ともに引き続き受けていくことができないことになってきますよね。だから、その点についても、しっかりと方針をちゃんと支給していくのだという、そういうことでやっていかれるおつもりなのか、これは国のやり方が変わってきますのであると思うのですけれども、影響の関係と将来的な取り組みの関係をお聞きしておきたいと思います。

それから、文化・スポーツの関係なのですが、本町からはオリンピック選手が陸上でも、それからマウンテンバイクとかスケートなどでも輩出して、そして非常にそれを奨励していくという意味では、この3分の2の支給基準というものを引き上げて奨励をしていくべきではないかというふうに思うのですよ。ということは、そういう大会に行って、そういうところに来ている他町村の指導者なりなんりの話を聞くと、ほとんどが全額自治体の支援で来ているということで、ついていった人の話を聞くと、そういう指導者は節約をしてそういう経費もためて、そして引率していつているという話を聞きますと、そうしたことに力を入れている町村として、やはりもっと支援のあれを引き上げて、そういう心配をしなくて引率などをしていかなれるように、また子供たちにしても、そういうスポーツをやっていく上では非常に父兄もお金がかかって頑張っているのだと思うので、その点は全額支給に持っていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、図書館の司書の関係、これ何も司書だから本採用に特別していくべきだという話をしていくのではなくて、これはいろいろな場面で、そういう職員の労働条件を改善していくというのは努力していくべきだという意味で申し上げているわけであります。そうした点で、こういう司書、図書館運営の中では非常に大切なこの役割を果たしていつてもらって、それは個々臨時職員の方も一生懸命頑張っているというのはわかりますけれども、きちんと待遇改善をしていくべきだと、これはたまたま司書の例で申し上げているわけですが、全体でそうしていつてほしいと思います。

○委員長（前川雅志） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） まず、就学援助と生保の関係でございます。

就学援助につきましては、要保護、さらには準要保護という2段階に分かれるといいましょうか、そういう観点から見ますと、要保護世帯につきましては、大体年間、23年度でいっても、支給額としては多分20万円ぐらいかと思っています。ですから、そのほとんどが準要保護という、多くの方が占めるという状況になります。準要保護につきましては、かつては補助金という制度がありましたけれども、今は市町村単独でやって、それについては交付税で措置をしますよという制度になっているところであります。計算しますと、大体30%ぐらいが交付税バックされているというような計算も成り立つわけであります。そういう意味では、残りが7割ぐらい町の負担になるのだらうというふうに思っております。今言いましたように、25年度におきましては、当初認定したら、そのままその年度はいきなさいということでございますから、親御さんといいいましょうか、子供に与える影響はないのだらうと。

今後におきましては、今回、そういうような国の意向もありますし、その後についての考えというのは、多分これからも国のほうも示されてくるのだらうなとも思っています。いずれにいたしましても、そういうことも踏まえ、さらには管内情勢も踏まえながら、あるべき姿というのを目指していくことが必要なののだらうというふうに思っております。

それから、全国・全道の文化・スポーツ大会の奨励金になります。私が 22 年に来ましてからも、既に 22、23 といういろいろな基準の見直しをやっております。それは管内情勢等々も捉えながらやってきているところでもあります。

確かに町におきましては、かなり手厚くやっている状況にあることも承知はしているところでもあります。なかなかそういうところを目指したいという気持ちもありつつも、そうならないという現状もあるところでございます。いずれにいたしましても、これまでもそうでありましたけれども、引率者を含め、さらにはそういう交通費の支給、さらには管内情勢、そのトータルでうちのよりスポーツ振興に寄与するようなことで、そういう費用の見直しというのでしょうか、そういうことも考えていかなければならないだろうなというふうに思っているところでもあります。

それから、図書館司書の話であります。これは司書に限らず、いろんな特殊な業務、そういうものも町内の臨時職員の中にたくさんいるわけでございます。当然、その司書もそうですけれども、町の臨時職員の総体的な待遇といえましょうか、そういうことも加味した中で、こんなこと、私が言うのも何でしょうけれども、そういうことの中でやはり対応していくべきだと思いますし、その中で司書の位置づけもされるべきかなというふうに思っております。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○17 番（増田武夫） ちょっと再度確認しておきますけれども、国は生保基準を引き下げることの方針としてはっきりさせていますよね。それで、国は、引き下がっても 25 年度はそのまま支給するようにと、こう言っているわけですので、やはり町の負担がどうふえるか、そのことによって負担がどうふえるかという試算ぐらいはして予算計上すべきではないかというふうに思いますけれども、その辺はよくわからないような答弁でしたけれども、町の負担がどのぐらいになるのか、その辺の試算ぐらいはしていないのですか。

○委員長（前川雅志） 教育長。

○教育長（金子隆司） 生保基準の引き下げにつきましては、今課長がお答えしたとおり、25 年度においては、既に地方財政計画の中で積算されておまして、そのまま 25 年はいきなさいということでありますから、恐らく 4 月ころには改正になろうかと思いますが、それは今年はそのままいくという計算ですから、財政上の負担は 25 年度はありません。

ただ、26 年以降どうするのだというご質問に対しては、これ一般論で言うと見直しはされます。その基準に合わされるというのが今までの例であります。今、1.3 倍の倍率をつくって判定しておりますけれども、なぜ数字が出ないかといいますと、コンマ何ぼの世界なのですよ、実は。コンマ何ぼ足さなければいけない、1.32 とか、そういうふうにしなければバランスがとれないと、数字上ではそうなりますが、どの階層に入るか、何人浮かび上がってくるか、そこのところが見えないから具体的数字が出ないわけであります。現状で比較しますと、0.2 とかを足さなければならないというふうに担当のほうからは聞いておりますが、26 年以降については、極めて今回のような措置はなされない可能性がある。そうしたときに、いわゆる財政計画の中で交付税措置されている一般財源といいながらも、部長がお答えしましたように 3 割ですから、7 割はその他の財源を持ってくるという今年かになりません。

それと、1.3、これはほとんど全国的にも 1.3 倍というのが一つの目安になっておりますけれども、それらにかかわる、1.3 倍をする前の数値においては、各町村がある程度差異があります。そういう観点から見ますと、現状を維持し、さらにというふうになりますと、過去には 1.2 倍とか 1.1 倍に年次計画も下げた時代があったのですが、今は 1.3 倍に戻りました。何とかこれを死守したいということは、今の担当段階では考えておりますが、26 年以降については非常に見通しとしては暗いということと言わざるを得ないというふうに思います。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○17 番（増田武夫） いろいろな関係でその試算は難しいというのはわかりました。

今のお答えにもありましたように、国は、引き下げについて、その影響がなるべく住民に及ぼさな

いようにいろんな措置をしると、国のほうもしたいと言っているけれども、今の話にもあったように、それはもう短期的な今年の場合の措置であって、これは生保基準が引き下げられればさまざまな分野に、生保を受けている人そのものも九十何%が引き下がるというようなものもあるし、それから福祉だ学校教育だとか、そういういろんな面で、今年は政府はいろんな規制、影響がないようにしろと言っていますけれども、こうした措置は26年度は全てやはり戻ってしまう、生保金額が引き下げられた状態で進んでいくという、そういうおそれが非常に大きいということも心配されるわけで、そうした点で、やはり生保基準の引き下げというものは非常に大きな影響を与えるということを改めて感じたところであります。

来年度についても、その影響を及ぼさないように、国の対応がどうであれ、町として努力していつてほしいということを申し上げて終わりたいと思います。

○委員長（前川雅志） ほかにありますか。2人。

審査の途中ではありますが、11時20分まで休憩いたします。

11:07 休憩

11:20 再開

○委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

谷口委員。

○10番（谷口和弥） 3点にわたって質問させていただきたいと思います。

一つ目は、147ページ、学校管理費の特別支援教育支援員賃金、それからこれは小学校費でありますけれども、150ページに中学校費の中での学校管理費、同じく特別支援教育支援員の賃金にかかわってであります。

12月の一般質問の中で、特別支援員の増員について教育長に所見を伺ったところであります。今回の予算に当たりましては、説明いただいた中では、小学校が19人から26人になって7人の増員である、中学校も4人から5人となって1名増員する、そういう説明をいただいたところであります。もともと特別支援教育支援員の人数を多く配置している幕別町、さらに人数を増員するという、このことについては評価をさせていただきたいというふうに考えています。

その中で、1点、昨年の末に各小中学校に、この特別支援が何人必要かということのヒアリングなどされているかというふうに思います。教育長が、要綱の中で強い権限があつて、議論の経過はいろいろとあるのですが、最終的には教育長が人数については決定するというのも紹介させていただいたわけでありまして、そのヒアリングのときの人数に沿う形で特別支援員が配置されたのかどうなのか、そのことをお伺いしたいというふうに思います。

2点目は、予算措置があれば同じ項目になるのかと思うのですが、少人数学級実現のための手だてであります。国や道が、小学校1年生、2年生、中学校1年生に対しては35人以下学級、予算を準備して、そして措置していると、それ以外の学年については40人以下学級、町の教育委員会には、その人数を少なくして学級編成する権限があるけれども、予算措置がない、そういう中で私は35人以下学級の実現を求めている質問をさせていただいたわけでありまして、今回、そのことについては予算措置がない、すなわちそれは現行どおりということのやり方なのだというふうに思うところであります。来年度、4月以降、36人以上のクラスが幕別町内の小中学校に何クラスあるのか、そのことをお答えいただきたいというふうに思います。

3点目は、157ページから160ページにわたっての保健体育費、幕別町のプールのことについて質問させていただきたいと思います。6カ所のプール、一番古い、老朽化しているのは札内東プールで、そして一番運営期間の長く設置している幕別プールも相当老朽化が進んでいると、そういう現状があります。今回、その札内東の水道工事、それから幕別プールのトイレの改修工事が予算化されておりますけれども、これら幕別町の六つのプール、今後、この老朽化の中でどのような計画を持っている

中での今回の修繕なのか、そのことをお尋ねしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（前川雅志） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 初めに、特別支援教育支援員の関係でございます。

委員のお話もありましたように、今年は増員を図っているところでございますが、やはり学校要望の 100%ということにはなっておりません。ある程度の限られた予算の中での優先人員を決めさせていただいての配置ということでございます。ちなみに、学校要望としては、小学校においては 33 名ありました。中学校においては 6 名ということであります。

2 点目の少人数学級の関係でございますが、来年度、35 人以上の学級が幾つあるかということですが、小学校においては 4 学級でございます。ただ、このうち 2 学級が 1 年生、2 年生ですので、この 1・2 年生については 35 人学級ということになりますので、実質 36 人以上 40 人以下となりますと 2 学級ということでございます。

○委員長（前川雅志） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） プールの水道あるいはトイレはどのような計画を持ってやっているのかというふうな話でございます。

水道につきましては、予定しておりますのは、札内東のプールはかなり古い施設ですから、その給水管が老朽化しているということでの取りかえということでございます。

トイレでございますけれども、町内に 6 カ所のプールがございまして、その中に洋式のトイレがないプールが 6 カ所中 4 カ所ございます。これ段階的に、今現在和式になっているわけですから、段階的に全てということの考えは今のところ持っておりませんけれども、そのプールプールごとに様式のトイレを設置していきたいというふうな考えを持っております。

以上でございます。

○10 番（谷口和弥） 将来の使い方については。

○委員長（前川雅志） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） 札内東の町民プールにつきましては、昭和 42 年の建築ということで、六つの中では一番古いプールになってございます。現状を見ますと、老朽化がかなり激しく、プールの泳ぐところではなくて、外のところで、建物の中ですけれども、段差があったり、トイレが外に簡易のトイレになっていたりというようなことで、建物の設置年度が古いこともありましてかなり傷んでおります。そのようなことで、将来的なことから言いますと、3 カ年の位置づけをした中で、そのプールの改修ということについて取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） 谷口委員。

○10 番（谷口和弥） 特別支援教育支援員の人数の件でありますけれども、それでは結局は 33 人の要望がある中で 26 人であると、6 人の要望のある中で 5 人である、そういう状況であるということが今ご答弁の中でわかったわけでありまして。

学校側での、教育現場からの要望については、丁寧に聞き取りをし、そして現状についての教育委員会としての把握もされたことと思いますけれども、その教育現場からの要望というのはどういったものだったのでしょうか。どういったものでしょうかというのは、例えば無理な数字を上げてきたのか、妥当な数字である中でという認識も、教育委員会も持つ状況の中でこういう人数になったのか、その辺の議論の経過をお聞かせいただきたいというふうに思います。

35 人以下学級の実現につきましては、小学校 2 クラスが 4 月からなるのだということでありましたが、本当に残念なことは、昨年の本当に 10 月ぐらいまで、文部科学省は全国的に 35 人以下が必要であるという判断の中で、具体的な案も持ってそれを実現しようとしたけれども、政局の混乱の中で、そして安倍政権が発足してもう間もなく、35 人以下学級の効果がそう見られないというような文言の中で 40 人以下ということにしまったと、繰り返しになりますが、本当に残念なことであります。

そうは言いつつも、やはり文部科学省の判断にもあるように、教育現場からは35人以下学級、もっとと人数がそれよりもさらに少なくなればより丁寧な、一人一人の児童生徒に対する対応ができるということの中で、少人数にしてほしいということの要望は強く出されているところであります。町として教員を独自に採用するということは、やはり大変予算の伴うことだと思うのですが、少人数学級の必要性についての認識と、それから国や道に対して、しかるべき町が実施という判断をしたときには予算措置をするような、またあるいは全国的に35人以下の少人数学級を実現する、そういう要望を強くするべきと考えますけれども、そのことに対してご答弁をいただきたいというふうに思います。

町民プールにつきましては、札内東プール、それから今センターとなっている幕別保健福祉センター横にあるプールにつきましてはちょっとご回答はなかったけれども、いずれにしても本当に老朽化が進んでいて、町民が広く使うにはちょっと厳しい状況がある、そういう施設になっているのだと思うのです。この水道工事や、あるいはトイレの設置がその施設の使いやすさということで根本的な解決になるような、そういう道筋では全くないのだというふうに思うのです。3カ年計画の中でということで、改修ということでありましたけれども、ぜひそのことは進めていただきたいと思いますし、本町にありますプールについても、たくさんの要望が出されていることは10月の決算委員会の中でもお話しさせていただきました。将来的に、近い将来建て替えて、つくり直して、そして通年で泳げる施設にしていきたい、その議論を始めるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 特別支援教育支援員配置の要望についての議論の経過でございますが、特に小学校の低学年において、普通教室に在籍しながらも支援を必要とする子供が多いと。低学年から高学年になるにつれて、発達段階の中でそういう発達障害というのめだんだん薄れてきているような現状がございます。したがって、学校の要望において、低学年においてそういう子供が多い場合には、それなりの措置をさせていただいていると。なお、中学校は、6名の要望に対して5名ということですが、この1名については、ほかの代替措置、例えば心の教室相談員とか、そういう配置が継続されるのであれば、その支援員の配置については望まないというようなこともございましたので、中学校についてはほぼ要望どおりになっているのですが、小学校については、ただいま申し上げたような経過を踏まえて、限られた予算の中で、私どもも判定させていただいたということでございます。

それから、少人数学級については、これは教委連を通じて強く要望を上げているところでございますし、当然、教員の定数改善についても、これを図られなければ強く要望しているところでございますので、今後も教委連、町村会等を通じて要望を強く上げてまいりたいと考えております。

○委員長（前川雅志） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） 札内東プールの3カ年計画といいますか、これからの整備に当たっての議論ということでございますけれども、もちろん計画的に進めるためには議論が必要になってまいりますので、それにつきましては、今後におきましてどのようなあり方がいいのかということで協議をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） 学校教育にかかわってのさきの二つの質問については、お話の中身については理解いたしましたが、一人一人の子供にちゃんと丁寧な対応ができる、その学校に対する支援を引き続き教育委員会のほうでしていただきたいというふうに思いますし、それから少人数学級の実現等については、やはり国に対しての、あるいは道に対しての大きな働きかけが必要なのだと思うのです。これも強く、他の自治体の力とともに継続していただきたい、そのように思っています。これについては、何か追加が答弁があればしていただきたいと思います。特に答弁を求めるものではないです。

三つ目、プールでありますけれども、いろいろな効用が水泳ということにはあるのだというお話も

させていただいたところでありました。学校教育の過程において、学習指導要綱、これ中身については、その全部を支持するという立場にも私はないわけなのでありますけれども、小学校6年においてはクロールと平泳ぎが一定できるということを目標に定めている、そんな内容になっています。このことは、私は、小学校6年生までの段階で、言いかえれば、息継ぎができて、そして継続して泳ぎができるということ、ここまでの到達点というのはやっぱり大事なのだと思うのです。そして、その到達点のことについてもお尋ねしましたけれども、さきの一般質問の中では、そういう到達点であるということについてはちゃんとしたご答弁をいただいていたのですが、恐らく推察するに、水泳を習いに行っている子供さんについては、それはもう十分あるのかもしれないけれども、そうでなくて、学校の授業の中で、ふだんの夏休みや放課後の遊びの中で、そこまでの技術を獲得するというのはなかなか困難な状況もあるのではないかなと。いわばその運営の日数もやはり限られていることの中では厳しいのではないかというふうに思いますし、健康増進や介護予防という視点においても、本当にマタニティから80、90のお年寄りまでができる、それが水泳というスポーツの特質でありますから、健康増進の上でも幅広いコンセプトでもって、通年で泳げるプールの新設についての議論を進めていただきたいというふうに思います。ただ水泳の好きな人が泳げるようにということだけではなかなか理解がされないのかもしれない、建設などにはたくさんのコストがかかることでありますから。そういう点で、幅広い目的でもって、またあるいは、きのうも議論になりました老人福祉センターの今後のことと抱き合わせることも一つの方向性に入れて、町民の健康増進に寄与する施設をつくっていただきたいというふうに考えるのですが、いかがですか。

○委員長（前川雅志） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 私、学校プールの関係でお答えしたいと思います。

これまでも、教育委員会におきましては、いろんな施設の整備を、特に最近におきましては学校の大規模改修ですとか、あるいは耐震化、特に義務教育に関する整備について重点的に、それは期限も限られているということもあったものですから、その辺を重点的に整備してきたところであります。

今後におきましては、学校教育施設のみならず、社会教育施設等々もそういう意味ではいろんな課題もあるところでございますので、的を絞って重点的にやっていく一つのものの中には、特にこのプールに関して言えば、札内の東プール、一番は老朽化も激しいということもありますし、そういう意味では、プールの中では最優先の整備の案件なのだろうというふうに、私ども教育委員会といたしましては捉えているところであります。

ただ、今ご質問にありましたように、温水化で、しかも通年ということになりますと、現実的には、特に冬期間の暖房等が非常にかさんでということで、多くの自治体でもその運営には大変苦慮しているというようなところもあります。しかも、利用人数も、特に冬はそれほど多くない中でという気持ちもあるのでしょうか、いずれにせよ、燃料費が莫大にかかるということもあってなかなかやってみただけでも、その後の運営にも苦慮しているというような話があったところであります。そういうこともトータル含めて、私どもは、特に温水ボイラーを使いまして、これまではオープンする時間を、期間を少しでも長くということに対応してございますが、そういうような手法もいろいろ検討しながら、プールの整備にも今後当たってまいりたいというふうに思っています。

○委員長（前川雅志） 次に、小川委員。

○1番（小川純文） 144 ページから5ページにかけてになろうかと思いますけれども、6目の学校給食センター管理費の中の11節になります需用費の関係で、1点お聞きしたいと思います。

学校給食の中で、私もPTA時代に学校給食運営委員会に参加させていただいたこともあるわけですが、その中で、学校給食の中で学校給食費の未納の関係についてお伺いをしたいと思うのですが、ここに資料にありますとおり、食材費で大体1億4,600万円ほどの食材費がかかって、低所得者対策、いろいろ先ほどもお話ありましたけれども、国の基準より1.3倍程度を見ておるという中において給食費の扶助もあるという中においては、手厚いところもちゃんとしている中で、現状としての給食費の未納分が実態としてはどのぐらいあるのかという点について、まずお答えをいただきました。

いと思います。

○委員長（前川雅志） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） 23年度の収納率の部分でお答えします。23年度につきましては、現年分が97.15%、過年分が6.08%、合計で91.63%となっております。人数と額で言いますと、滞納者人数、現年分が99世帯となっております。未納額で言いますと、現年分で402万565円となっております。

以上です。

○委員長（前川雅志） 小川委員。

○1番（小川純文） 今、収納率で、現年で97%程度いっているということなので、以前よりはだいぶまた少し回収、収納率が若干上がったのかなと思いますけれども、金額ベースでいくと、今でも400万円程度の未納があるという中において、これの収納に当たっての対処方法については、学校関係は絡んでいるのでしょうか、それとも給食センター独自ののでしょうか、そこら辺の収納体制の進め方についてちょっとお知らせください。

○委員長（前川雅志） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） ただいま収納体制ということでご質問ありました件です。

まず、収納体制につきましては、学校のほうでは対応しておりません。給食センターのほうで、独自に対応しております。

それから、対策なのですけれども、まず督促につきましては、給食費の場合、全部で11期ありますので、その納期ごとに督促状を発付しております。さらに、督促後、電話催告、または戸別訪問等を随時実施しております。

以上です。

○委員長（前川雅志） 小川委員。

○1番（小川純文） 学校は関連していないということなので、やはり学校を巻き込むということになりますと、昼の笑顔の給食の時間においても、やはりそういう影響が出てはどうかというものもありますので、他町村においては学校が絡んでいるところもあるみたいですが、我が町においては給食センター独自で収納率向上に向けて対応しておられるということでもありますけれども、それにしましてもやはり400万円という、栄養士さん等々に言わせれば、何とかこの収納がもっと上がることによって、もう一品、本当に子供たちにいろんなメニューを提供したいのだけれども、特に年度末になると非常に苦しいという話をお聞きしている関係もありまして、やはりこれの収納に向けてより一層の努力を進めていって、できる限りこれが改善の方向に向かって、本当に楽しい給食に向けての体制をより一層つくっていただきたいと思いますけれども、それに向けての方策等々ありましたらお答えください。

○委員長（前川雅志） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） ただいま委員が言われましたとおり、日ごろの滞納収納の対策は随時やっておりますが、さらに小まめに、特に滞納されている方もいろんなケースがありますので、その辺の状況も十分把握しながら対応していきたいと思います。

○委員長（前川雅志） ほかに。

東口委員。

○3番（東口隆弘） 149ページ、19節、説明、4スケートリンク交付金についてご質問させていただきます。

それぞれの小学校で、スケートリンクを造成する上に当たっての交付金だと思いますが、それぞれの学校の分配率、それから支出先、これは多分学校ではなく、少年団もしくはPTAかと思いますが、それらの内訳について。それからスケートリンク造成管理・運営の面で、それぞれの問題点等がございましたら、お知らせください。

○委員長（前川雅志） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 造成交付金の内訳でございますが、平成 25 年度で予算を考えておりますのが、糠内小学校 32 万 5,000 円、古舞小学校 34 万 5,000 円、明倫小学校 39 万 5,000 円、途別小学校 32 万 5,000 円、白人小学校 41 万 5,000 円、札内北小学校 41 万 5,000 円、忠類小学校 34 万 5,000 円、幕別中学校 31 万円、糠内中学校 39 万円ということになっております。

なお、この経費の支出先でございますが、主に造成に当たって水まきするときのガソリン代、またそのタンクの修理費、水まきに当たっての使役する方への飲料代、そういうものに充てられていると思います。

また、管理、造成する際の問題としては、今申し上げました車両等の手配、また除雪等の手配が非常に苦慮していると、校内を走るだけですから車検のない車を利用しているのですが、どうしてもやっぱり故障が多いときにはその経費がかさむというようなことはお聞きしているところであります。

○委員長（前川雅志） 東口委員。

○3 番（東口隆弘） それぞれの小学校、中学校で交付金額が違います。これの根拠をまずお知らせいただきたいと思います。

それから、この問題点、車両の整備だとかということにお金がかかる、それから除雪の問題、これはスケートリンクの上を除雪するにはなかなかいろいろ大変かと思いますが、これらをどのようにして解決されているのか、それぞれの造成をさせる団体が解決しているのか、教えてください。

○委員長（前川雅志） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 交付する際の基準として、まず定額として 24 万円がございます。トラックリンクの 200 メートル以上と以下で金額が変わっております。大規模校におきましては 200 メートル以下は 10 万円、小規模校におきましては 6 万円、200 メートルを超える大規模校におきましては 15 万円、小規模校におきましては 8 万円、中リンクがある場合には加算で 2 万 5,000 円、その他のリンク、いわゆるトラックなしの平面リンクの場合には単に 13 万円、ホッケーリンクには 7 万円、こういう加算ということになっております。

あと、管理上の問題ですが、これは私どもも詳細については把握しておりません。ただ、保護者の方のご協力なしにはできない造成、管理でございますので、その地区内において車両等を工夫して工面しているのだらうというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） 東口委員。

○3 番（東口隆弘） PTA、それから少年団のご父兄の方からお話を伺いますと、造成するのも、それから管理をするのもなかなか大変だと。PTA の方からお話を伺いますと、造成に関しては、子供たちが授業なり少年団活動なり使うので頑張ってくると。でも、除雪となると、管理の面ではなかなか大変だと、人が集まりづらくなっているというような問題もあるというようなことで、造成は PTA もしくは少年団の父兄がやっても、管理については町営リンクに移管をするというのですか、形式張らなくてもいいかとは思いますが、管理については町のほうで行っていただきたいというようなお話もありますが、それらについての考えはいかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 現状を申し上げましたように、町内におきましては、今 10 カ所のリンクがございます。これらを全て町の管理のもとということはなかなか難しいものがあるかと思います。ただ、今おっしゃっている現実も私ども理解しているところでございますので、そのほかの支援のほうで、現在の支援のほかに何かいい支援ができないかどうかということについては、今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

○3 番（東口隆弘） 終わります。

○委員長（前川雅志） ほかに。

10 款教育費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費に入らせていただきます。

11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費について、一括して説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（古川耕一） 11 款公債費につきましてご説明申し上げます。

170 ページをお開きください。

11 款公債費、1 項公債費、1 目元金 18 億 3,901 万円、借り入れいたしております起債の償還元金であります。

2 目利子 3 億 260 万 9,000 円、借り入れいたしました起債の償還利子であります。

次のページになります。

3 目公債諸費 13 万 3,000 円、起債償還にかかわる支払手数料であります。

続きまして、12 款職員費につきましてご説明申し上げます。

172 ページになります。

12 款職員費、1 項職員給与費、1 目職員給与費 18 億 6,473 万 9,000 円、本目は特別職を含め、一般会計から支弁する 214 人分の職員の人件費等であります。

2 節の給料は、前年度比 1 名増であります、退職と新採用の新陳代謝によりまして約 700 万円ほどの減となっております。

3 節職員手当等につきましては、総体では前年度と比較しまして 65 万円程の減になっております。

4 節は共済費でありまして、各種共済組合の負担金であります。節の総体では約 660 万円ほど増となっております。

次のページになります。

退職手当組合負担金の精算分が主な要因であります。

7 節賃金は、臨時職員のうち、常雇職員にかかわる賃金。

19 節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

以上が、職員費であります。

次に、13 款予備費についてご説明いたします。

174 ページになります。

13 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 500 万円であります。

以上で、公債費、職員費及び予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

説明が終わったところでありますが、この際、13 時まで休憩いたします。

11 : 55 休憩

13 : 00 再開

○委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

成田委員。

○14 番（成田年雄） 172 ページ、職員手当等、その中の扶養手当の住居手当、時間外手当について伺います。

まず、扶養手当というのは子ども手当のことですか、ちょっと伺います。

○委員長（前川雅志） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 扶養手当につきましては、職員の親族なりの扶養にかかわる、例えば配偶者ですとか、あと子供の関係ですとか、そういった職員の親族を扶養する家族等に対する手当でございます。

○委員長（前川雅志） 成田委員。

○14 番（成田年雄） 一般質問の続きではないですけども、職員費の高騰というか、そういう部分で、

行政改革というのはこういうところからやっていかなければだめかなという発想でこういうことを言っているのですけれども、子ども手当は児童手当だけに今変わっていますよね。だけれども、職員だけがこの扶養手当をもらうというのはよくわからないのだよ、これ。職員費、職員の扶養手当というのは、それなりに給料の中に入っているのではないかなと思っているのだけれども、もう一回ちょっと。

○委員長（前川雅志） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 扶養手当の関係でありますけれども、こういった職員の親族にかかわる扶養の関係の手当につきましては、民間企業やなんかでも支給されているところでもありますので、これ社会的に認められているものだというふうに認識しております。

○委員長（前川雅志） 成田委員。

○14 番（成田年雄） 総務課長、社会的にと言われるけれども、社会的にはそんなのは認めていないのですよ。それはもう公務員だけが認めた話で、社会的には全然認められていないですよ、これ。そこまで言うのだったら、あとは関連の人に伺ってください。

あと、時間外勤務手当というのがちょっと、これが何ぼだ、5,005 万 2,000 円、これはちょっと多過ぎないかな、こんなに残業が多いというのは、どういう趣旨で残業をやったの。確かに必要な部分、参院選だとか、総務課だとか税務課というのは、たまたま残業することが多いと思うのですけれども、普通の職員はそんなに残業、普通というか、普通の事務職でそんなに残業しているのかどうか、この内訳ぐらいお聞かせください。

○委員長（前川雅志） 成田委員、時間外手当以外の質問もありますか。あれば、一括して質問してください。

○14 番（成田年雄） あと、住居手当の、他町村では住居手当廃止ということになっていますが、幕別町ではそういうことを考えられていますかどうか伺います。

○委員長（前川雅志） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） まず、時間外勤務手当の関係でありますけれども、時間外手当の関係につきましては、さきの一般質問の中でも町長のほうからお答えさせていただきましたように、業務の繁忙期、あるいは災害等、突発的な業務に対応するために定められた勤務時間を超えて勤務した場合に手当てされるものでありまして、これにつきましては労働基準法でも認められているところでありまして、民間においても同様に支給されているものであります。ここの予算の積算なのですけれども、職員の給料の 6 % ということで計上してございます。普通交付税の中で、職員給与費の分も積算の中に入っているのですけれども、その普通交付税の積算の中でも 6 % ということで積算をされているところであります。

あと、今年度 25 年度につきましては、参議院選挙の分が 780 万円ほど加わっておりますので、若干昨年よりは多くなっているような現状であります。

それと、住居手当の関係でございますが、先般、帯広市で廃止というような報道がございました。他の町村の状況でありますけれども、現在のところ、まだほかの町村の動きについては出てきていないというのが現状でありまして、参考までに管内の状況をお伝えしますと、うちの持ち家手当、月額 1 万 4,000 円になるのですけれども、これにつきましては、管内的にもちょうどその平均的な数字であるというところであります。

今後についてなのですけれども、ただいま職員組合とも協議をしているところでありまして、26 年度以降、これは 25 年度につきましては、地方交付税の削減に伴う給与削減の関係がございましたから、25 年度はちょっと見送りをいたしまして、26 年度以降に減額あるいは廃止ということで、職員組合のほうとも協議をしているところでございます。

ただ、これにつきましては、住居手当につきましては、国や北海道の場合、官舎ですとか職員住宅が整備されているだとか、町内の定住対策というような観点もございまして、そういった観点で国や道とちょっと違ったような面もございまして、違うような性格もございまして、そういったところ

を勘案しながら慎重に協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（前川雅志） 成田委員。

○14 番（成田年雄） 時間外手当は、参議院選見込での 700 万円、あと残る金額四千数百万円ですかね、そんな残業しているやつ余り見えないのだけれども、夜になると眠たくなるからここで寝ているような感じがするのだけれども、本当に昼間やれば、これ理事者に言いたいのですけれども、残業を払うぐらいだったら早く帰ってもらってほしいのです。本当に緊急時だとか、そういう部分の中では必要なかもしれないけれども、財務だとか総務の選挙、それ以外、全然一般事務員、事務職でそんな昼間に真剣にやっていたら、夜などそんなに残業使うような場面ではないのではないかなと思うのだけれども、それもう一回、一般事務職の残業形態をちょっと教えてくださいよ。

○委員長（前川雅志） 住居手当のほうはよろしいですか。

○14 番（成田年雄） 住居手当は、これは早目に問題解決してほしいなと。

それと、もしこれが幕別町内に住んでいる人だけなのか、地方から来ている人も住居手当が当たるのか、その辺は伺います。

○委員長（前川雅志） 総務部長。

○総務部長（古川耕一） 時間外手当につきましては、参議院選だけなのかということでもありますけれども、参議院選だけではありませんので、町長、一般質問でもお答えしましたように、土日の行事だとか、あるいは災害、あるいは一時的に工事の発注とか重なる場合とか、仕事が平均されていればこういうことはないのでしょうけれども、年間通してある程度忙しい時期というのがありますので、この辺については、一番マックスで職員を配置すればいいのしょうけれども、そうはなかなかありませんので、忙しい時期についてそういう残業というのが生じると、これは私どもは一つの面においてはしょうがないことだろうというふうには思っております。

それと、住居手当に関してですけれども、今、職員組合に提案をさせていただいております。これは来年からということなのですが、成田さん言われますように、早くということなのですが、管内動向等を見まして、その辺は十分対処してまいりたいというふうに考えております。

あと、町内・町外にかかわらず、住居を持っている方については手当が出るようになっております。以上であります。

○委員長（前川雅志） 成田委員。

○14 番（成田年雄） 町外に住居を持っているということは、固定資産税、その他もろもろ、経済の買い物だとか、そういう部分にも関係するのではないかなと思うのだけれども、なるべく町内に職員は必要としているのではないかなという部分で、これも町外を全て切れというわけにはいかないけれども、半分にするとか、3分の1にするとか、なるべく町内に住ませる、そういうような考えはないですか。

○委員長（前川雅志） 副町長。

○副町長（高橋平明） 確かにほかの小さい町では、その町の人口対策といえますか、そういった意味で町内に在住することを義務づけているというか、職員に対して課している町村もあるようです。ただ、私どもの町は、帯広圏全体を見て、その全体の中で、帯広・十勝としてともに歩んでいこうという気持ちがございますので、現に帯広市の職員も幕別町内に住んでいますし、ほかの町のあとの職員も町内に住んでいますので、そういった部分に対しての制限は、もちろんこれは法的にはできませんですから、するつもりもありませんし、今言った住居手当に関しては、ただ私どもは町内・町外問わずに、できれば削減する方向で、廃止する方向でということを進めていきたいなとは思っておりますけれども、これは組合との交渉事ですので、誠意を持って交渉させていただきたいというふうに思います。

○委員長（前川雅志） 成田委員。

○14 番（成田年雄） 誠意を持ってやって、早目にやるということで了承しましたが、それと職員の寒冷地手当というか、11 月から 3 月までという、どうもこれ福祉灯油と同じようなもので、恵まれた職

員が福祉灯油をもらっていいのかなという発想なのだけでも、どうですか、その辺は。

○委員長（前川雅志） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 寒冷地手当の関係でありますけれども、寒冷地手当につきましては、現在は、世帯主あるいはその他の職員に対して 11 月から 3 月までの 5 カ月間で一定の額を支給しているものなのですけれども、以前におきましては、一度に支給していた時期もあったのですけれども、額の見直しを、国の基準といいますか、国家公務員の基準の見直しに伴いまして、減額して月ごとの支給ということになっております。これにつきましては、寒冷地手当につきましては、寒冷地に居住するがゆえに生活費だとか、そういったことの増嵩に対する手当ということで、国家公務員においても認められておりまして、本町におきましても、国家公務員に準じて支給をしているところであります。

○委員長（前川雅志） 成田委員。

○14 番（成田年雄） これは、総務課長、何か慣例だとか中央、これ役人が決めて、役人がまず政策を決めてあれするのだけれども、ただよその町村でやっていますから、中央官庁でやっていますからではなくて、幕別町としてはこれを廃止するのだと、町民と同じ痛みを分け合うのだと、そういうような発想は生まれてこないのかなと思うのだけれども、福祉灯油、1 世帯 5,000 円かそこらだよ。だけれども、これ見たら 2 万何ぼだとか、1 万何ぼの手当がついているところを見ると、あなた方が何か福祉の人なのかなと思うけれども、福祉にはなっていないような、少しその辺も考えて、本当に我々住民の立場に立ったような行政をしてほしいなど。そういうことで、最後に副町長、何か一言してください。

○委員長（前川雅志） 副町長。

○副町長（高橋平明） 給与制度につきましては、ほぼ国家公務員の給与制度を遵守するようという指導がありまして、国と同じ制度を設けさせていただいております。

ただ、現在において、住居手当が国家公務員は廃止しましたので、合わない部分でいくとそこかなというふうには思っております。給与に対する町民からの目線といいますか、町民からのご批判というのは、それなりに私どもも感じておりますので、誤解を受けないような職責を果たしていくことがまず大事だというふうに思っておりますので、そういった部分も含めて、町職員にこれからも仕事に当たるように指導してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） ここで委員長からお願いを申し上げます。

冒頭お願いいたしました、質問につきましては、複数ある場合、一括して質問をしていただきたいと思います。再質問以降につきましても、質問が複数あれば、一括して質問をしていただきたいと思います。

次に、ただいまの件につきまして、関連ありましたら。

関連、小島委員。

○5 番（小島智恵） 成田委員の関連ですけれども、細節 7 の住宅手当、持ち家手当の件についてですけれども、先ほど扶養手当については社会的に認められているというようなお話ありましたけれども、この手当については、社会的に実際認められていないのではないかなというふうに思います。特に、副町長からも、町民からいろいろ批判があるという話がありましたけれども、やはり民間の目線で見ると、なかなかここまで手当が手厚くできていないところがたくさんあると思います。中小企業なんかは特にここまで手厚くできていないと思いますし、またほかにも時間外手当だの、期末手当だの満額支給されている、各種手当も支給されているわけですから、やはりこういったところにきちっとメスを入れていなければいけないかなというふうに思います。

定住対策という意味合いもあるようですけれども、その町外に住んでいる職員に対しても実際は支給していると、これはおかしいのではないかなというふうに思います。そもそも町は、定住対策として、本町に町外から移住されて新築なり中古住宅を住まわれた方に対して補助を出したり、いろいろそういう定住対策もしているわけなのですから、町の職員は町外に住んでいいのか、そういうふうに本当に論理的にはすごく矛盾しているような気がします。

今、協議中というところですが、特にこの町外に在住の職員は大体どのぐらいいるのか、また金額ベースではどの程度になっているのか、おわかりいただけるところはお答えいただきたいと思います。

○委員長（前川雅志） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 町外に在住をしております持ち家手当を支給している職員につきましては、現在7人です。

金額につきましては、月額1万4,000円ということで、年額で言うと16万8,000円になります。

○委員長（前川雅志） 小島委員。

○5番（小島智恵） その町外に在住されている職員にも手当を出しているというところで、そこはきちっとご検討をいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 副町長。

○副町長（高橋平明） 先ほども言いましたように、住居手当そのものを国が廃止しているわけですから、私どももそれに向けて廃止をしたいというふうに考えております。

先ほど言いましたように、職員の住所要件に関しては、通勤可能であれば、私どもとしては町内に住めと言えような法的根拠そのものはございませんので、それはあくまでも職員というか、国民の住む権利でどちらにでも住めるというふうになっているわけです。ただ、今おっしゃられるように、住居手当をでは全部に出しているのはおかしいということでもありますけれども、確かに先ほど言いました小さい町では、自分の町に住まわせることを要件にしていますから、今現在は支給しているので、ほかの町に住んでいる人には出したくないような話もございます。

ただ、私どもとしては、職員としての職責を果たすための給与の中の一部の手当でありますから、それを考えれば、その職員の中でどこに住んでいるかということで差別をすることではないというふうに考えております。ただ、前段申しましたように、住宅手当そのものについては、私どもとしては廃止したいという思いを思っているところであります。

○委員長（前川雅志） ほかに関連ありませんか。

○15番（中橋友子） 手当ではありません。給与全体です。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 私は、職員給与全体でちょっとお聞きしておきたいというふうに思うのですが、さきの本会議、一般質問の中で、今、国が出してきております国家公務員の給与削減に準じて幕別町の地方公務員も下げなさいというようなことがありまして、これは地方交付税の4,000億円の削減というようなこととつなげまして、大変、私たちの考え方としては、固有の権限を侵した指導といいましか、そんなふうには受けとめながら、もともと自主的にきちっと決めていく、そういうものであるはずなのに、こんな形態になっていくこと、しかもそれが復興財源というようなことにつながっていることにも承服できないものがあるのですけれども、さりとてその方向に従って町長は削減に向かわれるようなお答えをされておりました。それで、一体どのぐらい影響が出てくるのか、どんなふうに今、もし今の時点でお考えがあれば示していただきたい、このように思います。

予算書そのものを見ましては、昨年よりも110万円の削減ということでありますから、ここでは出ていないと思うのですけれども、そういう考えをお持ち、しかも25年度の中でやられようとするのであれば、どんな方向で考えていらっしゃるのか示していただきたい、このように思います。

○委員長（前川雅志） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 私のほうからは、額というか、影響額の関係についてお話をさせていただきたいと思います。

現在、組合のほうに提案している内容なのですが、まず給料につきましては、24年のラスパイレース指数が、国の給与削減があったことに伴いまして、本町のラスパイレースが105.7でございます。それを25年度100以下に下げることが、まず第一でございます。

それと、諸手当につきましては、国の例に準ずるということでありまして、影響額につきましては、

まず給料部分につきましては約 4,000 万円、これ 24 年度ベースでの積算になりますけれども約 4,000 万円、それと期末勤勉手当、管理職手当合わせまして 1,900 万円ほど、トータルいたしまして 6,000 万円弱、5,900 万円ぐらいになろうかというふうに思っております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） トータルで 5,900 万円ということは、かなりの、総額で、今、年間 18 億 6,400 万円ということでありますので、そこからまた 5,900 万円、約 6,000 万円の削減ということになれば、ウェートとしては本当に大きないうふうに思います。

いつも申し上げておりますけれども、給与というのは、職員の皆さんの労働に対する対価であり、あるいは生活を支えるものであり、そういった根拠に基づいて試算されて支給される、同時にその地域経済のそれぞれの民間の給与のバロメーターにもなっていくというようなことでありますから、そこから波及する影響はプラスの面はなくて、マイナスの広がりさらに影響が出てくるだろうというふうに思います。これまで、給与削減、何度か提案されてきまして、その都度、年齢構成、子育ての世帯にはなるべく影響を与えないようにとか、さまざまな基準を持って示されてきましたけれども、今回、この 5,900 万円の削減は、職員全体に一律になされるのかどうか、そういった考えについて伺いたいと思います。

○委員長（前川雅志） 副町長。

○副町長（高橋平明） まだ削減すると決まったわけではありませんので、これはあくまでも組合との交渉を提案しているということでございます。

もちろん、国も、給与表によって、給与の高いほうが削減率多くて、若い職員についてはほとんど削減がないと、それに合わせていますので、私どものほうも、子育て世代含めた若い部分についての削減率は低いものとなっておりますので、あくまでも、確かに地域に与える影響ですとか、そういったところは私どもも十分理解をさせていただいておりますし、問題は、十勝管内ほかの町村の動きとかも当然私どもも注視をしているわけですが、そういったところの動きを見ながらという部分もございまして、さらにはこの削減しなかった場合にどのような影響があるのかという、財政的に、国から来る交付金なり交付税なりにどのような影響があるのかということを今現在つかみ切れてはいないわけです。ただ、それぞれ内閣関係者の発言を見ますと、いろんな場面で、国に倣わなかった場合の影響をほのめかしているような部分もございまして、そういったところを見きわめながらではありますけれども、組合とは交渉させていただきたいということで提案をさせていただいているところであります。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） わかりました。そういう姿勢であれば、避けられるのにこしたことはありませんので、ぜひ、全体の財政状況もちろん含めながら、町村一体となって国に対する働きかけも含めて、現状がキープされるように努力をしていただきたい、このように思います。

○委員長（前川雅志） ほかにありませんか。

藤谷委員。

○4 番（藤谷謹至） 昨年の予特の中で、千葉委員から質問が出た部分で、172 ページの 3 節の細目 8、通勤手当ですが、昨年の答弁を見ますと、積算基礎の見直しを検討するというようなところが載っていたのですが、その辺の検討はされたのかどうか。それと通勤手当は、これ交通機関利用の場合と自動車等で通勤する場合、どちらか選ぶような方法、選択になっていると思うのですが、交通機関利用者の人数、月額交通機関の最高額なんてわかれば、それと自動車通っている部分の幕別札内から忠類方面へ通っている職員の人数、逆に忠類から幕別札内に通勤している方の人数、わかれば教えていただきたいと思います。

○委員長（前川雅志） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） まず、通勤手当の検討の状況でございますけれども、先ほどの住居手当、持ち家手当の絡みがございまして、まずは住居手当のほうが先だろうというようなことがございまして、

通勤手当については、現状としては、検討は進んでいないのが現状でございます。通勤手当につきましては、基本的には国家公務員に準拠しているところございまして、ただ距離に応じて、距離数が長くなる部分については割り増しをしているようなところであります。

ご質問の人数、あるいは幕別札内・忠類間の職員数、実際に支給している職員の数については、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、この場ではお答えできませんので、申しわけございません、ご理解願いたいと思います。

○委員長（前川雅志） 藤谷委員。

○4番（藤谷謹至） これ十勝で合併したのが忠類、幕別だけで、通勤にかかわる部分の職員の負担というのは相当なものだと思うのですが、ある程度これ行政としては何人通っているぐらいか把握しておく必要がある。これは防災にもかかわる部分の問題もあるでしょうし、その辺をきちんとある程度把握していただきたいと思いますが、今の質問は通勤手当のほうなのですが、ご存じのようにガソリンが高騰しておりまして、通勤手当の積算基礎の見直しを図ったのが平成19年4月というふうに聞いております。その当時のガソリン単価、125円で設定しているということで、3月11日時点でのレギュラーガソリンの全国平均価格が1リットル当たり155.8円、平成19年4月の単価からリッター30円ほど上がっていると。これ朝早起きしてそれぞれの職場に向かう、長距離を運転して職場に通う職員の負担というのはかなりのものだというふうに思っておりますし、これ40キロ、実際に私も運転しておりますけれども、これが毎日となると結構仕事、勤務状況にもある程度影響する部分もあるのではないかなという考えも持っているわけでございます。

それで、昨年、この積算の見直しを図るということだったのですが、いろいろ難しい部分はあるのでしょうか、ガソリンが高騰している部分で、この通勤に係る部分で、やはり職員でも安いガソリンを求めて、例えばセルフの帯広に行ったり、ガソリン代をかけて安いガソリンを探しに行くというのも自分は矛盾している部分があるかなと思うのですが、やはりこの地域にもスタンドがありまして、最近、ガソリンスタンドが経営できない部分というのもニュースでいろいろ聞いているわけでございます。その辺も加味して、いま一度この積算の基準を見直してはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 総務部長。

○総務部長（古川耕一） 通勤手当の関係でありますけれども、今、確かに改正、総務課長のほうで答えをしたのですが、これは組合とのお話にもなりますので、これにつきましては、組合と十分協議をさせていただいて、今後について検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 11款公債費、12款職員費、13款予備費につきましては、ほか質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出、1款議会費から13款予備費までの審査が終わりましたので、引き続いて一般会計、歳入の審査に入ります。

1款町税より22款町債まで、一括して説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（古川耕一） 歳入につきましてご説明いたします。

15ページをお開きください。

1款町税、1項町民税、1目個人10億1,045万2,000円、農業所得の若干の伸びにより、前年対比で0.4%の増額を見込んでおります。

2目法人1億3,269万6,000円、ほぼ前年並みで計上したところでございます。

2項1目固定資産税10億2,826万円、土地の下落修正などの影響で、前年対比1.3%の減で計上しております。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金1,988万2,000円、公有財産価格の再評価などの影響

で、前年対比で 16.3%の増で見込んでおります。

16 ページになります。

3 項 1 目軽自動車税 5,046 万円、保有台数の微減により、0.4%の減と計上したところでございます。

4 項 1 目町たばこ税 1 億 7,837 万 4,000 円、本年 4 月からの税源移譲により、前年対比で 7.1%増で計上いたしております。

5 項 1 目入湯税 1,019 万 5,000 円、日帰り入浴客は横ばいであるものの、湯治や修学旅行生の利用が増加傾向にあることため、1.7%の増で見込んでおります。

次のページになります。

6 項 1 目特別土地保有税 1,000 円、平成 15 年度税制改正によりまして、それ以後、新たな課税は行っておりません。

2 款地方譲与税、1 項 1 目地方揮発油譲与税 8,000 万円、地方揮発油税総額の 42%相当額が市町村に譲与されるものであります。

2 項 1 目自動車重量譲与税 2 億 2,000 万円であります。

自動車重量税の総額の 40.7%が市町村に譲与されるものであります。

3 款 1 項 1 目利子割交付金 800 万円、交付実績等を考慮しまして、前年度同額で計上をしております。

次のページです。

4 款 1 項 1 目配当割交付金 200 万円であります。

北海道に納入された配当割額の 5 分の 3 に相当する額が市町村に交付されるものであります。交付実績を考慮し、計上いたしております。

5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金 100 万円であります。

配当割交付金と同様に、北海道に納入された株式等譲渡所得割額の 5 分の 3 が市町村に交付されるものであります。交付実績を考慮し、計上いたしております。

6 款 1 項 1 目地方消費税交付金 2 億 3,500 万円であります。交付実績等を考慮し、計上いたしております。

7 款 1 項 1 目ゴルフ場利用税交付金 2,000 万円であります。利用実績等を考慮し、計上いたしております。

次のページ、8 款 1 項 1 目自動車取得税交付金 5,000 万円、交付実績等を考慮し、計上いたしております。

9 款 1 項 1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金 30 万円であります。

10 款 1 項 1 目地方特例交付金 2,500 万円であります。

減収補填特例交付金として措置されるものでありますが、税制改正に伴い、昨年度より減収で見込んでおります。

11 款 1 項 1 目地方交付税 59 億 1,600 万円ありますが、前年度当初比 1.1%の増で計上いたしております。

なお、さきの予算積算基礎でご説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

次のページになりますが、12 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金 500 万円であります。

交付実績等を考慮し、計上いたしております。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林業費分担金 6,012 万 4,000 円であります。

農業基盤整備事業にかかわる分担金であります。

2 項負担金、1 目民生費負担金 9,699 万 3,000 円あります。常設保育所の保育料が主なものであります。

次のページになりますが、14 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料 130 万 3,000 円ありますが、近隣センター使用料が主なものとなっております。

2 目民生使用料 2,498 万 8,000 円、主なものは 2 節児童福祉使用料のへき地保育所保育料、学童保

育所保育料であります。

3目衛生使用料167万5,000円、葬斎場及び墓地の使用料となっております。

4目農林業使用料2,926万6,000円ではありますが、町営牧場の入牧料が主なものであります。

5目商工使用料1,122万円、スキー場リフト使用料及び忠類白銀台スキー場にあります宿泊ロッジ使用料が主なものであります。

6目土木使用料1億6,860万円、次のページになりますが、4節の公営住宅使用料が主なものであります。

7目教育使用料755万6,000円、幼稚園保育料やナウマン象記念館入館料が主なものとなっております。

次のページになりますが、2項手数料、1目総務手数料868万3,000円、戸籍住民票手数料が主なものとなっております。

2目民生手数料2,940万8,000円、3節の通所介護にかかわる介護サービス料が主なものであります。

3目衛生手数料5,247万6,000円であります。主なものは、ごみ処理手数料であります。

4目土木手数料314万7,000円、建築確認申請の手数料及び完了検査にかかわります手数料などあります。

次のページであります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金5億8,163万7,000円、国からの負担金であります。

主なものとしたしましては、障害者自立支援給付費、及び児童手当にかかわる国の負担金であります。

2目教育費負担金は、札内南小学校増築事業が終了したことによる廃目であります。

2項国庫補助金、1目総務費補助金1億290万9,000円、地域の元気臨時交付金が主なものであります。

2目民生費補助金4,433万7,000円、地域生活支援事業や子育て支援交付金が主なものであります。

次のページであります。

3目衛生費補助金274万円、疾病予防対策にかかわる国の補助金が主なものであります。

4目農林業費補助金2,250万円、農業体質強化基盤整備にかかわる国の補助金であります。

5目土木費補助金は1億9,947万5,000円、1節は除雪機械や道路などにかかわるもの、2節は公園遊具等の整備事業に対する補助金、3節は公営住宅や道営住宅にかかわります補助金などとなっております。

6目教育費補助金1,801万2,000円、主なものは2節中学校の施設環境改善にかかわる交付金、3節の幼稚園就園奨励費にかかわる補助金であります。

4節は社会教育費補助金として町民会館の耐震化診断に伴う補助金であります。

次のページになりますが、3項国庫委託金、1目総務委託金9万2,000円、中長期在留者外国人登録事務などにかかわる委託金であります。

2目民生費委託金609万9,000円、基礎年金事務などにかかわる委託金であります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金3億2,845万1,000円、国民健康保険基盤安定費や障害者自立支援給付費、後期高齢者医療保険基盤安定費、児童手当にかかわる負担金などが主なものであります。

2目農林業費負担金710万円、農業委員会職員設置費にかかわる道の負担金などとなっております。

次のページであります。

3目土木費負担金3,450万円、地籍調査事業にかかわる道負担金であります。

2項道補助金、1目民生費補助金9,202万2,000円、障害者や高齢者にかかわる各種事業や児童福祉事業にかかわる補助金並びにひとり親家庭等医療費、乳幼児等医療費などとなっております。

次のページになりますが、2目衛生費補助金30万円、健康増進にかかわる道補助金であります。

3目労働費補助金857万8,000円、緊急雇用対策にかかわる道補助金であります。

4目農林業費補助金1億9,036万7,000円、主なものといたしましては、1節農業費補助金の細節4、忠類地区における中山間地域等直接支払道交付金、細節12の経営体育成支援事業道補助金あります。

3節は各種土地改良事業に伴う補助金。

次のページですが、4節の林業費補助金につきましては、町有林の管理、造成などにかかわる道補助金が主なものであります。

5目商工費補助金66万9,000円、地方消費者行政にかかわる交付金であります。

6目土木費補助金670万円、道営住宅関連整備にかかわる補助金が主なものであります。

7目消防費補助金150万円、消防ポンプ自動車購入にかかわる交付金です。

8目教育費補助金216万1,000円、糠内小学校改修に伴う補助金が主なものであります。

総務費補助金は廃目であります。

3項道委託金、1目総務費委託金6,242万5,000円。

次のページになりますが、2節の道民税徴収事務委託金、4節の参議院議員選挙費にかかわる委託金が主なものであります。

2目衛生費委託金11万6,000円、3目農林業費委託金67万9,000円、4目商工費委託金1万2,000円、5目土木費委託金206万9,000円、樋門管理業務にかかわる道委託金が主なものであります。

次のページになります。

6目教育費委託金309万1,000円、中札内高等養護学校幕別分校への給食配送にかかわる委託金が主なものであります。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入1,628万6,000円、土地及び建物の貸付収入であります。

2目利子及び配当金は27万8,000円で、各種基金等からの利子収入などを見込んでおります。

次のページになりますが、2項財産売払収入、1目不動産売払収入1,552万5,000円、皆伐材等の売払収入が主なものであります。

2目物品売払収入4,537万4,000円、忠類の育苗センター苗木売払収入などであります。

18款1項1目一般寄付金10万円であります。

2目総務費寄付金200万円、まちづくり基金への寄付金であります。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目減債基金繰入金867万5,000円、財源対策債等の償還に充当するため、減債基金から繰り入れをいたしまして、各会計の公債費の支出に充てるものであります。

次のページであります。

2目財政調整基金繰入金2億5,000万円、平成25年度予算における一般財源充当分として繰り入れをするものであります。

20款1項1目繰越金20万円であります。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金3万円、2目の加算金は1,000円、3目の過料1,000円であります。

次のページになります。

2項1目町預金利子1,000円であります。

3項貸付金元利収入、1目社会福祉金庫貸付金元金収入50万円です。

2目ウタリ住宅貸付金元利収入は136万9,000円です。

3目老人保健施設整備資金貸付金元金収入につきましては769万2,000円、ふるさと融資にかかわる老人保健施設あかしやからの償還元金の収入であります。

4目生活環境改善設備資金貸付金元利収入につきましては20万円ですが、トイレ水洗化改善に伴う貸付金にかかわるものであります。

5 目勤労者福祉資金貸付金元金収入は 1,000 万円であります。

6 目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入につきましては 3,547 万 5,000 円。

7 目中小企業貸付金元利収入は 3 億 6,400 万円であります。

次のページであります。

8 目工業団地取得資金貸付金元金収入につきましては 1 億 4,121 万 8,000 円であります。

4 項受託事業収入、1 目総務費受託事業収入 2 万 5,000 円、2 目民生費受託事業収入 1,000 円、3 目衛生費受託事業収入 146 万円、後期高齢者健診受託事業が主なものであります。

5 項雑入、1 目滞納処分費 52 万 7,000 円、2 目弁償金は 1,000 円、3 目の違約金及び延滞利息は 1,000 円であります。

次にページですが、4 目雑入 2 億 2,615 万 5,000 円であります。

1 節は住民健診等負担金、2 節は学校給食費、3 節につきましては、各施設の電話使用料となっております。

次のページであります。

4 節雑入につきましては、ほかの科目に属さない各種収入であります。

続きまして、39 ページになりますが、5 目過年度収入 1,000 円であります。

22 款町債、1 項町債であります。各目に計上している起債のうち、ソフト事業を載せておりますが、主に忠類地域における過疎債充当のソフト事業にかかわるものであります。

1 目総務債 2,560 万円、忠類上当寿の家建設事業債や忠類地域定住対策事業債が主なものであります。

2 目民生債は 2,920 万円であります。忠類へき地保育所運営事業債や古舞保育所増築事業債が主なものであります。

3 目農林業債は 5,420 万円で、各種農業、畜産業などの振興事業にかかわる起債であります。

次のページになります。

4 目商工債 520 万円で、商工観光振興にかかわる起債であります。アルコ 236 整備事業債が主なものであります。

5 目土木債 2 億 4,900 万円で、道路や公園、道営住宅整備関連にかかわる起債であります。

6 目消防債 3,740 万円あります。

次のページになりますが、7 目教育債 5,150 万円、糠内小学校大規模改修事業債が主なものであります。

8 目臨時財政対策債は 5 億 8,000 万円で、普通交付税の財源不足を補うために、市町村みずからが臨時財政対策債を発行しまして補填をする起債であります。

なお、元利償還金につきましては、後年次に全額交付税措置されることになっております。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

ここで説明が終わったところでありますが、14 時 5 分まで休憩させていただきます。

13 : 52 休憩

14 : 05 再開

○委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑をお受けいたします。

芳滝委員。

○11 番（芳滝 仁） 21 ページから 22 ページにかけてだと思いますが、一つは、公共施設、コミセンやスポセン、トレセンの使用料につきましてですが、以前から行革のほうでも見直しというのがされ

ておるようでありまして、今回また期限が切れておったのですけれども、後期 27 年までというふうな形で行革のほうで出されて見直しがありました。どうしてこう伸びておるのか、そして、やはりこのことに関しましては、いろんな指定管理の問題だとかにかかわってくる話だと思うのでありますが、どういう方針で進められていらっしゃるのか、今年、どういう方向で議論をされるのか、お伺いしたいと思います。

もう一つ、同じ項であります、3 の衛生使用料の葬斎場使用料の件であります、近年、帯広も音更も使用料の見直しをしております。また、たしか幕別町は町民が 14 歳以上 8,000 円で、町外の人が 1 万 2,000 円ということだと思います。帯広市は市民は無料で、そして市外からは 3 万 2,500 円、音更も町民は 1,600 円で、町外は 3 万円と、芽室は町民は 2,800 円で、町外は 4,200 円となっていると思うのであります。その辺も確認をさせていただきながら、それに比べて幕別町民は、芽室よりも音更よりも帯広よりも使用料が高い、よくそういう機会に接することがあるものでありますから、どうして幕別はそう高いのということを聞かれるわけです。帯広でしたら、市民は無料なのだけれどもという話がありました。それは、それぞれの町の考え方があるのだらうと思うのでありますけれども、これは一概に、忠類地区の方々は大樹に行っておりますし、また将来にかけて幕別町の火葬場のあり方、最初のほうの火葬場の委託にもかかわってくる話でありますけれども、全般的な考え方もあるかと思うのでありますが、その使用料の見直しから今後のあり方についてどうお考えか、お伺いしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 私のほうからは、火葬場の件についてお話をさせていただきたいと思います。帯広市ですとか、音更、またその他の町村は、芳滝委員言われましたけれども、金額については、そのとおりとなっております。

幕別の火葬場につきましては、昭和 61 年に現在地に移転した時点で新たな条例を制定いたしました。町民の方は 8,000 円、町外の方は 1 万 2,000 円ということで決定をさせていただきました。これは、当時、新しく施設をしたものですから、町民の皆さんにも大変申しわけないのですが、応分の負担をしていただくということで、当時もかなり論議があった中で決定された事項だというふうに思っております。帯広市も、音更町も 3 万円以上ということで、本町については 1 万 2,000 円ということで、非常に金額の設定が昭和 61 年当時から変わっていないものですから、近年、帯広市の住民ですとか、近隣の池田町ですとかから火葬の依頼がふえておりまして、年々町外の方の割合がふえてきているという現状にもあります。

火葬場の使用料につきましては、近隣町村との均衡もありますし、うちの火葬場の機械の損耗等の状況もありますので、町民の方は安くするということは今のところちょっと考えは持っておりませんが、町外の利用者については、今後見直していきたいというふうには考えております。

○委員長（前川雅志） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 公共施設の使用料の関係でございますけれども、公共施設の使用料については、各公共施設かなりの数がございまして、全体の受益者負担のあり方ですとか、あとは使用料の減免の関係、それらを含めまして見直しをするということで、行政改革推進計画前期計画においても計上していたところなのですけれども、なかなかこれが進まないというような現状がございまして、達成できなかったということで後期推進計画にも掲載しているところでございます。

今申し上げましたように、これかなりの数がございまして、利用形態ですとか、どういった負担のあり方がいいのかというようなこともありまして、担当課もかなり多くまたがるような状況でございます。

今後におきましては、後期推進計画の中で、27 年度を目途といたしまして、今言った受益者負担の見直し、減免の見直しを含めて、庁舎内部で検討委員会等を設置いたしまして進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） 芳滝委員。

○11 番（芳滝 仁） 公共施設の使用料につきまして、無料であるということがたくさん喜ばれているという声もあるのでしょうか、また私のところには、ちゃんと使用料取ったほうがいいですよというふうな声もたくさん寄せられておりまして、その辺の町民、そしてさまざまな機関の声を聞かれながら適切に、早急に進めるべきだと思いますし、ご期待申し上げたいと思います。

火葬場の使用料につきまして、町民は下げないと、町外の方についてはご検討されるということでしたか、今の答弁は。それでよかったですね。その辺、町外につきましての判断は、これから数がふえてくることでありますから、検討していくことがいいと思うのでありますけれども、やはり町民につきまして、近郊の自治体と比較しまして、帯広市なんかは無料で、幕別町は亡くなるときもお金がかかるのかみたいな、そういうふうなよく話が聞かされることでありまして、やっぱりその辺も、いわゆる町民の目線と申しますか、レベルと申しますか、その辺のことも勘案しながら、町外のことと町民のその使用料と勘案しながら、何とか少しは幕別町民に対する軽減をしていくというふうな方向がとれないのか。大樹の火葬場も同じですから、8,000 円と 1 万 2,000 円ですから、だからなかなかこっちのほうだけ変えるということが難しいのかもわかりませんが、その辺をひとつまた、今後、議論にのせていただいて考えていただきたいということを申し上げて終わります。

○委員長（前川雅志） ほかに。

増田委員。

○17 番（増田武夫） 1 点お伺いしたいと思います。

15 ページであります。

町民税の法人町民税であります。今年度 1 億 3,269 万 6,000 円計上しているわけでありましてけれども、調べてみますと、平成 22、23 年は決算ベースですけれども、平成 22 年度では 1 億 5,578 万 1,000 円、平成 23 年度は 1 億 4,583 万 6,000 円、平成 24 年の予算では 1 億 3,342 万円、本年度の予算が 1 億 3,269 万 6,000 円、一貫して下がり続けているわけでありまして。特に、22、23 と、24 と下がりが激しいわけでありまして。この辺の推移、これは一つには町の元気度といいますか、そういうものをあらわす一つの数字ではないかというふうに思います。そうした点から、町民税についてどのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 今回、予算の中で積算させていただきましたのは、過去 3 年間の実績と、それに近年、やや景気が持ち直したといえ、やや不景気、まだ景気の動向、町内業者に対する景気は厳しいということで、ちょっと 10%マイナスさせて計上させていただいたものでございます。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○17 番（増田武夫） 法人税の税収がなかなか上がらないと。見てみますと、本町の場合、1 号法人、小さな法人が多いわけで、全体に占める割合としては 1 号法人が 70%を占めているということでありまして。また、平成 22 年度の法人税法人割におきましては、ゼロ円の事業所が平成 22 年度で 62.2%、それから平成 23 年度では 65%と、22 年から 23 年まで若干伸びているというか、ふえているわけでありまして。この辺の数字に本町の法人の方々の苦勞があらわれているのではないかというふうに思うわけですね。こうした法人の状況を改善していくためには、どういう施策を打っていったらいいのか、そのことについてはどのように考えておられるか、お聞きしておきたいと思います。

○委員長（前川雅志） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） これは、国全体の景気が非常にリーマン・ショック以降落ち込んでいて、やや上向き加減とはいいいながらも、落ち込むときは北海道・十勝は真っ先に落ち込んで、回復が一番遅いという、そういう状況に今あるのかなというふうに思っております。そんな中、一つの町が抜本的な手当てをするというのはなかなか難しいとは思っております。ただ、町としてできることとしましては、中小企業の融資のほうの制度も運転資金 500 万円から 1,250 万円ですか、こういう引上げもしておりますし、商工会等いろいろ連携を取りながら、町としてやれるような施策については組み立てていこうかなというふうに思っているところであります。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○17 番（増田武夫） ちょっと視点をもう少し変える必要があるのではないかというふうに思うのですよ。やはり地域の経済を上向かせていくためには、その地域の中で経済をいかに循環させていくか、この視点を持つことが最大の鍵になる。もちろん、今答弁にもありましたように、国の経済状況でありますとか、いろいろなことが大きな要素を占めることはもちろんなのでありますけれども、しかしそうした中でも町が努力していかなければならない点として、いかに経済を地域内で循環させていくかということだと思うのですよ。その一番のいい例が、住宅リフォーム制度のようなことにもしっかりと力を入れていくことでありますとか、小規模修繕の登録制度みたいなものも大きな関連が出てくると思うのですけれども、今回、住宅リフォーム制度は3年間延長していただいたわけでありましてけれども、私たちはもっと使いやすく、恩恵のあるような制度にすることを求めてきたのですけれども、そうした形にはならなかった。帯広あたりでは10万円まで支援するというようなことで、相当殺到していると。20万円以上のリフォームに10万円を援助するというようなことで相当。これをどこの町村も力を入れ出したというのは、いかにその制度によって地域の業者にも仕事が回り、それが地域を潤していくという、そういうことに大きな力を発揮するということで力を入れているわけでありまして。そうした点で、そこにつぎ込むお金がそれだけで終わるのではなくて、地域の経済を動かしていく大きな力になるということもあって改善を要望しているところであります。

また、そのほかにも、私たちは、福祉の予算におきましても、また国保ですとか上下水道料金なども、低所得者などに減免制度を設けることなども提案しているわけでありましてけれども、そのことはそうした低所得者がその恩恵を受けることによって、その受けた恩恵で地域でお買い物をしたりなんなりして、そのお金が地域で循環していくと、そういう形で地域を潤していくのだと思うのですよ。それから、エネルギーの地産地消の問題でありますとか、また、今、先ほども議論になりましたけれども、役場職員の給与を下げないできちんと確保するというようなことも、これも地域の経済にとっては非常に大きな要素になるわけですね。そうした一つ一つの努力によって、地域の経済を上向かせていくと。今、先ほども申し上げましたけれども、やはり小さい法人を中心として法人税法人割りゼロの企業が65%にも上るというような状況をやはり少しでも改善していくことによって、この法人税の税収も上がってくるのではないかと、そう思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 副町長。

○副町長（高橋平明） 確かに今、増田委員のおっしゃられるとおり、地域内での経済の循環というのも大変重要な事項であるというふうには思っております。そういった意味も含めて、いろんな施策を、ご提案を申し上げて、皆さんとご議論いただいて決定をさせていただいているわけでありましてけれども、それぞれの政策に、言ってみれば予算の総額という問題もございますし、それぞれの場面場面にいろんな制約もついて回ることもございます。ただ、委員のおっしゃられるとおり、地域内での法人をいかにして育てていくかという姿勢は十分私どもも認識いたしておりますので、今後もそういった政策に意を用いてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） 増田委員、質問は簡潔にお願いいたします。どうぞ。

○17 番（増田武夫） 例えば住宅リフォームの関係でも、新築で5億円だとか3億円だとかという、そういう工事料にもなるというふうなお話も、答弁もいただきましたけれども、そうした点も考えまして、そういうところに使う予算が決して無駄なものにならないと、地域をしっかりと支えていく予算になるということを考えて、さまざまな福祉施策なり産業振興策をしっかりととっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（前川雅志） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 一般会計歳入につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出にかかわります総括質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○15 番（中橋友子） 1 点だけお伺いしたいと思います。

この予算書の中には予算としては出てこないのですが、町長は、今回、町政執行方針の中で、国内交流の推進ということでご発言がありました。その中で、新たな取り組みとしまして、北海道工業大学との地域連携協定ということを進めたいと。目的は、知的あるいは人的資源、それから情報の提供や人材育成ということで、さまざまな今、私の町で抱えている行政課題の解決にもつなげるのだというようなことでありました。

それで、北海道工業大学につきましては、このたびの庁舎建設に当たりましてアドバイザーという役割も果たしていただくということで、私たちに、決して新しい名前の大学ではないのですが、ただ行政の課題を解決していくという視点で考えたときに、幕別町のまちづくりは、基本は農業であり、そして今求められているのは、3・11 災害の後の防災や、あるいは地域資源というようなことにどちらかというと重きを置いてきているという中で、この工業大学を選ばれたというか、マスコミの報道では大学側からお話があったのだということが書かれておりましたけれども、再度、その経過、そして具体的にどんなことを目指して何をなされていくのか、経費の面ではどうなるのか、大学も札幌と離れておりますので、そういったことにつきましてお答えをいただきたい、このように思います。

○委員長（前川雅志） 企画室長。

○企画室長（伊藤博明） 執行方針でも述べさせていただきましたけれども、その際には大学の持つ知的財産、情報などを町政のさまざまな課題の解決をしていくのに役立ててまいりたいと。

なぜ北海道工業大学かというのは、これは報道もされましたけれども、今、中橋委員もおっしゃられましたように、庁舎の基本設計の事業者の選考に当たりましてご協力をいただいていたというのが始まりであります。その際に、北海道工業大学としましても、今後を見据えて地域貢献をしてまいりたいという強い思いがあって、現に空知郡の上富良野町、それから宗谷郡の猿払村とも、既に連携協定を結ばれております。そのほか、地元の手稲区ですとか、それから独立行政法人の北海道立総合研究機構ですとかとも連携をされております。ですから、決して北海道工業大学だけとしかその連携をしないというのではなくて、まずはそういう、これはお互いの思いが一つになって初めて連携できるものですから、一方的にこちらから働きかけてどうこうというものではありません。どちらかといいますと、こういう連携の場合には、行政側からというよりも、そういう相手側からやってみないかいというのは、我々としても組みやすいといえますか、そういうことがあって、大学としての第 1 号が北海道工業大学でしたけれども、当然、これまでの我が町のさまざまな審議会ですとか、そういう中にあるのは、畜大だったり、それから大谷短大だったりの先生方のご協力もいただいていますから、そういう部分を拒むものではなくて、決してないということをご理解をいただきたいと思います。これお互いの思いが一つになったときに締結できるものだというふうに認識をいたしております。

費用につきましては、基本的には大学も、この提携を結ぶことによって、大学の中に予算を計上して、言ってみれば、全て私どもの予算で何かをするというのではなくて、大学も大学の予算を使ってこちらのほうに出向いてくるということをご理解をいただきたいと思いますので、現状の町の今の一般会計の予算にあっては、特段の大きな予算というのは計上はいたしておりません。

以上です。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） わかりました。地域だけに限らず、必要な情報ですとか知的な財産も含めて、この町で生かせるものは大いに生かしていく。そういうきっかけがあったときには活用する。そういうことは全く否定するものではありません。大事なことだと思います。その上に立って、自分はいろいろ行政執行方針のときには言われなかったのですが、具体的に何をやるかという点では、報道以外に知る機会はなかったわけですが、小中学校向けの出前講座だとか公開町民講座、あるいは町の各種計画プランなどの参画などということが出ております。出前講座など、いろんな学校の持

ち得ているものをどんどん広げていただいて、教えていただく、これはもう本当に子供たちにとっても大事なことだというふうに思いまして、大切なことだなとは思いますが、各種プランだとか、計画に参画していくということになれば、これは計画そのものの性質があるのだと思うのです。それで、こういった計画にどういうふうに協力をいただこうと考えておられるのか。

うちの町まちは今、前段言ったような農業を基盤として町で、まちづくりの根幹はそういうところが出発点だというふうに思うものですから、これが道工大の提携によって、こんなプランやなんかの参画ということになれば、いろんな諮問委員会や審議委員会にも、これからその都度決められると思うのですが、継続的な参加なども見越して、こういった提携も考えられたのかなどというふうに思うものですから、その辺はどうでしょうか。

○委員長（前川雅志） 企画室長。

○企画室長（伊藤博明） 先ほど私、取り組みの内容について説明が足りなくて申しわけありません。今、中橋委員がおっしゃられたように、一つには小中学校での出前授業ですか、それは当然今年度からできるものを着手してまいりたいと思っております。

それと、その各種計画云々というのは、これ例えば本町におきましても、都市計画マスタープランですとか、それから住生活基本計画ですとか、そういうものを定める際には、そういう専門家の視点というものをいただくために、さまざま苦労しながら十勝管内の中で、そういう大学の先生とかにお願いをしているという経緯があります。決してそういうときに、全て道工大から先生を招聘するということではなくて、当然その目的目的に合った中で優れた方がいれば、そういう方にご協力をいただくということで、決して顧問弁護士のように顧問大学になるとかという、そういう趣旨ではありませんので、一つの連携の中で協力できるものについては協力をしていただきたいということで、お互いに、これから今後、本当にこれから調整していく、つくり上げていくという趣旨でありますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） わかりました。ぜひ有効な生かし方、提携したことが町のいろんな計画等の推進にプラスになっていく、前進されるということ、そういうことなのだなと押さえると同時に、やはり地域にも畜産大学や先ほどありましたけれども、北海道の中でも農業関係の大学もいっぱいありますし、そこだけにこだわるものではありませんけれども、こういったことをきっかけに、幅広くいろんな知恵をいただくようなそういった努力もしていただくことも含めて、この今の内容については押さえたい、このように思います。

○委員長（前川雅志） ほかに。

千葉委員。

○19 番（千葉幹雄） 1 点だけ町長に伺いたいというふうに思います。

昨日からの新年度予算審議を通じまして、町長の議会の議決に対する考え方あるいはまたその受けとめ方について、お聞きをしたいというふうに思います。

長いこと行政マンとして、あるいはまた町長として非常に長い経験を持つ町長には釈迦に説法というのでしょうか、大変失礼な話になろうかと思えますけれども、言うまでもなく町長は住民から直接選ばれる町長であります。我々議員も町民から選ばれて議員になったわけであります。いわゆる二元代表制であります。そうした中、もちろん理事者の判断も重いとは思いますが、同時に議会の我々の判断も重いということは論をまたないところであります。

そしてまた、我々の議決したこと、我々の意思、これはある意味では民意であるわけであります。そういった中、理事者と議会はお互いの立場、そういったものをお互い理解し合いながら、尊重し合いながら私は今日まで来たというふうに認識をしております。

個別のことについては問いませんが、議会も当然住民から陳情、請願いろいろ上がってきます。当然やみくもに採択はしてないつもりであります。財政のこと、あるいは優先度合い、あるいは緊急性などを慎重に考慮をして審議をしているつもりであります。そういった意味で、いま一度、

町長の議会の議決に対する考え方、受けとめ方をお聞きをしたいというふうに思います。

○委員長（前川雅志） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） きのうのこの続きなのかもしれませんが、私は議会が議決をされる。もちろん私どもがいろんなことを提案させていただいて、議決をいただかなければ物事は進んでいかないわけですから、お話ありましたように、私どもは私どもの立場、そして議会は議会の権能の中でそれぞれ行政を進めていくということになるのだろーと思っておりますので、私は議決されたことに対する重み、これは今も、今までも何ら変わるものではないというふうに思っておりますので、これからも当然議会と歩調をとりながら、あるいは今もおっしゃられたように車の両輪として町民のために、町のために、議会ともどもに頑張っていきたいと、そういう思いであります。

○委員長（前川雅志） 千葉委員。

○19 番（千葉幹雄） きのうの続きではありませんけれども、きのうの発言、正確には私も定かではありませんけれども、議会で採択したものは全てやらなければならないのかという趣旨の私は発言に聞こえたわけであります。

町長として、安定感というのでしょうか、バランス感覚を非常に持った町長、そういった意味で私は高く評価をしているわけでありますけれども、岡田町長の発言とは思えないようなそういう受けとめ方だと、きのうの発言で私は受けとめたわけであります。

いずれにいたしましても、今、答弁ありました。そういったことだと思いますが、今後採択した案件については、一日でも早くその陳情者あるいは請願者の意に沿うように努力をするという受けとめ方をさせていただきたいと思っておりますけれども、そういった受けとめ方、そういった趣旨で、今後も行政を執行していくということで、受けとめさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（前川雅志） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） きのも申し上げましたけれども、議会がいろんな陳情を採択される。それは我々にとって重いものであるということは当然だと思いますけれども、それが即事業に反映できる、できない、それはいろいろな町としても事情もあるのだろーというふうに思いますので、それらも含めながら、あるいはもう一つは、陳情をされる、片一方では陳情されない事業もたくさんあるわけでありますから、議会の重みというのは、そうした陳情者に対して、そういう採択という結果を出したわけですから、そのことは我々も十分受けとめなければ、住民の意思が通じないわけでありますから、議会を通じて住民の意思を十分受けとめながら、それらに向かって対応していく、実施していくと、頑張っていくと、努力していくということは当然だろーというふうに思っています。

○19 番（千葉幹雄） わかりました。

○委員長（前川雅志） ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 一般会計の総括質疑につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

これより、特別会計の審査に入ります。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

それでは、議案第 4 号、平成 25 年度幕別町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（管 好弘） それでは、議案第 4 号、平成 25 年度幕別町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明をさせていただきます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

第 1 条では、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ 35 億 1,665 万 3,000 円と定めるものであります。

本年度の国民健康保険被保険者総数の見込みは 8,490 名となりまして、前年度見込み人員と比べま

して 210 名の減、率にいたしまして 2.4%の減となっております。

第 2 項では、歳入歳出の款項の区分及び金額につきましては、第 1 表、歳入歳出予算とするものであります。

第 2 条では、一時借入金の借入限度額を 1 億円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出事項別明細につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、歳出からご説明をいたします。

15 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目総務管理費、本年度予算額 6,840 万 6,000 円であります。

本目は、一般職 8 名の人件費のほか、国保事業全般にかかわります事務経費を計上いたしております。

16 ページになります。

2 目連合会負担金、本年度予算額 109 万 6,000 円であります。

本目は、北海道国保連合会への運営費負担金であります。

17 ページになります。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費、本年度予算額 608 万 4,000 円であります。

本目は、国保税の賦課徴収に係る経費を計上いたしております。

19 節負担金補助及び交付金は、十勝圏複合事務組合負担金で、滞納整理機構への負担金であります。

18 ページになります。

3 項運営協議会費、1 目運営協議会費、本年度予算額 52 万 5,000 円であります。

本目は、国保運営協議会委員 9 名の報酬などにかかわる経費を計上いたしております。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、本年度予算額 19 億円であります。

本目は、一般被保険者の医療機関での診療に対します診療報酬の支払いに係るものであります。一般被保険者を 8,040 人、1 人当たりの給付額を 23 万 2,000 円と見込んでおります。

前年との比較では 80 名の減となっております。

次のページになります。

2 目退職被保険者等療養給付費、本年度予算額 1 億 3,700 万円であります。

本目は、退職被保険者と退職被扶養者の現物支給費にかかわりますものであります。

被保険者を 450 人、1 人当たりの給付額を 30 万 4,000 円と見込んでおります。

前年度見込みより 2 名の減となっております。

3 目一般被保険者療養費、本年度予算額 2,350 万円であります。

本目は、一般被保険者が、柔道整復師の施術を受けた場合など補装具などを購入した場合の償還払いであります。

次のページになります。

4 目退職被保険者等療養費、本年度予算額 160 万円であります。

本目は、3 目と同様、退職被保険者等の現物給付にかかわるものであります。

5 目審査支払手数料、本年度予算額 642 万 6,000 円であります。

本目は、診療報酬明細にかかわります資格審査及び医療費の支払い等の審査事務にかかわる経費であります。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、本年度予算額 2 億 4,000 万円であります。

次のページになりますが、2 目退職被保険者等高額療養費、本年度予算額 2,400 万円であります。

3 目一般被保険者高額介護合算療養費、本年度予算額 29 万円であります。

本目は、医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額となる場合に負担を軽減するものであります。

4 目退職被保険者等高額介護合算療養費、本年度予算額 10 万円であります。

本目は、退職被保険者等の高額介護合算療養費であります。

次のページになります。

3 項移送費、1 目一般被保険者移送費、本年度予算額 20 万円であります。

2 目退職被保険者等移送費、本年度予算額 1 万円であります。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、本年度予算額 2,101 万 1,000 円であります。

本目は、被保険者の出産に対し、1 件当たり 42 万円を出産育児一時金として給付するものであります。50 件分を計上いたしております。

次のページになります。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費、本年度予算額 150 万円であります。

本目は、被保険者が死亡した際に、その被保険者の葬祭を行うものに葬祭費として給付するものであります。50 件分を計上いたしております。

3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金、本年度予算額 4 億 4,700 万 2,000 円であります。

本目は、後期高齢者医療制度で医療を受けられる方の医療費に係る保険者負担分で、後期高齢者支援金といたしまして、社会保険診療報酬支払基金へ支出するものであります。

2 目後期高齢者関係事務費拠出金、本年度予算額 3 万 2,000 円であります。

本目は、事務費について支払基金に拠出するものであります。

次のページになります。

4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者納付金、本年度予算額 25 万 1,000 円であります。

本目は、65 歳以上 75 歳未満の被保険者、いわゆる前期高齢者に係る給付費及び後期高齢者支援金について保険者間の前期高齢者の偏在による負担の均衡、不均衡を調整するための費用負担であります。

支払基金へ支出するものであります。

2 目前期高齢者関係事務費拠出金、本年度予算額 3 万 1,000 円であります。

支払基金への事務費拠出金であります。

5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金、本年度予算額 1,000 円であります。

本目は、国保被保険者のうち老人保健制度で医療を受けられる方の医療費に係る保険負担分で、支払基金への拠出金であります。

なお、平成 19 年度で老人保健制度は終了しておりますが、医療費の月おくれなどにかかわる精算金があった場合に拠出を行うものでございます。

2 目老人保健事務費拠出金、本年度予算額 2 万円であります。

本目は、1 目とかわかります事務費拠出金となっております。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金、本年度予算額 1 億 8,825 万円であります。

本目は、国保被保険者のうち 40 歳から 64 歳までの介護保険第 2 号被保険者にかかわる介護保険料負担分を支払基金へ納付するものであります。

次のページになります。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金、本年度予算額 9,715 万 9,000 円であります。

本目は、高額医療費の発生に係る財政運営の安定、不安定を緩和するために、国保連合会が実施主体となつて行う再保険事業に、道内の市町村が拠出するものであります。1 件 80 万円を超える高額医療費が本事業の対象となっております。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金、本年度予算額 3 億 2,198 万 6,000 円であります。

本目は、1 目同様、国保連合会が実施主体となつて行う高額医療費に係る再保険事業でありまして、

本事業につきましては、1件30万円を超えて80万円までの高額医療費が対象となっております。この二つの共同事業につきましては、平成25年度まで暫定措置とされておりましたが、平成26年度も延長し、平成27年度からは恒久化されるものであります。

3目その他共同事業事務費拠出金、本年度予算額3,000円であります。

次のページになります。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、本年度予算額1,518万7,000円であります。

13節の委託料はメタボリックシンドロームの予防、解消を重点を置いた生活習慣病予防のための特定健診、特定保健指導にかかわる経費を計上いたしております。

次のページになります。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費、本年度予算額158万円であります。

本目は、健康の保持、増進を目的といたしました保健事業や医療費通知に要する経費を計上いたしております。

9款公債費、1項公債費、1目利子、本年度予算額5万円であります。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、本年度予算額300万円であります。

2目退職被保険者等保険税還付金、本年度予算額10万円であります。

次のページになります。

3目償還金、本年度予算額3,000円であります。

4目一般被保険者等還付加算金、本年度予算額20万円であります。

5目退職被保険者等還付加算金、本年度予算額5万円であります。

11款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額1,000万円であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入について説明させていただきます。

8ページにお戻りいただきたいと思います。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額8億4,368万9,000円であります。

2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額4,869万8,000円であります。

次のページになります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、本年度予算額5億8,609万5,000円あります。

本目は、一般被保険者の療養給付費及び後期高齢者支援金、介護納付金に係る国の定率負担分となっております。昨年度から32%分となっております。

2目高額医療費共同事業負担金、本年度予算額2,428万9,000円あります。

本目は、高額医療費共同事業拠出金に係る国の負担分であります。

3目特定健康診査等負担金、本年度予算額334万円あります。

本目は、特定健康診査及び特定保健指導に係る国の負担分であります。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、本年度予算額1億4,230万円あります。

本目は、市町村間の国保財政力の不均衡を調整するために国から交付されます財政調整交付金を計上いたしております。

2目出産育児一時金補助金、これにつきましては、廃目となっております。

次のページになります。

3款療養費給付金等交付金、1項療養費給付金等交付金、1目療養費給付金等交付金、本年度予算額1億6,878万4,000円あります。

退職被保険者等の療養給付費及び後期高齢者支援金を支払う財源といたしまして、支払基金から交

付されるものであります。

4 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金、1 目前期高齢者交付金、本年度予算額 9 億 969 万 3,000 円であります。

前期高齢者の療養給付費等を支払う財源といたしまして、支払基金から交付されるものであります。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目高額医療費共同事業負担金、本年度予算額 2,428 万 9,000 円であります。

高額医療費共同事業拠出金に係る道負担分であります。

2 目特定健康診査等負担金、本年度予算額 334 万円であります。

特定健康診査に係る道負担分であります。

次のページになります。

2 項道補助金、1 目都道府県財政調整交付金、本年度予算額 1 億 6,000 万円であります。

6 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、1 目高額医療費共同事業交付金、本年度予算額 8,000 万円であります。

高額な医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するために、国保連合会が実施主体となりまして行う再保険事業による交付金となりますが、1 件 80 万円以上の高額医療費が対象となっております。

2 目保険財政共同安定化事業交付金、本年度予算額 2 億 9,000 万円であります。

1 目同様、国保連合会が行うものでありまして、1 件 30 万円を超える 80 万円までの医療費が対象となっております。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額 2 億 3,201 万 4,000 円であります。

1 節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は、低所得者に対して実施いたしております国保税の減額分、いわゆる 7 割、5 割、2 割の軽減相当額のうち、一般被保険者に係る額を繰り入れるものであります。

2 節の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）でありますけれども、国保財政の基盤安定化策であります低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担分を軽減するために繰り入れるものであります。

25 年度までの暫定措置とされておりましたけれども、26 年度も延長し、27 年度からは恒久化措置をされるものであります。

3 節職員給与費等繰入金、総務省が示しております国民健康保険特別会計に対します一般会計の繰り出し基準に基づきまして、国民健康保険の事務に要する人件費及び物件費等を繰り入れるものであります。

次のページになります。

4 節出産育児一時金繰入金、同様に繰り出し基準に基づきまして繰り入れるもので、50 件分を計上いたしております。

5 節財政安定化支援事業繰入金も、同様に基準に基づきまして繰り入れるものであります。

6 節その他一般会計繰入金は、一般会計で実施をいたしております重度心身障害者医療費助成など、いわゆる福祉医療の実施に伴いまして生ずる波及増分を医療費の保険者負担分の 7 割などの相当額と、医療費の審査支払手数料相当額及び平成 20 年度から実施いたしております特定健康診査において、70 歳以上の受診者がこれまでの健康診査同様に無料で受診できるように、自己負担 3 割相当額を一般会計から繰り入れるものであります。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度予算額 1,000 円であります。

9 款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、本年度予算額 1,000 円であります。

2 目退職被保険者等延滞金、本年度予算額 1,000 円であります。

次のページになりまして、2 項預金利子、1 目預金利子、本年度予算額 1,000 円であります。

3 項受託事業収入、1 目特定健康診査等受託事業収入、本年度予算額 1,000 円であります。

町内に住所を有する被保険者の被扶養者に対する特定健康診査を受診した場合、事業収入を見込んでおります。

4 目雑入、1 目滞納処分費、本年度予算額 1,000 円であります。

2 目一般被保険者第三者納付金、本年度予算額 1,000 円であります。

3 目退職被保険者等第三者納付金、本年度予算額 1,000 円であります。

4 目一般被保険者等返納金、本年度予算額 10 万円であります。

5 目退職被保険者等返納金、本年度予算額 1 万円であります。

次のページになりまして、6 目保険医療機関返還金、本年度予算額 2,000 円であります。

7 目雑入、本年度予算額 1,000 円であります。

10 款連合会支出金、1 項連合会補助金、1 目超高額医療費共同事業交付金、本年度予算額 1,000 円であります。

本目は、超高額な医療費に係る共同事業に伴います交付金といたしまして、北海道国保連から交付されるものであります。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりました。質疑をご予定の方はいらっしゃいますか。1 人ですか。この際、15 時 10 分まで休憩をいたします。

14 : 59 休憩

15 : 10 再開

○委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

寺林委員。

○2 番（寺林俊幸） 国民健康保険会計の基礎となります財政状況についてお伺いいたします。

全般になるかと思いますが、さきの 3 月の補正予算において、1 億円の繰入金が決められたわけでございますけれども、25 年度については、どのような状況になるのか、予想でも構いませんので、お知らせいただきたいと思います。

また、先日新聞報道で帯広市、また池田町において料率の改定を予定される旨の報道がありました。幕別町においては、どのような状況になっているのか、全体の運営状況を、また見通しをお伺いしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 国保の財政状況なのですが、先般 3 月の補正予算で 1 億円を繰り入れさせていただきました。ご説明をしたのですが、国保の税の減収がございますし、それと療養給付費の増加がありまして、非常に財政状況としては厳しい状況となっております。

また、まだ歳入歳出が確定しておりませんが、平成 24 年度につきましては、現在のところ、まだ相当の赤字が出るのではないかとというふうな予想を立ております。先般、民生部長からもお答えをいたしておりますが、1 億円以上の赤字が見込まれる状況というふうに捉えております。

また、そのような状況の場合は、今回予算を組ませていただいているわけですが、平成 24 年度は平成 25 年度の予算を繰上充用させていただきまして、対応したいというふうに思っております。

また、帯広、池田が料率の改定ということですが、本町におきましても繰上充用をせざるを得ないという状況になったときは、料率の改定も視野に入れて、今後検討していかなければならないかなというふうには思っております。

○委員長（前川雅志） 寺林委員。

○2 番（寺林俊幸） 25 年度についても、なかなか見通しは厳しい状況にあるというようなご答弁です

けれども、財政状況を予算の中から見せていただきますと、近年なかなかうまくいっていない状況にあるかなということで、繰入金についても2億2,000万円、3,000万円というような繰り入れ金額が載っていて、慢性的な傾向にあるのかなということは見てとれるわけですが、料率改定はすることもあるかもしれないということでもありますけれども、今現状として健康保険税を納める中で、国の財政状況がなかなかうまくいかない、また所得も伸びてこないというような中で、料率を改定して税を徴収するというようなことになって、なかなか見えてくるものがないのではないかと。かといって、限度額を超えた対象者から、また取るとするというようなことには、なかなかならないのだろうというふうに思いますけれども、しからばどういふことを考えていかなければ国民健康保険会計を安定したものにしていくかということが見てとれないわけですが、今後、またさらに新たな考えがあるのであればお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○委員長（前川雅志） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 今、町民課長から財政状況については申し上げましたとおりでございます。

料率改定等については、まだ現実のところとしては、具体的にどうするという考え方を持っているわけではないのですが、一つの手法としては料率改定を行う、もう一つは、一般会計からの繰り入れを行う、このような方法ぐらしか財政運営を安定的に持っていく方法としてはないのだろうと。今、料率改定をやったからといって、2億円の財源を生み出されるかといったら、これはまたなかなか非常に厳しいという状況であります。このような状況というのは、平成22年度は、約8,000万円の繰越金というのが出ました。それをもって23年度は運営をできたと。23年度は、約4,400万円ぐらゐの繰越金を持った。ただ、この繰越金が全額国への償還還付金というようなことになっておりました。ですから、23年度から24年度に繰り越しというのが、全くなかったというのが一つでございます。その段階で、繰り越し財源が見込めなかったということは、非常に医療費の伸びなどに対する対応ができない状況にあったというようなことでございます。私どものほうとしては、そのような状況の中で、今回は3月に1億円補正をさせていただきまして、何とか当面の支払い等に対する部分については手だてをさせていただいたのですが、さらにまだ赤字が見込まれるというような部分になっているというのが現状です。

しからば、方法として何があるのかといったら、あと限られた部分としては、国が今、税と社会保障の一体改革、消費税を引き上げた中で、医療に対してどのような手だてをしてくれるのかと、この部分を今注視をしているというところでございました。

先日、国保の部分については、国の厚生労働省のほうで国保を担当する課長が話をしているわけなのですが、その説明の中では、今出てきている部分としては、低所得者層に対する手だて、これについてはある一定の考え方というのは見えてきているのですが、それ以上に対する、すなわち全国的な国保事業が赤字になっている部分に対する手だてというのが、なかなか見えてこない。最終的には参議院選挙が終わった後というような言い方をしておりますけれども、非常に厳しい状況であります。ですから、町長も前からお話しされておりますように、国に対して、やはり公費負担の割合をふやしていく、このようなことについては強く求めていかなければならないだろうと、そのような形の中で、国保会計が安定していくようなことを目指していきたいというような考え方です。

○委員長（前川雅志） 寺林委員。

○2番（寺林俊幸） 今、言われるように、26年4月から社会保障と税の一体改革の中で、当然、地方の国民健康保険会計も安定するものと、そういう方策を打っていただけるのだというようなことも私は期待しているわけですが、なかなかその社会保障の部分の改革については見えてこない。今ご説明あったように、その一部が見えているだけであって、具体的にどういう形でやっていただけるのかということがわからないということでありました。私もこういう厳しい財政で運営している国民健康保険会計、幕別町だけではなく地方自治体全てのところで大変厳しい状況にあるのだろうというふうに推察しております。このことから、やはり国に強く改革をしていただけるように訴えていくこ

とが必要なのだろうというふうには思っています。

また、今 TPP が参加交渉に向けて安倍総理大臣がかじをとったという中にも、そのテーブルにのせる中に国民皆保険もテーブルにのるのであるというようにもささやかれております。このようなことも含めながら、さらに町長には、強く国に訴えていただきながら安定した国民健康保険会計を守っていただくということが必要なのだろうということを考えております。それについて、今後具体的な訴え方ということはないかと思えますけれども、もしお考えありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（前川雅志） 副町長。

○副町長（高橋平明） 今、寺林委員がおっしゃられていたように、もう地方の手法をもって、地方独自で国保を安定的に運営していくというのは、もう全ての市町村が、これは無理だということはおわっております。この声を大きくして、国に社会保障の改革の中で、国保財政が安定的に運営をできるように求めていくというふうにしたいと思っております。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○17 番（増田武夫） 1 点だけでありますけれども、ただいまの話にもありましたように、国保税の年々引き上がっていく状態にある中で、やっぱり町として、ひとつ思い切って踏み出していただきたいのは、44 条による窓口負担の軽減であります。現在のところ、災害ですとか、いろいろな失業だとか、そういう事態にならなければ適用されないということで、非常に利用も少ないということも伺っているわけであります。そうした点で、やはり恒常的に、この低所得に苦しんでいる人にもこの 44 条の軽減を適用することができるように、ぜひ踏み込んでいていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 窓口負担の部分につきましては、一昨年から取り組みをしておりますけれども、これは恒常的に低所得にある者にも拡大をせよというようなお話だと思えますけれども、医療制度の中では、非常にこれは厳しいのではないかと。恒常的に低所得であって医療が対応できないと、医療費をお支払いできないという方については、やはり生活保護とか、そのような中で対応すべきではないかと。国のほうも生活保護の保護費の切り下げという一つの方法の中で、住宅費についての援助、それから医療費の部分に対する援助、こういったことも今、具体的に低所得層に対する支援として打ち出してきております。ですから、そのような形の中で対応していかないと、今お話ししましたように国保財政がこのように厳しい折ですから、さらにその部分の負担をふやしていくということは、なかなか構成している保険者、被保険者の中にもなかなか理解というのは得られないのではないかなというような考え方を持っておりますので、今の形の中で進めさせていただきたいと考えております。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○17 番（増田武夫） 今、日本の生活保護制度というのは、捕捉率が非常に低い状態にありまして、生保基準以下に生活している人、これが生保を受けていない人が非常に多いわけですね。やっぱりそういう人が全部生保を受けるようにすればいいのではないかというけれども、なかなかそういう状況に国のほうも対応していかない、なかなか受けられない状況というのが続いているわけであります。そうした自分で頑張るのだと、そうしている人が、やはりこれだけの厳しい国保税を払っているわけですから、その上にさらに 3 割なり 1 割なり 2 割なりの窓口負担、これが障害になって、なかなか病院に行けないという実態もあるわけですから、やはりそれは 44 条の適応を、そうした恒常的な低所得者にも適用すべきだと、このように思います。ぜひ、そうしていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（前川雅志） ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 国民健康保険特別会計予算につきましては、ほかの質疑がないようであります

ので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第5号、平成25年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、議案第5号、平成25年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

34ページをお開きいただきたいと思います。

第1条では、歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それぞれ3億2,552万2,000円と定めるものであります。

第2項では、歳入歳出の款項の区分及び金額につきまして、第1表、歳入歳出予算によるものと定めるものであります。

それでは、歳入歳出事項別明細につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、歳出からご説明いたします。

42ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額986万3,000円であります。

本目は、後期高齢者医療に係る一般職職員1名の人件費のほか、事務に係る経費が主なものであります。

43ページになります。

2項徴収費、1目徴収費、本年度予算額94万5,000円であります。

本目は、後期高齢者医療保険料の徴収事務に係る費用となっております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額3億1,256万4,000円であります。

本目は、後期高齢者医療広域連合納付金ですが、細節3は後期高齢者医療の運営主体であります北海道後期高齢者医療広域連合の事務費に充てる市町村分の負担分となりまして、全道の市町村が均等割10%、75歳以上の高齢者人口割40%、そして総人口割が50%ということになっております。

細節4は、被保険者から徴収した保険料及び保険料軽減分として一般会計から繰り入れた金額を、北海道後期高齢者医療広域連合に納付するものであります。

次のページに入りまして、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金200万円であります。

2目保険料還付加算金5万円であります。

次のページに入りまして、4款予備費、1項予備費、1目予備費10万円あります。

以上で、歳出の説明を終わります。

39ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入です。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料、本年度予算額2億3,780万円あります。

保険料等につきましては、平成24年度と同様の料率で算出しております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料1,000円あります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額8,555万7,000円あります。

1節の事務費等繰入金は、北海道後期高齢者医療広域連合の事務費に係る市町村負担分並びに人件費や物件費等、後期高齢者医療の事務に要する費用を繰り入れるものであります。

2節保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険料の減額、いわゆる7割、5割、2割の軽減相当額及び被保険者の被扶養者に対する保険料の軽減額を繰り入れるものであります。

次のページになります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金10万円あります。

5項諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金1万円あります。

2 目過料 1,000 円であります。

2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 200 万円であります。

2 目還付加算金 5 万円であります。

次のページに入ります。

3 項預金利子、1 目預金利子 1,000 円であります。

4 項雑入、1 目滞納処分費 1,000 円であります。

2 目雑入 1,000 円であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○15 番（中橋友子） 1 点だけお伺いします。

北海道後期高齢者広域連合から委託事業として健診の業務を幕別町が担っておられます。この健診率がなかなか上がらないということで、決算等でも発言をさせていただいてきたところなのですが、本年度の予算の中では、どのような目標を持って、どのような取り組みを予定されているか、お伺いいたします。

○委員長（前川雅志） 国保医療係長。

○国保医療係長（合田利信） 後期高齢者の健診であります。取り組みとしては、これまでの健診について、かかりつけ医だとか、実際にふだんの高齢者にかかわる病でかかっている面が多くて、なかなか健診率が上がらないと。なかなかこの健診率を上げる状況には至らないのですが、このことについても、例年のとおりの中健診を進めていくとしか、今、考えるところはないのですが、これについては、これまでのアンケートの中でもふだん、もう自分の体のことは自分がわかっているという状況もあって、なかなか進まないのが現状であります。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） これまでと同じ取り組みだったら、向上することは余り期待できないと思うのです。それで、実は北海道の後期高齢者の広域連合としても、この健診が全国で比べて半分以下だということで、健診を上げようという取り組みがされています。そういった情報は、こちらにも届いていると思うのですけれども、それで道としては、10%を超えよということで頑張ってきたのですけれども、幕別は、なかなかそこに到達しないのです。隣の音更は 20%を超え、帯広も 20%近くをいくという中で、どうしてこうなるのだろうということで、いろいろこれまでの町の考え方や、それから先進のところを見てみますと、やっぱり今お答えの中にありましたけれども、病気で医療機関にかかっている人たちを対象外としているところが、健診が上がらない理由の一つになっている。というのは、生活習慣病等で病院にかかっている、入院しているというのはもちろんあるのですけれども、それはそこでの治療であって、体全体をどのような状況かというふうに掌握するものではない。そこで、高い健診率のところでは、そういった方たちにもきちっと個別の案内をされて、そして大きな腫瘍などの疾患も見つけて、そしてそれを早期に治療して安心して暮らせる、そういう状況にもつなげているのです。ですから、そういった手法を実践例でいろいろ伝えられていると思いますので、ぜひそういったことを取り組んでいただきたい。このことが、やはり健康を守ることとあわせて、医療給付費の削減にもつながるということが大きいと思うのです。どうでしょうか。

○委員長（前川雅志） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 今お話しのように、日ごろからのやはり高齢者等の話との中で、病院にかかっている方については、その診療科目だけではなくて、総体的な形の中で、年に 1 回は受けてもらうとか、そのようなことというのは、大変大事なことだと思っております。

今、私どもも保健課のほうとも連携をとりまして、日ごろの日常活動の中で高齢者のところにお伺いした際に健診を進めるとか、または診療所のほうともいろいろと意見交換をさせていただいて、そ

ういった形のものをお勧めしていただくとか、そのようなことについては、手だてを講じてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） 提案になるのですけれども、先ほど国保の中で特定健診の予算も組まれておりました。この特定健診そのものも健診率を上げて、そのことが健康な体の保持につながっていくと、もちろん医療費にもリンクするということで取り組んでおられます。

後期高齢者、これ 75 歳になったからということで、そこで区切って別手だてになって、幕別町は応援という意味で無料でやっているということは評価される場所なのですから、ぜひその区切りをどちらも、うちの町民なわけですから、リンクさせて、一緒に健診率を上げていくと、そういうふうにすることによって、全体の健診も上がり、重病になって病院にかかるという人を減らしていくというような取り組みが今後必要ではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） まさに委員のおっしゃるとおり私ども健診を担当している課といたしましても、特定健診と同じように、今期に関しては受診率を上げるべくいろいろやっています。

今回、特定健診のほうと大きく違う形で、受診券については、後期の方については全員に配布するという形をとっていない形で、申し込まれたときに送り出すという形にしていたものを、次年度については、後期高齢のほうと協力いたしまして、何かを送付する際に、今年度の健診にお使いくださいという形のものを持っていきたいということが 1 点と、あと町内の嘱託医の先生たちとお話をさせていただいているときに、やはり何か例えば高血圧でかかっているとしても、年に 2 回程度の後期高齢者健診の項目とまではいかないのですけれども、一般血液検査をやっていると。それを医療費として扱っているものだから、それがどうしてもその検査の中で足りているという感覚が多いのは確かであると。なので、私どももその辺について、もう一度委員のおっしゃるように、それを全体に広げるような後期の健診として進めていきたいというふうに次年度の目標にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（前川雅志） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 後期高齢者医療特別会計予算につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 6 号、平成 25 年度幕別町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、議案第 6 号、平成 25 年度幕別町介護保険特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

50 ページをお開きいただきたいと思います。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 22 億 7,332 万 4,000 円と定めるものであります。

歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算をご参照いただきたいと思います。

それでは初めに、歳出からご説明申し上げます。

64 ページになります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額 1,776 万 1,000 円であります。

本目は、職員 2 名分の人件費のほか、事務経費であります。

次のページになります。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費、本年度予算額 70 万 6,000 円であります。

本目は、介護保険料の賦課徴収に要する費用であります。

3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費、本年度予算額 1,441 万 2,000 円であります。

本目は、介護認定審査の委員 20 名の報酬並びに費用弁償のほか、審査会を担当する職員 1 名分の人件費、その他認定審査会の運営に要する費用となっております。

67 ページになります。

2 目認定調査等費、本年度予算額 1,684 万 1,000 円であります。

本目は、認定審査会に係る資料などの作成に要する費用となっております。

68 ページになります。

4 項介護保険運営等協議会費、1 目介護保険運営等協議会費 21 万円であります。

本目は、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の推進に対しましてご審議をいただくための委員報酬となっております。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費、本年度予算額 5 億 7,389 万 2,000 円であります。

19 節の負担金補助及び交付金の細節 3 は、ホームヘルプサービス、訪問介護など 11 種類の在宅のサービスに係る保険給付費となっております。

69 ページになります。

2 目地域密着型介護サービス等給付費、本年度予算額 7 億 5,361 万 8,000 円であります。

認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護ほか、地域密着型特別養護老人ホームに係る保険給付費となっております。

次のページになります。

3 目施設介護サービス給付費、本年度予算額 5 億 2,320 万 3,000 円であります。

特養、老健、療養型病床群の施設に入所または入院されております介護サービスに係る保険給付費であります。

次のページになります。

4 目居宅介護サービス計画給付費 7,845 万 8,000 円であります。

ケアプランの作成に係る保険給付費であります。

72 ページになります。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等給付費、本年度予算額 9,583 万 4,000 円であります。

19 節の細節 3 は、ホームヘルプサービスなど 11 種類のサービスについて要支援者に係る保険給付費となります。

2 目地域密着型介護予防サービス等給付費 406 万 7,000 円であります。

介護予防小規模多機能型居宅介護に係る保険給付費となります。

75 ページになります。

4 項高額介護サービス等諸費、1 目高額介護サービス等費 4,600 万円であります。

利用者の 1 割の定率負担分が著しく高額となった場合に、費用負担に与える影響などを考慮いたしまして、一定額を上回らないように負担軽減を図るために、要介護者と要支援者に給付するものとなっております。

5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス等費 700 万円であります。

世帯の中で 1 年間の医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が著しく高額となり、自己負担限度額を超えた場合に支給するものであります。

76 ページになります。

6 項市町村特別給付費、1 目市町村特別給付費 20 万円であります。

次のページになります。

7 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス等費 1 億 300 万円であります。

施設サービスの居住費及び食費が自己負担になりましたが、低所得者に対しまして、その負担が重くならないように軽減するためのサービス費用となっております。

次のページになります。

3 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目基金積立金 1,000 円であります。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防高齢者施策事業費 576 万 2,000 円であります。

この目は要介護認定で非該当となった方、あるいは要支援、要介護になるおそれのある方、いわゆる特定高齢者と言っておりますけれども、これらの方々に対する介護予防事業費及び一般高齢者に対する介護予防事業費を計上いたしております。

次のページになります。

2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費 350 万 3,000 円であります。

包括的支援事業といたしまして、相談窓口の業務などに係る費用であります。

次に 80 ページになります。

2 目任意事業費 482 万 2,000 円であります。

1 節報償費の細節 1 は、新たに実施いたします介護相談員派遣事業に要する相談員 9 名分の活動奨励金になります。13 節の委託料は、細節 5 の徘徊高齢者に係る家族を支援する事業、細節 6 はシルバーハウジングに係る生活支援員の派遣事業に要する費用であります。

20 節扶助費の細節 1 は、重度の要介護者を家族のみで介護した場合の家族介護慰労金、細節 2 は成年後見人に対する支援扶助であります。

3 目地域包括支援センター運営費 878 万 2,000 円であります。

包括支援センターを運営する職員 1 名分の人件費が主なものであります。

81 ページになります。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金 40 万円であります。

2 目償還金 1,000 円であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

57 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、本年度予算額 4 億 4,740 万円であります。

本年度の 65 歳以上、いわゆる第 1 号被保険者は 7,436 人で見込んでおります。

なお、第 1 号被保険者の標準給付費に係る負担率は 21%となっております。

また、基準保険料につきましては、24 年度から 26 年度までの 3 カ年は月額 4,950 円となっております。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金、本年度予算額 811 万 1,000 円であります。

東十勝介護認定審査会に係る池田町、浦幌町、豊頃町からの共同設置負担金となります。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料 1,000 円であります。

2 目民生手数料 1 万 8,000 円であります。

シルバーハウジングの生活援助員の利用に係る手数料であります。

次のページになりますが、4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金、本年度予算額 4 億 570 万 8,000 円であります。

国が負担することになっております介護給付費の定率 20%分であります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、本年度予算額 1 億 999 万 7,000 円であります。

市町村の介護保険に関する財政力の格差を調整するために国から交付されるもので、5%前後が交付されることになっております。

2 目地域支援事業交付金 818 万 9,000 円であります。

1 節は、介護予防事業に対する国からの交付金、対象事業費の 25%分であります。

2 節は、包括的支援事業費及び任意事業に対する国の交付金で、対象事業の 39.5%となっております。

次のページになります。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費支払基金交付金、本年度予算額 6 億 3,797 万 8,000 円であります。

40 歳から 64 歳まで、いわゆる第 2 号被保険者の負担分となります。

2 目地域支援事業支払基金交付金 167 万 1,000 円であります。

1 目と同様、基金から交付されるものであります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金、本年度予算額 3 億 926 万 9,000 円であります。

道が負担する介護給付費の定率分 12.5%分であります。

2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金 409 万 3,000 円であります。

1 節は、介護予防事業に対する道からの交付金でありまして、対象事業費の 12.5%になります。

次のページになりまして、2 節は、包括的支援事業及び任意事業に対する道からの交付金で、対象事業費の 19.75%になります。

3 項財政安定化基金支出金、1 目財政安定化基金交付金、廃目であります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 1,000 円であります。

次のページになります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額 3 億 2,079 万 1,000 円であります。

1 節の介護給付費繰入金は、介護給付費の定率分 12.5%を一般会計から繰り入れるものであります。

2 節は介護予防事業に対する繰入金、対象事業費の 12.5%。

3 節は、包括的支援事業、任意事業に対する繰入金、対象事業費の 19.75%となります。

4 節その他一般会計繰入金は、職員 2 名分の人件費及び東十勝介護認定審査会を担当する職員 1 名分の人件費、東十勝 3 町の負担分を控除した額を計上いたしております。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金 1,999 万円であります。

介護給付費準備基金からの繰入金であります。

次のページになります。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 10 万 1,000 円であります。

10 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目第 1 号被保険者保険料延滞金 1,000 円であります。

2 項預金利子、1 目預金利子 1,000 円であります。

3 項雑入、1 目滞納処分費 1,000 円であります。

2 目第三者納付金 1,000 円であります。

次のページになります。

3 目返納金 1,000 円であります。

4 目雑入 1,000 円であります。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

小川委員。

○1 番（小川純文） 介護保険につきまして、全般的にちょっと質問をさせていただきたいと思います。

介護保険につきましては、昨年度の 24 年度から介護保険料が前期の 3 年間より 1,100 円ほど上がりまして、これは久しぶりの大幅な改定であったということでもありますけれども、何とかその中でも 4,950 円ということで、5,000 円以内でとどめたという中におきまして、本年の介護保険の予算書を見

させていただいた中で、総額が、もう 22 億 7,000 万円ということで、もう 23 億円にもいくというような状況で、前年対比 8 % の伸びと、こう年々膨らむわけでありますけれども、それに対して逆に言えば介護保険で適用になるいろんな施設型のサービス事業、また在宅型のサービス事業、いろんな施設も 65 歳以上の介護対象者においては、ライフスタイルに合わせた多種多様な介護サービスが行われているわけでありますけれども、このようにこれだけ介護保険料は改定をして、保険料としての集めもしているわけなのですけれども、道の基金の積立金の財産とか資金の取り崩しながら交付をされているという状況の中で、前年から本年にかけて、この積算基礎の資料にはいろいろ書いてありますけれども、この事業の中身について、もう少し詳しくご説明いただけたらありがたいと思います。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 全般的にということですが、24 年度は第 5 期計画の初年度ということで、計画の最初の年ということで実績して、今予算においては、その中間年ということになります。

計画時点では、高齢化率の見込みが 26.1 % であったのが、26.52 % と若干伸びたこと、また認定者の見込みが 18.6 % と予想していたものが 18.79 % ということで、見込みよりも若干伸びたというのが事実です。それに伴いまして、給付費総額においては、24 年度の当初予算、確かに 20 億 3,000 万円から今期計画 22 億円になっておりますけれども、今年度の執行見込みでいくと 19 億 420 万円ということで、おおむね 94 % ぐらい、初年度としての執行率としては、想定内の伸びということで考えております。給付全体ということなので、伸びの大きなものとしては、やはり介護予防事業というところが非常に伸びました。これは、昨年から地域活動として包括支援センターが動いていますことで、高齢者の方にたくさん訪問したことによって、必要な給付が提供できた結果だと思えます。その他施設サービスについてとか、居宅サービスについて若干伸びがあったり、施設サービスについては、むしろ減っているぐらいです。こちらの関係でいくと、初年度としての伸びとしては、本当に想定内の額だったということで、今期の予算反映にそれ相応の伸ばし方ということで伸ばした予算ということで、22 億円ということで予算化しております。

○委員長（前川雅志） 小川委員。

○1 番（小川純文） 高齢化率も 26 % を超えたということで、本当に町民 4 人に 1 人が介護保険対象年齢ということで、非常にこれは大きな会計ではあると思うのですけれども、認定者数も、もう 1,000 人を超えまして、毎年の伸びていると。

今お話にあったように、この積算資料によりますと、在宅型からだんだん予防とついたサービス型に、このパーセンテージを見ましても、ここ近年は、特に前年あたりから本年、ここ一、二年を比較しますと、予防型のほうに非常にシフトして利用率が高まっていっているということで、その点については、今ご説明ありましたようにいろんな施策がそこで働いているのかなというふうには思いますが、この本年のこの 25 年度でうまくいかなければ 26 年度が最終年であります。27 年度になりますと、また改定ということになっていこうかと思えますけれども、その中で、今後の 24 年度は想定内であったということでもありますけれども、介護保険料の中に、ここ近年できています特老、小規模の特老だとか、今度札内で予定されています有料型の老人ホームとかも、この介護保険料には織り込み済みなのではありますけれども、やはりいろんな対象者の年齢の方々に介護サービスというものが認知をされまして、このように利用が伸びていったときに、今年と来年の中で、本当にこの予算の中で、この保険料の中で、トータル予算の中でいける見込みについてはどうなのでしょう。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） しっかり計画したつもりでおりまして、本年度も介護給付準備基金に 2,400 万円を何とか積めるのではないかと考えております。今期この 6 期の中で、4,400 万円ほどの取り崩しをして、今期を終えようということで、4,950 円の保険料を設定しましたけれども、今度の予算においては、このうちの、先ほどの予算書の中にもあるとおり 1,900 万円を取り崩した形で 2 年目を過ぎそうという形で。これは、あくまでも施設ですとか、給付費相当の伸びを計算して、今年度よりさらに伸びを考えた上で、この 1,900 万円の取り崩し、あるいは保険料の積み上げで執行できるのでは

ないかということで立てた予算ということでご理解ください。

以上です。

○委員長（前川雅志） 小川委員。

○1 番（小川純文） 本日は、25 年度の予算ということでありますけれども、介護保険につきましては、これ 3 年間連動するという関係もありまして、26 年度においても何とかいけそうだという数字の目標があるということで一安心したわけでありまして、ただここにおきまして、やはり 24 年度から改定された 4,950 円というのは、やっぱりその以前に見ますと、1,100 円のアップというのは、やっぱりこれは保険料としての負担は非常に変わったのではないかなと。年額にすると、やっぱり平均で 1 万 3,000 円の変化ということでありますから、それにおきまして、料金の段階設定も細かくされているわけでありまして、そういう中で、この介護保険料の収納率についての部分は、どのような状況ですか、お教えください。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 今、委員もおっしゃっていただきましたとおり今期計画の執行に当たりましては、低所得者の方の保険料に配慮するということで、納期を 4 期から 8 期にしたということで、1 回にお支払いの額が高額にならないようにということで設定しております。

3 月 7 日現在ですけれども、収納率で 99.7%を今年度持っているのではないかと予定しております。

○委員長（前川雅志） 小川委員。

○1 番（小川純文） 非常に高い収納率を維持されているということで、逆に言えば、それが信頼を受けた介護保険の制度になっているのかなというふうに思うところでありますけれども、前回改定のとくにもいろいろお話がありました。このままでは介護保険制度も行く行くはパンクをしてしまう、そういう危険性ははらんでいるということも論議されていたと思います。その中で、26 年度から社会保障と税の一体改革だとか、25 年度からの消費税の社会保障目的化とか、そういういろんな国の施策はあると思いますけれども、そういうものを含めた中で、今後の改定に向けて、今後のこの介護保険の運営に向けての取り組みの中での考えがありましたらお知らせください。

○委員長（前川雅志） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 26 年まで、すなわち第 5 期については、計画どおり今のところは来ている。ただ、前回改定するときに、月額 5,000 円を超えるような算定にならざるを得ないのかなと、一時そのようなことも考えたわけですが、何とか第 5 期に持ち越せる金額もあったというようなことで 4,950 円。国は、平成 12 年にこの制度を立ち上げたときに 5,000 円を超えるような保険料になったら、もう介護保険は成り立たなくなるのだというような説明がありました。まさに、もうその時期に来ているということで、税と社会保障の一体改革の中では、今、私たちのほうに打ち出されているものというのは、介護従事者、すなわち介護に携わる職員の待遇改善、このようなことを中心に社会保障と税の一体改革の中では、約 7,000 億円ぐらいの財源を見込みたいという話はしております。

ただ、介護保険会計に対する国の支援、こういったものについては全く見えていないということで、今のところは第 6 期に向けて、どのような形が出てくるのか、この辺については、国の動向を注視しているというような状況でございます。

○委員長（前川雅志） 小川委員。

○1 番（小川純文） 十勝管内におきましても 5,000 円を超える町村も出ております。本当に今、部長から説明があったように、本当に 5,000 円を超えて上がっていくようでは、本当にこれは負担もできなくなると、保険料を払うことも厳しくなってくると思いますので、この点につきましても町長初め、十勝市町村また全道の段階で強く要請していただいて、国のほうにも一つの方策を見出せるように努力をしていただきたいと思います。

○委員長（前川雅志） 関連、増田委員。

○17 番（増田武夫） 今、収納率 99.7%というお話もありましたけれども、これ、お年寄りの人は嘆いているのですが、何せ年金からの差引きで、こういう収納率になっているわけでありまして。そうし

た点で、今、第1段階、第2段階の人は、年間2万9,700円の負担でありますし、また後期保険料も一番低くて4,770円という負担でありますから、本当に収入の少ない人に年間両方合わせて3万5,000円近くのその負担になるということを考えますと、本当に今のお話にもありましたが、高齢者は耐え切れないと、そういう状況にあるのではないかというふうに思います。

たびたび申し上げてあれなのですけれども、やはりこうした国では独自の減免はするなというような指導もあるかもしれませんが、しかし今の高齢者の状況を考えますと、独自に保険料の減免も考えるべきだということを申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 確かに介護保険料が高いという形、これについては、皆さん同じように思っている部分もあるのだろうというふうに思います。

ただ、この介護保険制度、これからどんどんふえていくお年寄りの人たちを、地域社会でみんなで支えていこうというようなことでスタートした事業であります。すなわち40歳からの前期高齢者、この部分も負担をしていくわけですし、高齢者の皆さんにも一定の御負担をいただきたいと、低所得者層について減免をするということになれば、どの世代、またはどの層で、この負担をしていくのかというようなことにもなってくるわけであります。ですから、そういった意味で、地域社会全体で見守ると、支え合うのだというようなことで、その分については、ご理解をいただくようお願いをしたいというふうに思います。

○委員長（前川雅志） 増田委員。

○17番（増田武夫） これ支え合った結果が、生活できないというような状況では困るわけで、第1段階、第2段階で合わせますと2,016人の被保険者に負担となるわけで、全体が7千何人の被保険者ですので、相当の割合の方々が大変な状況に置かれていると。そのほかの段階の人も確かに大変なわけですが、ぜひともそうした点を考慮して何とかならないか、今後とも検討していただきたい、そのように思います。

以上です。

○委員長（前川雅志） ほかにありませんか。

野原委員。

○16番（野原恵子） 70ページ、3目施設介護サービス給付金のところなのですが、今、札内寮の忠類のほうにサテライト、そして旭町にはこの5月から特老がオープンされるということですが、今の町の介護施設の状況と、平成23年6月の資料なのですが、特老の待機者が111人ということになっておりましたが、このことによりまして解消されるのかどうか。

それと、平成25年度以降の建設予定、それがあればお知らせしていただきたいと思います。

もう一点は、78ページですが、1目介護予防高齢者施設事業費の中の12節役務費、介護予防ポイント制度活動の項目ですが、今、登録されている人たちは、何人ぐらいいらっしゃるのか。

また、サービスの対象となるボランティアの範囲は、どういうボランティアが対象になっていくのか。そして、そのボランティアは、どういう形で認めていくのか、そのことをお聞きしたいと思います。

もう一点目は、80ページの2目任意事業費の20の扶助費ですが、家族介護慰労金なのですが、これは介護認定4、5の方の介護利用者が対象ということになっております。地域を歩きましても、高齢者の方が施設を利用するのをためらっておりまして、家族介護されている方が何人かいらっしゃいまして、その家族介護は本当に大変だという、そういうお話も聞いております。そういう方に、この慰労金を支給するということでは、対象が今まで何人いたのか、そういうこともお聞きしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） では、まず施設サービスの現状からです。

町内にあります介護保険３施設ということでは、まず特別養護老人ホームとして、札内寮と俗に言われておりますところ 91 床ございます。今回地域密着型の特別養護老人ホームということで、ふらっと札内、ふらっと忠類、５月オープンいたしますコミニの里まくべつの３施設で 29 床の掛ける 3 で、87 名定員となっております。

それと、老人保健施設ということで、あかしやにあります老健施設あかしや、あそこが定員 150 名の老健施設となっております。

その他在宅サービスには入りますが、グループホームというのが、一応入居型の施設となっておりますが、町内 9 事業者 15 ユニットということで 135 人床持っております。

施設サービスとしては、それだけになります。

それから、今回の新しい地域密着型の施設ができたことで解消されたかどうかという話ですが、具体的にこれまで待っていた方が入っているかどうかという検証は、今させてはいただいておりますが、現段階での特養の待機者というふうに調査しましたら 127 名ということで、当時の段階を上回っております。

ところが、当時のこの計画を立てるときというのは、管内全部に申し込まれた方を実人員合わせをして、本当に何人待っているかということで出した数字ですので、今回この札内寮での待機状況の 127 というのは、札内寮に申し込みをしている人というふうに考えていただけると、ある程度その中で入った方とか、新たに申し込まれた方とかいらっしゃると思うのですが、その辺については、具体的に、この後、実際に今度コミニの里まくべつがオープンした段階で入居者の方を整理させていただいて、当時の入居者がどのようになったかということを見ていきたいと思っております。

それから、26 年以降の建設状況ですが、現段階で、まだ第 6 期の計画については白紙状態でありまされども、現行、先ほど小川委員の発言にもありましており、私たちが目指します個人が自分のパーソナリティに合わせた形の施設という形では、今度の有料が建つことで、全ての形態の施設が町内にできるという事実がありますことから、今現在では、建設予定はないというふうに考えております。

それから、介護予防ポイント制度に関してです。

こちらは、現在、今年度内の研修を受けていただいた方 52 名の方で、既に 47 名の方で活動していただいております。

活動内容といたしましては、基本的には、身体を介護するような、手を出すような介護ということは全く考えていなくて、お話し相手ですとか、ゲームの相手、それから職員の方がどうしても手を離さなければいけないときに、お話し相手をしながら見守るところが基本になります。

ただ、人によっては、そういう人に対応することは不得意だけれども、片づけをしたり、花壇の整理をしたり、草取りをするのが得意だとおっしゃる方については、そういう部分についてもお手伝いをさせていただくということが可能になっております。ただ、敷地内の草を全部とってくださいますところは、就労センターにお願いしていただきたいということで、それはこの介護ポイント制度の対応ということからは外させていただいております。

次に、介護慰労金の関係ですけれども、これはこれまで介護 4、介護 5 の方で、それで全く介護サービスを 1 年間使っていない方ということが条件になりますので、これまで対象者も 1 人もおりませんでしたし、実質支給したことも一度もありません。

○委員長（前川雅志） 野原委員。

○16 番（野原恵子） 介護施設サービスの件ですけれども、待機者はこれから調査していくということですが、実質、町内で待機している方が何人いるか、そのところも調査して人数を明らかにしていかなければ、施設が十分か、不十分かということは明らかにされませんので、その点を明らかにしていただきたいということと、それと今、三つの施設の状況を答弁していただきましたが、そのほかに有料の介護付きの老人施設だとかとあると思うのですが、そういうものの建設予定は、平成 25 年度以降あるのかどうか、その点お聞きしたいと思います。

それと、今のボランティアの範囲なのですが、このボランティアの範囲は、この介護ポイントのボランティアになりますよという見定めは、どこをするのでしょうか、その点をもう一度お聞きしたいと思います。

それと、今、任意以上の件ですが、これ予算化されていまして、その該当する方が1人も今までいないということでは、利用されづらい制度ではあると思うのです。ですから、せっかくこのように町が家族介護をされている方に慰労金を支給したい、そういう思いがあるのであれば、家族介護している方が利用しやすいような制度に変えていくということが必要ではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 施設の今後の、例えば有料も含めてですけれども、先ほど答弁したとおり5期に関しては、もう5期計画中にありませんので全くないです。

ただ、広域型、市町村が関係しない広域型の通所型については、道の申請で、町からの意見書という形になりますので、もしかしたらあるかもしれませんが、入所の施設ということでは5期中はもちろんありませんし、6期中も計画はしておりません。

それから、ボランティアの関係の見定めですけれども、これは間に入っているのが、必ず今5期中は介護支援係、町職員がその間に必ず入りますので、自分はこんなことができますよというボランティアさんの要望と施設側の要望とを必ずマッチングさせて対応するということを丁寧にこの1年間やっていくということにしておりますので、そこについては、見定めを町職員がきちんとした形で実施いたします。

それから、介護慰労金ですけれども、こちらは委員のおっしゃられるよりも、逆にきちんと要介護、重い方を在宅で見られている方は、介護制度を十分活用して、在宅で見ているようなサービスが十分提供されているというふうに考えていただけたらどうかなと思っております。

以上です。

○委員長（前川雅志） 野原委員。

○16番（野原恵子） 施設介護サービスの件なのですが、今5期以降その対象はないというお答えでしたけれども、札内西町のほうに100床これから予定されているということですが、そういう施設は、対象にならないのでしょうか。

それと、ボランティアの件ですが、施設側からこういうボランティアをしてほしいという要望が町のほうに来て、それで町職員がそこを整理して、ボランティアの内容を定めていくということなのでしょう。例えば、お話し合いですとか、ゲームですとか、見守り、そういうことであれば、必ずしもボランティアの内容としては、今、子育てに関するボランティアもありますし、そういう点では、ボランティアの範囲を広げていくということも考えていく必要があるのではないかというふうに思います。

それと、家族介護なのですけれども、これはなかなか高齢者になっていきますと、家族で介護してほしい、親族としては何とか介護保険を利用してほしい、そういう思いがあっても、高齢者が拒否した場合、それは無理やりサービスを利用するというふうにはならないのです。それで、もう本当に家族が大変な思いをして何人かで介護しているという現状が何人かいらっしゃるのです。ですから、そういうところにこの慰労金をきちっと利用できるような、そういう状況が必要だと思うのです。例えば、介護4とか5とかというのは介護ベッドは利用しても、ほかは利用していない、そういう方も対象にするとか、そういうふうになりますと、介護するほうも少しは報われるのではないか、このように思います。いかがでしょうか。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 失礼しました。私、5期中既に西町にできている100床については、計画に入っているということで、ちょっと飛ばしました。申しわけありません。26年10月に100床の有料老人ホーム介護つきがオープンいたします。

それと、ボランティアの関係ですけれども、ちょっと言葉足らずで申しわけありません。これは、事前に施設にもこういったボランティアをしてくださる方を町で養成して派遣しますが、おたくの施設で受け入れていただけますかという事前の了承を先に全ての機関とご契約させていただいております。その中で、逆に言うと、絶対にきょう来てもらわなければ困るというボランティアではなく、毎日何時から何時の間だったら何人ぐらい来てもいいよということを先に言っていただいておりますので、そこに来ていただける方を町が調整するという形になっております。ですから、施設側さんも、全く来ない日もあれば、3人来る日もあってもいいよという、そういうボランティアさんを受け入れていただくということを、これ、あくまでも介護予防ポイント制度は、ボランティアが主目的ではなく、このボランティアをしていただく方の介護予防もこの目的であるということを施設側の方にも十分理解していただいて、双方で行う事業だにご理解ください。

それと、慰労金なんですけれども、例えばベッドだけ借りていても、どんな形ででも介護サービスを使っている方は、この対象からやっぱり外れるというのはたしかです。

私どもも細かく見ておりますけれども、この重い方で在宅1年以上で、それで何のサービスも使っていない方というのは、逆に私たちもそのような方が在宅にいらっしゃると気を配らなくてはいけなくて常に見ておりますけれども、余り拾えていないのですけれども、今後もそういう方については、どんな状況で、特に介護度が重くて在宅をしているというのは調査でわかりますので、そういう方たちにはどのような条件で在宅介護をされているかというのは細かく見ていく姿勢は持って、これからもやっていきたいと思っております。

○委員長（前川雅志） 野原委員。

○16番（野原恵子） ボランティアの件なんですけれども、広く介護予防のためのボランティアというお答えだったと思うのですけれども、ボランティアの対象をやはり広く町民が関心を持っていただいて、それでそれを広げていくということでは、ボランティアも大事な役割を果たしていると思います。そういう点で、必ずしも介護予防だけではなくて、お話し合いですとか、さっきもお話ししていますけれども、町民を対象にした、そういうボランティアも対象に広げていくべきではないかと。施設側と町側との話し合いで、その範囲でとどめるのではなくて、広くボランティアというものを広げていくという意味で対象にしていくことが必要ではないか、そこを1点お伺いしたいということと、それから家族介護なのですが、この範囲を広げていく、そういうお考え、これ1人とか2人とか少ないかもしれませんが、そういう人たちは本当に苦労して家族介護をしていますので、そのハードルを下げるということはできないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（前川雅志） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 説明の、冒頭の私の言葉足らずですが、この介護ポイント制度に関しましては、地域支援事業の中で介護費用の中、この皆さんからいただいた介護保険の中で、その負担割合の中で実施する制度ですので、対象ボランティアの方は65歳以上の方ということでスタートして、地域支援事業の中で、国のお金も道のお金もいただきながらやる事業ということで65歳以上です。

また、その他町民の方たちがボランティアをしていただくというのは、施設独自でもボランティアさんを養成しているところもありますし、あとうちの社会福祉協議会で、ボランティア制度ということで、ボランティア協議会等々もつくり上げながら、町のボランティアについては、別な角度で、皆さんの気持ちを持ったボランティアということで実施する機関が別にもあるということになっております。

それと、慰労金に関しましては、これ平成12年当初、国の制度を引き継いで実施しているもので、「要介護4、5と認定された住民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護サービスを受けなかった者に」というのがベースの条件になります。この部分をずっとベースとしておりますので、今おっしゃっていただいているような誰でもずっと在宅していればということではないこと、低所得者対策であるということもご理解ください。

○委員長（前川雅志） ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(前川雅志) 介護保険特別会計予算につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、16 時 35 分まで休憩いたします。

16 : 23 休憩

16 : 35 再開

○委員長(前川雅志) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 7 号、平成 25 年度幕別町簡易水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長(佐藤和良) 議案第 7 号、平成 25 年度幕別町簡易水道特別会計予算について説明をいたします。

87 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4,554 万 2,000 円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、88 ページ、89 ページの第 1 表、歳入歳出予算のとおりであります。

第 2 条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、90 ページの第 2 表、地方債のとおりであります。

90 ページをお開き願います。

第 2 表の地方債であります。地方債の本年度の借入予定額といたしましては、幕別簡水整備事業の 1 億 2,720 万円、忠類簡水整備事業の 400 万円、駒畠簡水整備事業の 1,500 万円と新和簡水整備事業の 350 万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりであります。

歳出より説明いたします。96 ページをお開き願います。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費、本年度予算額は 4 億 4,544 万 2,000 円であります。

本目は、簡易水道施設の給水経費と施設整備に係る経費であります。

2 節から 4 節につきましては、担当職員 1 名分の人件費であります。

97 ページからの 13 節委託料であります。98 ページの細節 13 の駒畠簡水の事業区域で水道が未整備となっており美川地区の配水管布設調査設計委託料が主なものであります。

15 節は検定満了量水器取りかえ工事のほか、幕別、忠類、新和簡水の施設整備工事費等が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 は、更別村共同施設維持管理に要する負担金であります。

99 ページに参ります。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額は 10 万円であります。

次に、歳入について説明いたします。

93 ページの歳入へお戻り願います。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目負担金、予算額は 2,100 万円であり、主なものは、忠類地区高規格道路工事に伴う水道管移設工事に係る工事負担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料、本年度予算額は 9,277 万 3,000 円であります。

本目は、幕別地区 4 簡水と忠類地区 1 簡水の水道使用料であります。

2 項手数料、1 目手数料、予算額 1,000 円で、設計手数料であります。

94 ページに参りまして、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額 1 億 8,196

万 7,000 円で、一般会計からの繰入金であります。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金につきましては、予算額 10 万円であります。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入は予算額 1,000 円であります。

6 款町債、1 項町債、1 目水道事業債、予算額は 1 億 4,970 万円であります。

これは第 2 表で説明をいたしました工事に係ります起債であります。

以上で、簡易水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 簡易水道特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了をさせていただきます。

次に、議案第 8 号、平成 25 年度幕別町公共下水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（佐藤和良） 議案第 8 号、平成 25 年度幕別町公共下水道特別会計予算について説明をいたします。

106 ページをお開き願います。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 6,921 万 1,000 円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、107 ページ、108 ページの第 1 表、歳入歳出予算のとおりであります。

第 2 条の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、109 ページになります。

第 2 表、地方債のとおりであります。

109 ページとなります。

なお、本年度の借入予定といたしましては、公共下水道建設事業で 3,520 万円、十勝川流域下水道建設事業の建設事業負担分として 830 万円を予定しております。

また、資本費平準化債につきましては、先行投資分に係ります企業債相当額の一部を一定期間後年次に繰り延べする起債であります。本年度は元金分で 2 億 3,680 万円、利子分で 7,130 万円、下水道事業の特別措置分として 5,650 万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、ここに記載のとおりであります。

歳出より説明させていただきます。

115 ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算額は 7,696 万 9,000 円であります。

本目は、下水道事業の推進に係る各種負担金が主なものであります。

2 節から 4 節につきましては、担当職員 1 名分の人件費で、19 節負担金補助及び交付金の 116 ページ、細節 6 は十勝川浄化センターの運営分担金であります。

21 節貸付金は、水洗便所の改造資金として貸し付けするものであります。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費、本年度予算額は 9,247 万 6,000 円であります。

本目は、下水道事業にかかわります担当職員 2 名分の人件費及び工事費、事業に伴う事務費が主なものであります。

117 ページに参りまして、13 節委託料の細節 6 は幕別町浄化センターの長寿命化計画に基づく機械・電気設備の実施設計及び札内中継ポンプ場の長寿命化計画策定に係るものであります。

15 節工事請負費の細節 2 は、明野 6 線道路整備に伴う雨水管渠の整備工事、細節 3 は幕別町浄化センターにおける沈砂池設備の電気機械更新工事であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3 は十勝川流域下水道事業建設事業費の負担金であります。

118 ページに参りまして、2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費、本年度予算額は 7,529 万

1,000 円であります。

本目は、幕別町処理区における浄化センターの維持管理費で、年間汚水処理量は 66 万トンを予定しております。

119 ページに参りまして、2 目札内中継ポンプ場管理費、本年度予算額は 1,458 万 8,000 円であります。

本目は、札内処理区の汚水を札内川浄化センターへ圧送することに伴う中継ポンプ場の維持管理経費で、年間圧送量につきましては 162 万トンを予定しております。

3 目管渠維持管理費、本年度予算額は 1,025 万 1,000 円であります。

本目は、汚水・雨水の管渠及びマンホールや、泉町、みずほ町の雨水排水ポンプ所の維持管理経費であります。

120 ページに参りまして、3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額は 6 億 829 万 2,000 円で、起債償還の元金であります。

2 目利子、本年度予算額は 1 億 9,124 万 4,000 円で、起債償還の利子であります。

121 ページに参りまして、4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額 10 万円であります。

次に、歳入について説明いたします。

112 ページまでお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目都市計画負担金、予算額 87 万 3,000 円で、公共下水道の受益者負担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料、予算額 3 億 1,489 万 8,000 円で、幕別、札内両処理区にかかります下水道使用料であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費補助金、予算額 3,020 万円で、下水道建設事業費の国庫補助金であります。

次のページに参りまして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額 3 億 1,388 万 2,000 円で、一般会計からの繰入金であります。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額 10 万円であります。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算額 15 万 8,000 円で、簡易水道下水道の中央監視装置の電気料であります。

2 項貸付金元利収入、1 目水洗化改造等資金貸付金元利収入、予算額 100 万円で、水洗化改造等貸付金の元金収入であります。

次のページに参りまして、7 款町債、1 項町債、1 目都市計画事業債、2 目資本費平準化債、3 目下水道事業債につきましては、先ほど第 2 表の地方債で説明を申し上げました起債の内容であります。

以上で、公共下水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 公共下水道特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 9 号、平成 25 年度幕別町個別排水処理特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（佐藤和良） 議案第 9 号、平成 25 年度幕別町個別排水処理特別会計予算について説明をいたします。

128 ページをお開き願います。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7,195 万 7,000 円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、129 ページ、130 ページの第 1 表、歳入歳出予

算のとおりであります。

第2条の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、131 ページの第2表、地方債のとおりであります。

なお、本年度の借入予定としましては、個別排水処理整備事業として3,720万円を予定しております。

初めに、歳出より説明をさせていただきます。

136 ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額は477万4,000円であります。

本目は、個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であります。

21 節貸付金につきましては、水洗便所の改造資金として1件50万円を限度に貸し付けするものであります。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費、本年度予算額は5,696万円であります。

本目は、合併浄化槽の整備に係る経費で、2 節から4 節までは、個別排水事業にかかわります担当職員1名分の人件費であります。

137 ページに参りまして、15 節工事請負費は本年度設置を予定しております合併浄化槽の建設経費であります。

次のページに参りまして、2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費、本年度予算額は4,687万5,000円であります。

本目は、本年度建設分も含め幕別地区337基、札内地区276基、忠類地区76基の計689基分の維持管理経費であります。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額は4,208万2,000円で、起債償還の元金であります。

2 目利子、本年度予算額は2,116万6,000円で、起債償還利子であります。

139 ページに参りまして、4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額は10万円であります。

次に、歳入について説明いたします。

134 ページへお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金、本年度予算額は283万円で、合併浄化槽整備の受益者分担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料、本年度予算額は2,465万1,000円で、本年度施工分を含めました689基分の使用料であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額は1億307万6,000円で、一般会計からの繰入金であります。

次に、135 ページに参りまして、4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額10万円であります。

5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目水洗便所改造等資金貸付金元利収入、本年度予算額は400万円で、貸付金の元金収入であります。

2 項消費税還付金、1 目消費税還付金、本年度予算額は10万円で、前年度分の消費税精算還付金であります。

6 款町債、1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債、本年度予算額は3,720万円で、合併浄化槽整備の起債であります。

以上で、個別排水処理特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 個別排水処理特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 10 号、平成 25 年度幕別町農業集落排水特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（佐藤和良） 議案第 10 号、平成 25 年度幕別町農業集落排水特別会計予算について説明をいたします。

145 ページをお開き願います。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,839 万 1,000 円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、146 ページ、147 ページの第 1 表、歳入歳出予算のとおりであります。

152 ページの歳出へ参ります。歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額は 49 万 2,000 円であります。

本目は、農業集落排水処理事業にかかわります事務的経費のほか、消費税が主なものであります。

2 款事業費、1 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費、本年度予算額は 3,381 万 4,000 円あります。

本目は、農業集落排水処理施設忠類処理区の維持管理経費であり、年間処理量は 12 万トンを予定しております。

153 ページに参りまして、13 節委託料の細節 9 は、処理施設の劣化状況等を調査する費用で、国の地域自主戦略交付金を活用して実施するものであります。

2 目排水処理施設管渠維持管理費、本年度予算額は 141 万円であります。

本目は、既に整備をいたしました污水管渠 1 万 4,114 メートル、マンホール 397 カ所、污水ます 485 カ所分の維持管理経費であります。

154 ページに参りまして、3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額は 1,614 万円あります。

2 目利子、本年度予算額は 643 万 5,000 円あります。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額 10 万円あります。

次に、歳入についてであります。

150 ページへお戻り願います。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、本年度予算額は 1,713 万 5,000 円あります。

これは忠類処理区域にかかわる排水処理施設使用料であります。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目排水処理施設管理費補助金、本年度予算額は 200 万円あります。

これは、国の地域自主戦略交付金として、機能診断調査に充てるものであります。

3 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度予算額は 1 万円あります。

これは農業集落排水事業償還基金の利子であります。

151 ページに参りまして、4 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目農業集落排水事業償還基金繰入金、本年度予算額は 85 万 5,000 円あります。

これは、農業集落排水事業起債借入金の元金及び利子のうち、その償還の一部に充てるものであります。

2 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額は 3,829 万 1,000 円あります。

一般会計繰入金であります。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額 10 万円あります。

以上、農業集落排水特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 農業集落排水特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、

以上をもって終了させていただきます。

この際お諮りいたします。本日の委員会は、全ての審査が終了するまで行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（前川雅志） 異議がないようでありますので、本日の委員会は、全ての審査が終了するまで行います。

次に、議案第 11 号、平成 25 年度幕別町水道事業会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（佐藤和良） 議案第 11 号、平成 25 年度幕別町水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

157 ページをお開き願います。

初めに、第 2 条、業務量の予定量であります。給水戸数 9,100 戸、年間総給水量 230 万 3,100 トン、1 日平均給水量 6,310 トンであります。

主要な建設改良事業は配水管布設整備事業であります。

次に、第 3 条、予算の収益的収入及び支出の予定額であります。収入の第 1 款事業収益は 5 億 6,119 万 7,000 円であります。

支出の第 1 款事業費は 5 億 7,958 万 1,000 円であります。

次に、第 4 条の資本的収入及び支出の予定額であります。

収入の第 1 款資本的収入は 9,773 万円であります。

支出の第 1 款資本的支出は 2 億 9,479 万円であります。

第 4 条、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 9,706 万円は、当年度損益勘定留保資金 1 億 9,706 万円で補填するものであります。

158 ページに参りまして、第 5 条の企業債であります。起債の目的及び限度額につきましては、配水管布設整備事業の 8,900 万円であります。

次に、第 6 条の議会で議決を経なければ流用することができない経費であります。職員給与費 3,929 万円であります。

次に、第 7 条のたな卸資産の購入限度額は 386 万 6,000 円と定めるものであります。

次に、176 ページをお開き願います。

平成 24 年度幕別町水道事業の決算見込みにおける損益計算書であります。営業損失が 2,726 万 8,000 円、営業外利益が 1 億 160 万円となり、当年度純利益は 7,433 万 2,000 円となり、前年度繰越欠損金 8 億 4,347 万 8,000 円を加え、当年度未処理欠損金は 7 億 6,914 万 6,000 円となる見込みであります。

172 ページに戻りまして、平成 25 年度幕別町水道事業会計の予定貸借対照表であります。

173 ページの 5、剰余金、(3) の欠損金の繰越欠損金は 7 億 6,914 万 6,000 円で、平成 25 年度の欠損金の見込額は 2,242 万 7,000 円となり、欠損金の累計額は 7 億 9,157 万 3,000 円となる見込みであります。

平成 25 年度において、2,242 万 7,000 円の純損失が生じることとなる主な要因は、拡張事業による減価償却費のほか、国の高料金対策繰り出し基準が毎年改定されますことから、現時点では明示されていないため、一般会計からの繰り入れを計上していないことによるものであります。

次に、160 ページをお開き願います。

収益的支出であります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、本年度予算額は 1 億 9,568 万 1,000 円で、本目は企業団からの受水費等が主な経費であります。

28 節負担金であります。細節 1 の施設利用拡大負担金につきましては、帯広市より譲り受けました責任水量 4,000 トンに対します帯広市への現金精算に要する費用であります。本年度をもって支

払いは完了することとなります。

29 節受水費は十勝中部広域水道企業団からの受水費用で、基本料金につきましては、1 トン当たり 1 万 320 円、責任水量 1 万 300 トン分、従量料金につきましては、1 トン当たり 27 円、1 日 6,500 トンの 365 日分であります。

2 目配水及び給水費、本年度予算額は 3,339 万 1,000 円で、本目は職員 1 名分の人件費と配水及び給水に係る経費であります。

13 節委託料は、水道台帳修正業務、上水道の施設管理業務等に係る経費であります。

161 ページに参りまして、16 節修繕費は配水管漏水修理が主なものであります。

5 目総係費、本年度予算額は 4,538 万 7,000 円で、本目は職員 2 名分の人件費と事務管理経費であります。

163 ページをお開き願います。

6 目減価償却費、本年度予算額は 2 億 2,774 万 3,000 円であります。

本目は、有形固定資産の減価償却費に係る経費であります。

7 目資産減耗費、本年度予算額は 478 万 8,000 円。

本目は構築物、機械及び装置に係る除却費であります。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び配当金、本年度予算額は 6,327 万 1,000 円で、本目は企業債利息であります。

3 目消費税及び地方消費税、本年度予算額は 912 万円であります。

5 目雑支出予定額は 10 万円であります。

4 項予備費、1 目予備費、本年度予算額は 10 万円であります。

次に、前に戻りまして、159 ページをお開き願います。

収益的収入であります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益、本年度予算額 5 億 3,127 万 4,000 円。

本目は給水戸数 9,100 戸分に係る水道使用料であります。

3 目その他営業収益 843 万 5,000 円は、加入者負担金が主なものであります。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金、予算額は 1 万円で、預金利息であります。

7 目雑収益、本年度予算額は 2,147 万 8,000 円で、下水道会計からの収納及び管理業務にかかわります受託収入であります。

次に、165 ページをお開き願います。

資本的支出であります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費、本年度予算額 1 億 931 万円であります。

本目は、配水管布設等にかかわります工事請負費等であります。

13 節委託料であります。細節 2 は、上水道事業区域で、水道が未整備となっております西猿別新生地区の配水管布設調査設計委託料であります。

26 節工事請負費、細節 1 の配水管布設は明野 6 線などの 5 路線での配水管布設工事。

細節 2 は道路改良工事等に伴う水道管移設工事等であります。

2 目営業設備費、本年度予算額は 3,919 万 1,000 円であります。

本目は、検定満了量水器取りかえ等に係る費用であります。

166 ページになります。

4 項企業債償還金、1 目企業債償還金、予算額は 1 億 4,628 万 9,000 円で、企業債にかかわります元金償還金であります。

次に、164 ページに戻りまして、資本的収入であります。

1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債、本年度予算額は 8,900 万円でありまして、配水管布設に伴う企業債であります。

6 項負担金、1 目負担金、本年度予算額は 873 万円、道路工事等に伴います水道管移設工事負担金

であります。

以上、水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 水道事業会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

以上をもって、全会計の質疑を終了いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号、平成25年度幕別町一般会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（前川雅志） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（前川雅志） 起立多数であります。

したがって、平成25年度幕別町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第4号、平成25年度幕別町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（前川雅志） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（前川雅志） 起立多数であります。

したがって、平成25年度幕別町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第5号、平成25年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、平成25年度幕別町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（前川雅志） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（前川雅志） 起立多数であります。

したがって、平成25年度幕別町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第7号、平成25年度幕別町簡易水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 8 号、平成 25 年度幕別町公共下水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 9 号、平成 25 年度幕別町個別排水処理特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 10 号、平成 25 年度幕別町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 11 号、平成 25 年度幕別町水道事業会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本特別委員会に付託されました平成 25 年度幕別町各会計予算の審査が全て終了いたしました。

委員会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本特別委員会は、2 日間にわたりまして、各委員におかれましては終始熱心に審議をいただき、心からお礼を申し上げたいと思います。

また、理事者並びに説明員におかれましては、委員会の円滑な進行にご協力をいただき、まことにありがとうございます。

ふなれな委員長であります。皆様のおかげをもちまして、本特別委員会に付託されました案件の審査を無事終了することができました。

皆様のご協力に対し、心から感謝を申し上げます。多くの質疑がありましたが、全ては町民のためという思いは皆一緒でありますので、今後の町政運営に期待をし、簡単ではありますが、委員長としてのご挨拶をさせていただきます。

まことにありがとうございました。

これをもって平成 25 年度各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

17 : 11 閉会